

地方公共団体の財政分析等 に関する調査研究会報告書

〔 財政健全化の取組と財政指標等の運用状況に関する調査
研究 〕

平成 24 年 3 月

財団法人 自治総合センター

はしがき

地方財政は厳しい状況であると言われて久しく、財政運営の健全化に向けた方策を研究する場として、これまでも「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」を設置して、財政分析や財政情報の公表の方法について調査研究を行ってきたところである。

本年は、自治総合センターにおいて本研究会が開催されてから10年目にあたるが、この間に、三位一体の改革、市町村合併の推進、地域主権改革の推進、地方公共団体財政健全化法の成立など、地方財政を取り巻く環境は大きな変化を遂げた。

こうした中、地方公共団体の財政運営においては、平成21年度決算における経常収支比率の平均値が過去最高となるなど、その厳しさを示す一方、地方公共団体財政健全化法の完全施行から3年が経過し、早期健全化基準以上の団体は年々確実に減少しており、見方によっては相当程度改善しているような印象も受ける。

このような状況を踏まえ、地方公共団体における財政健全化の取組等を通して、様々な社会情勢の変化や地方財政制度の改正が地方公共団体の財政運営に与える影響を分析し、各団体における取組の問題点や今後の課題を検証すること等を目的として、本年度も平成23年9月に「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」を発足させた。以来、平成24年3月までの間、4回にわたり議論を交わし、各団体における財政運営の逼迫した状況とその改善策を広く調査・分析するとともに、その状況を示す財政指標の捉え方、活用の仕方について、専門的見地から調査研究を進めてきたところである。なお、本報告書のうち「第1部」は、今回の調査研究に関し各種データの分析や地方団体への実地調査を実施した明治大学市民ガバナンス研究所に、研究会における議論を踏まえて分析結果及び調査結果を検証し考察いただいたものであり、「第2部」は、現行の財政指標に対する評価の問題点、新たな財政指標・財政分析手法に関する各委員の考察を取りまとめたものである。

今回、この調査研究を実施するに当たって、ご多忙のところご協力いただいた関係者各位に対して心から感謝申し上げたい。

平成24年3月

財団法人 自治総合センター
理事長 二橋正弘

地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会
座長 兼村高文

平成23年度
地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会委員

<委員>

【敬称略、五十音順】

○ 江夏 あかね バークレイズ・キャピタル証券株式会社
調査部ディレクター

○ 大塚 成男 千葉大学法経学部教授

座長 ○ 兼村 高文 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授

○ 小西 砂千夫 関西学院大学大学院
経済学研究科・人間福祉学部教授

○ 西川 雅史 青山学院大学経済学部教授

○ 根本 祐二 東洋大学大学院経済学研究科教授

○ 畑山 栄介 政策研究大学院大学准教授

○ 横山 忠弘 総務省自治財政局財務調査課長

<調査分析協力>

明治大学市民ガバナンス研究所（稲田 圭祐、飛田 博史）

目 次

第1部	財政健全化の取組と財政指標等の運用状況に関する考察	1
第1	はじめに	3
第2	経済社会動向と財政指標に関する過去10年間の検証	4
	― 財政指標のマクロの検証 ―	
1.	経済社会情勢と行財政改革等の動向	4
2.	地方財政の動向	5
3.	財政指標の動き	7
4.	財政指標の検証	10
第3	健全化判断比率等財政指標の運用状況に関する実地調査	11
	― 個別自治体と財政指標のミクロの検証 ―	
1.	調査対象団体の選定について	11
2.	実地調査結果	12
ア)	早期健全化基準以上経験団体	12
①	青森県大鰐町	12
②	群馬県嬭恋村	15
③	大阪府泉佐野市	18
④	鳥取県日野町	20
イ)	財政力指数0.5未満団体	23
①	北海道赤平市	23
ウ)	財政力指数1.0以上団体	25
①	神奈川県藤沢市	25
②	神奈川県鎌倉市	28
エ)	独自健全化取組団体	32
①	岐阜県多治見市	32
オ)	行財政改革取組の検証	36
①	三重県四日市市	36
②	島根県松江市	40
第4	実地調査団体の財政指標による分析	43
1.	平成22年度決算からの決算情報データ等の表示について	43
2.	実地調査団体の「実質収支比率等に係る経年分析」及び 「実質公債費比率（分子）の構造」に係るコメント	44
第5	財政指標の今後の検討に向けて	56
1.	現行の財政指標に関して	56
2.	新たな財政指標の検討に向けて	58

第2部 財政指標等に関する考察	61
— 研究会委員による小論考 —	
日本の地方債市場の発展と財政指標・財政分析手法に関する考察	
	江夏あかね委員 …… 63
資金収支計算書を用いた財政状況の評価	
	大塚成男委員 …… 68
財政指標の“指標”としてのあり方を考える	
	兼村高文委員 …… 74
健全化判断比率の考え方について	
	小西砂千夫委員 …… 78
経済成長と地方財政	
	西川雅史委員 …… 79
更新投資財源不足問題 ～指標によって把握する～	
	根本祐二委員 …… 85
財政力指数と臨時財政対策債について	
	畑山栄介委員 …… 91
参考資料1 実地調査団体の財政指標等決算データ	97
参考資料2 「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」日程	102

第 1 部

財政健全化の取組と財政指標等の 運用状況に関する考察

第1 はじめに

本研究会が平成14年に設置され10年が経過した。この間、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しく、過去10年間の決算を見ると、経常収支比率は7.4%上昇し、平成21年度決算では過去最高の93.8%となった。また地方債残高は同じく17兆円増加し、平成21年度末で198兆円になり、地方債依存度も1.5%増加し12.6%となるなど、多くの財政指標や統計データは財政の硬直化が進んでいることを示している。

一方、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が平成19年に一部施行されて以来、早期に財政の健全化を要するとされる早期健全化基準以上の団体は年々減少している。平成19年度決算で早期健全化基準以上の団体は43団体であったが、20年度は22団体、21年度は14団体、22年度には5団体まで減少した。これは健全化法が規定する健全化判断比率で捉えた現象であり、これをもって地方財政が改善しているとは言えないが、少なくとも健全化法で規定された財政指標で見れば、“改善している”と映し出される。

健全化法の趣旨は、財政指標の健全化を目指したものではもちろんない。地方財政の運営が地方債の返済などで資金繰りが苦しくなるといった事態に陥る前に、早期に健全化を促すことがこの法律の目的である。健全化法の第1条（目的）には、健全性の比率の公表とともに早期健全化、財政の再生、公営企業の経営の健全化を図るための計画の策定を定め、計画の実施を図るための行政上の措置を講ずることにより、財政の健全化に資することを目的としていると述べられている。

健全化法の施行で健全化判断比率に関する改善は確かに進んだ。地方公共団体の財政運営は、本報告書にも述べているように、多くの団体で健全化判断比率を意識した取組を行っていることがヒアリング調査でも明らかとなった。しかし、同時により持続可能な財政を維持するために、他の財政指標等も参考にしながら、計画的な財政運営に努めている姿も見られる。

本年度の研究会では、過去10年間の決算統計やこれまでの各地方公共団体の具体的な取組を調査・分析し、財政指標等との関連性や指標等に表れない地方公共団体の財政構造の変化を今後の見通しを踏まえ、各地方公共団体の財政健全化の取組を客観的・総合的に評価するとともに、近年の当研究会における報告に基づく公表・分析の手法についても検証を行うものである。

第2 経済社会動向と財政指標に関する過去10年間の検証

— 財政指標のマクロの検証 —

平成12年度から21年度の10年間は、財政構造改革法の凍結と景気回復への取組、そして再び財政構造改革へと大きく政策が揺れ動いた。とくに地方分権改革では、いわゆる“三位一体の改革”で地方財政も大きく変動した時期でもあった。行財政改革の取組などとともに、主要な財政指標について政策との関連性などを見る。

1. 経済社会情勢と行財政改革等の動向

平成12年から21年までの主要な経済社会の動きと行財政改革の取組について見てみよう。この期間は、平成9年秋以降に相次いだ金融機関の破綻を受けて財政健全化を目指した財政構造改革法が凍結され、翌年には景気回復を優先した緊急経済対策が策定されて、積極財政政策が行われた。経済は平成14年1月を底に回復基調となり、平成20年2月まで緩やかであったが戦後最長の成長を記録した。国税収は予算を上回る状態が続き、国債発行は抑えられた。

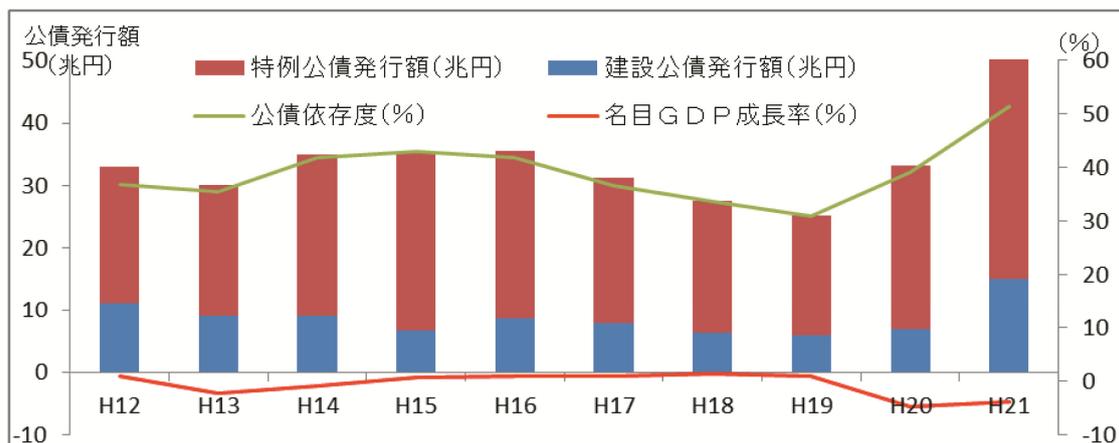
この間の内閣は、小渕首相が平成12年5月に急逝したのを受けて森内閣が誕生し、その後は3次にわたる小泉内閣で財政構造改革がラディカルに行われたのは記憶に新しい。その後は首相の交代が続き、麻生内閣でリーマンショックが発生し再び財政出動が行われた。そして平成21年8月の総選挙で民主党への歴史的な政権交代が起こり、“コンクリートから人へ”の政策は財政をさらに膨らませた。

行財政改革の動向を見ると、最も注目されるのはやはり市場原理主義で行財政改革を断行した小泉内閣（平成13年6月から18年9月）である。小泉政権の構造改革と規制緩和のツールであった経済財政諮問会議では、ヒト、モノ、カネを生産性の低い分野から高い分野に移し替え、持続的な経済成長を促すとともに、年金、医療、介護などの社会的インフラの維持のためできるだけ広く負担し合う税制を構築することが不可欠とされた。「結果の平等より機会の平等」を目指し、画一的なナショナル・ミニマム保障ではなく、今後はこうした地域差を是認する方向で見直すとして、社会福祉・教育等に係る行政サービス水準（介護サービス水準、生活保護基準、教育費負担、小中学校教育の学級人数、警察・消防等の治安・安全の水準など）も、地方が独自の判断と責任で決められるようにするとして、ナショナル・ミニマムの見直しも提案された。

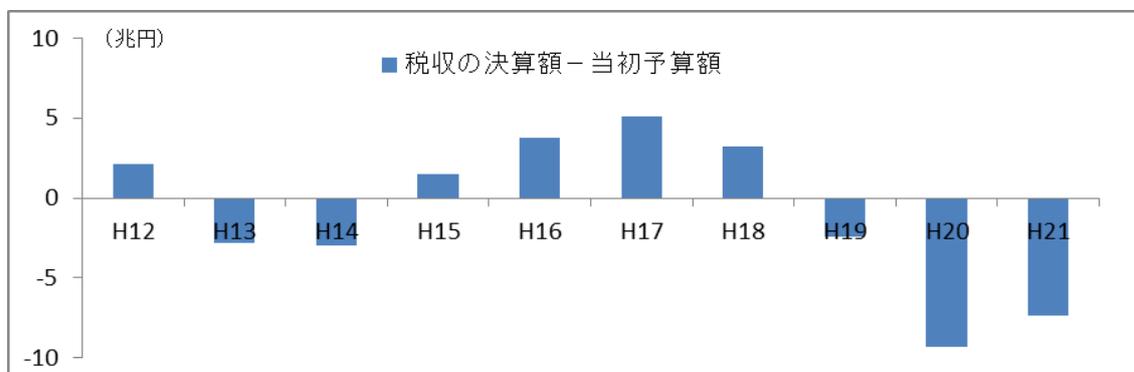
結果として、国の財政規模を一般会計歳出決算で見ると、平成12年度にピークをつけた89.3兆円は、平成18年度には81.4兆円まで減少した。毎年増える社会保障関係費の伸びを抑えながら、地方財政も三位一体改革で補助金のカッ

トを断行した。また、郵政民営化と財政投融资改革を進める中で、公債発行を平成 19 年度は 30 兆円ほどに抑え公共事業費は大きく削減された。経済はこの間に確かに戦後最長の経済成長を記録したが、名目成長率は低迷したままであった。

図表 1 名目成長率と国債発行の推移



図表 2 国税収決算額と当初予算額のかい離



2. 地方財政の動向 — 地方財政、都道府県、市区町村別動向 —

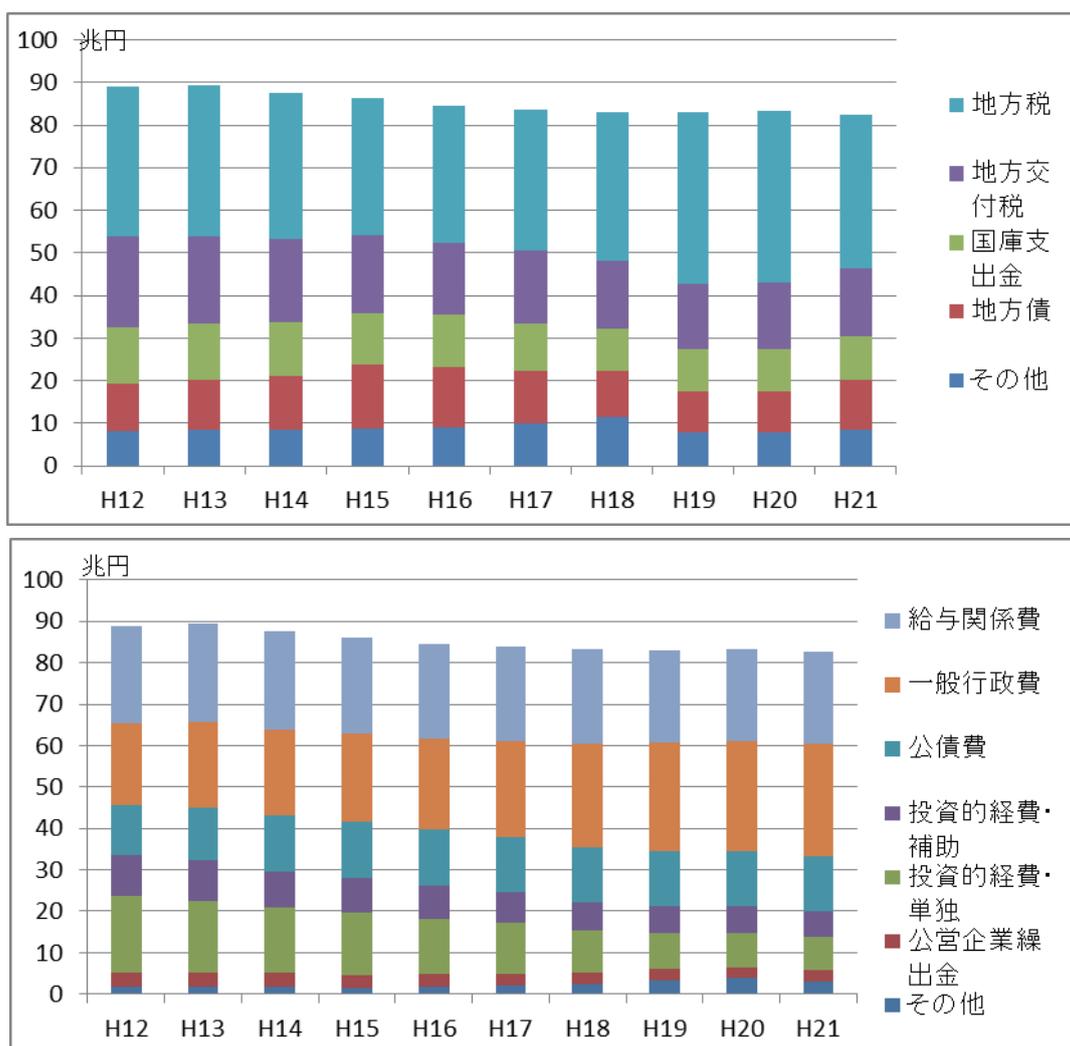
地方財政のマクロの動向を見よう。財政構造改革下においては、地方財政も聖域とはされず、地方財政計画は次第に減少傾向を示している。これは国からの補助金の削減によるものであるが、地方は公務員定数と公共事業のカットで対応してきた。

また地方分権改革では、地方税超過課税や法定外税の弾力化、地方債の協議制が導入され地方の自主性が高められる一方で、平成 19 年には三位一体改革で 5 兆円の国庫補助負担金の削減と 3 兆円の税源移譲が実施され、結果的には補助金の削減となった。また市町村合併の推進とともに、地方交付税における段階

補正の簡素化が進められ、人口と面積比で算定される新型交付税も一部取り入れられた。

地方財政計画の歳入・歳出構成の推移を見ると、歳入では地方交付税と国庫支出金が減少される一方で税源移譲で地方税が一時的に膨れるが、税収自体は年々減収となっている。また歳出は、公務員定数の削減で給与関係費が減少し、投資的経費も公共事業の抑制で補助事業を中心に支出を大きく減らしてきた。

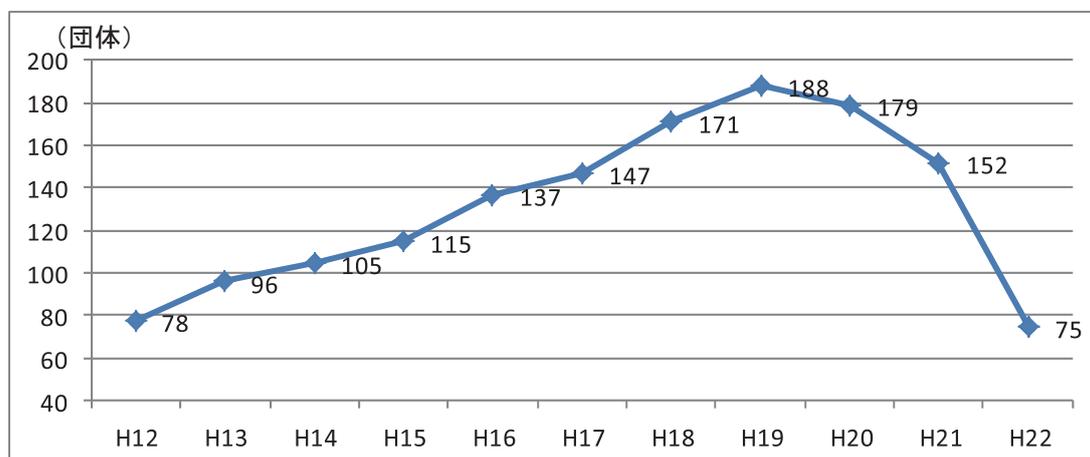
図表3 地方財政計画歳入・歳出構成の推移



次に、地方交付税の不交付団体の状況を見ておくと、この間は市町村合併が行われ団体数自体が減少しているが、平成12年度の78団体から19年度の188団体へと大きく増えている。この要因は、地方税収はそれほど伸びなかったものの、行財政改革による歳出削減を反映し、基準財政需要額が縮小されたため、結果として100を超える団体が不交付となった。財政力指数も平成19年度、20

年度までは上昇傾向を示したが、リーマンショック等により不交付団体数はその後大きく減少した。

図表4 不交付団体の推移（都道府県+市町村）



3. 財政指標の動き

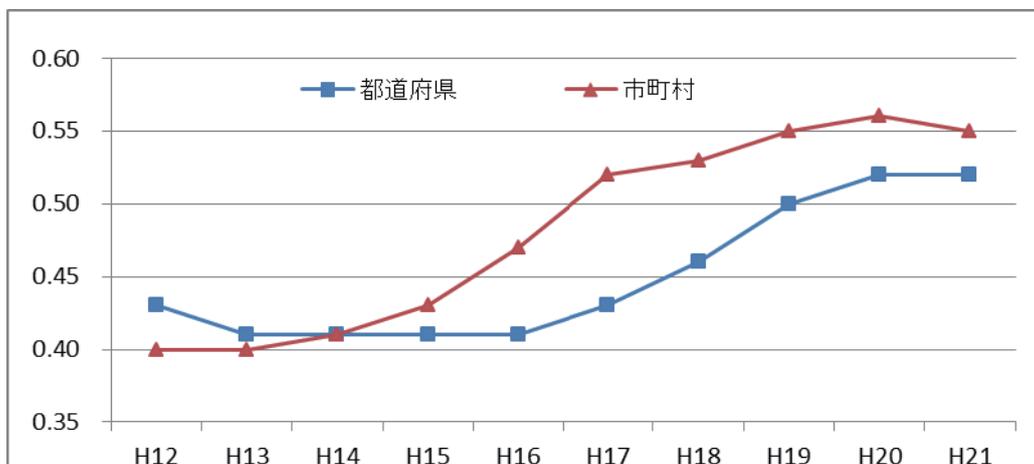
次に、財政指標について都道府県と市町村の動きを見よう。①財政力指数は、景気回復を反映して都道府県・市町村ともに平成20年度まで上昇を続けてきた。特に市町村は都道府県を上回って上昇してきたが、これは基準財需要額の縮小が結果的に市町村により厳しく反映された結果である。②経常収支比率は、いずれも上昇し、財政構造はむしろ硬直化してきたことを示している。高齢化による福祉関係費の増加が年々進んでいることの表れでもある。③公債費負担比率は、都道府県と市町村いずれも徐々にピークから減少に転じている。

また、④実質収支比率は、いずれも上昇し、市町村は3%を超える水準となっている。健全化判断比率である⑤実質公債費比率は、平成17年度からであるが都道府県と市町村いずれも低下傾向を示している。⑥将来負担比率は、都道府県はほぼ変わらないが市町村は低下し第三セクター等まで含めると投資事業が抑制されていることが表れている。

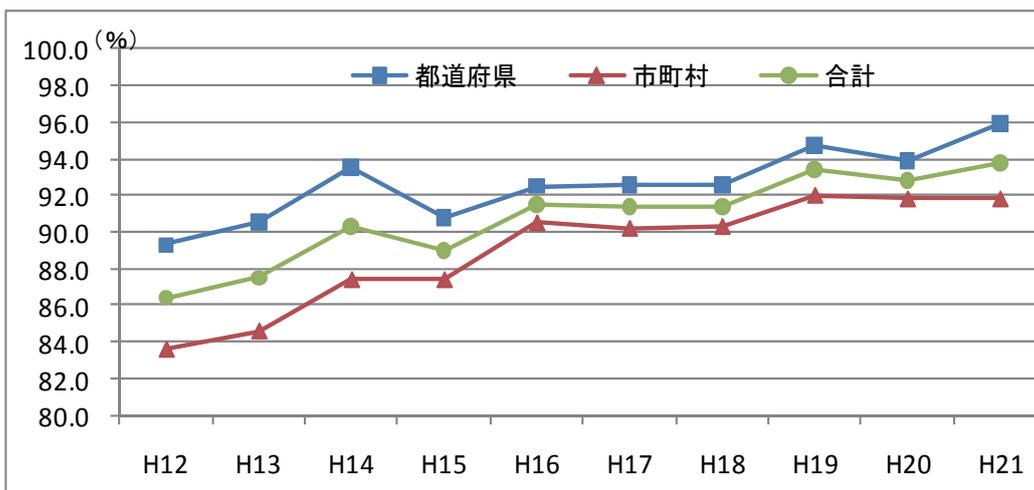
健全化法が影響する平成19年度決算から見ると、財政指標は若干ではあるが改善している。これは後述するように、厳しい経済環境の中にあっても各団体は健全化判断比率を意識しながら財政運営を行っていることの表れであろう。

図表5 主要財政指標の推移

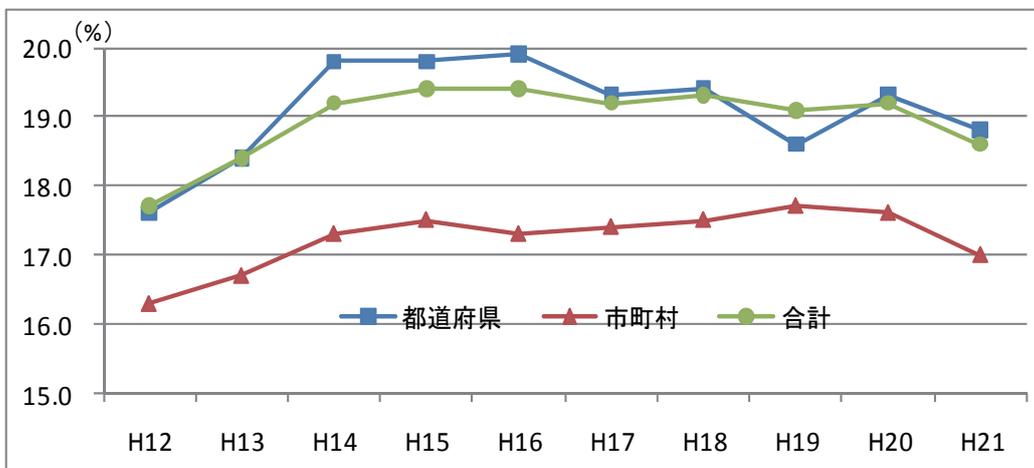
①財政力指数



②経常収支比率

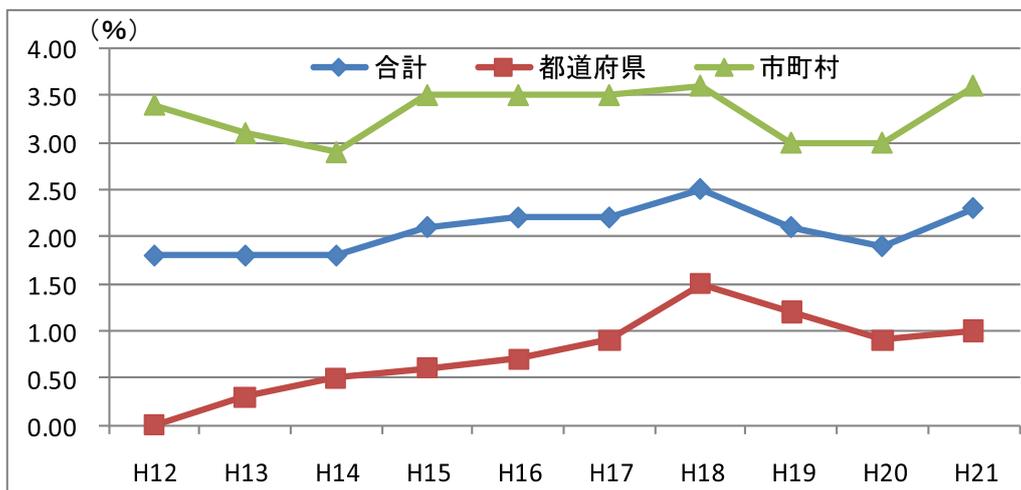


③公債費負担比率

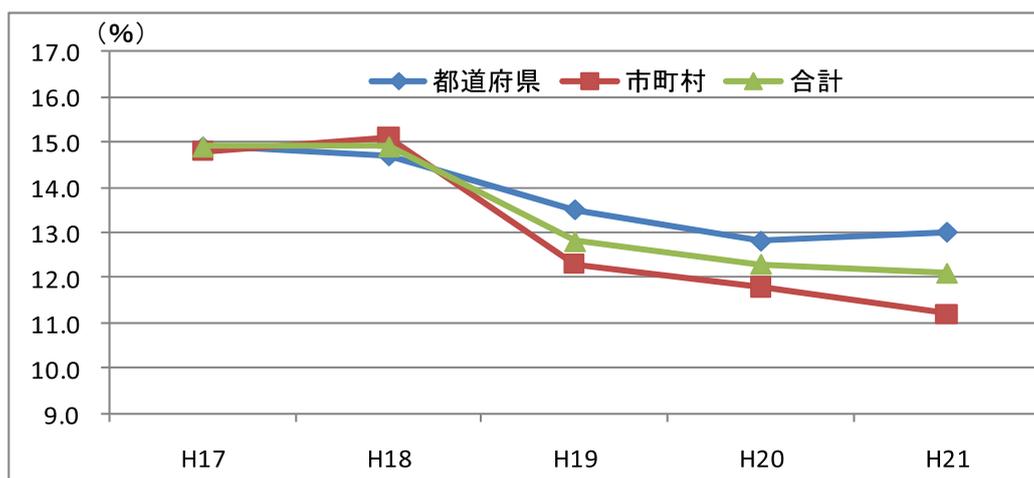


(①は単純平均、②③は加重平均である。)

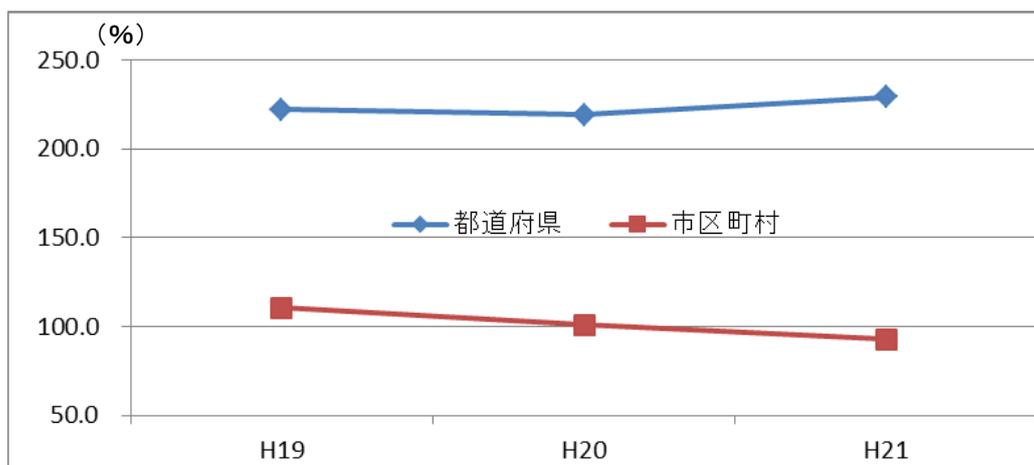
④実質収支比率



⑤実質公債費比率



⑥将来負担比率



(④～⑥はいずれも加重平均である。)

4. 財政指標の検証

以上に述べた、経済社会動向及び行財政改革の取組と財政指標について検証してみたい。

指標（index）とは、ある事象の動きを数値等で特定して表すものである。ここである事象の動きは、フロー（収支）とストック（残高）に分けられる。財政指標の多くはフローであるが、近年は企業会計を意識してストックの指標も重視されるようになった。また、フローの指標でもキャッシュのみならず発生ベースの非キャッシュで測定する指標もある。発生ベースの指標は、マクロでは国民経済計算で算定される指標であり、ミクロでは国・地方公共団体の財務諸表（財務書類）に関わる指標である。またストックの指標はバランスシートに表され、将来負担比率も期末時点の負債を捉える点でストック指標である。フローとストックの両面で捉えることで、財政の運営状況と年度末の財政状況を分析することができる。

フローの指標から見ると、財政収支は景気動向に敏感に反応している。緩やかであったが景気回復とともに実質収支は上昇し、財政力指数も高くなった。しかし、経常収支比率の高まりで見られるように、財政構造は改善しなかったことを表している。また、地方財政はフローの変動を抑えるため基金を準備するが、景気の低迷が続くと基金が底をつきバッファがなくなり下振れが大きくなる。確かに実質収支比率などは改善したが、その後の落ち込みは大きく、それまでのストックを吐き出した。投資的支出を絞りストック形成を極力抑えた。ストック指標の将来負担比率が低下傾向を見せてきたのもこのためと伺われる。

しかし、財政指標は国の特例措置等による影響は映しにくい。例えば、臨時財政対策債は実際には赤字公債であるが制度上は地方の一般財源に計上され、指標の計算に際し分子・分母に入り込み数値に少なからず影響を与えている。また公営企業や第三セクターの赤字を特例地方債への振り替える措置についても、指標を改善させる効果があるため留意する必要がある。財政指標のこうした側面は今後の課題である。

第3 健全化判断比率等財政指標の運用状況に関する実地調査

— 個別自治体と財政指標のミクロの検証 —

健全化判断比率として定められた財政指標の公表が始まって4年が経過した。この間に早期健全化基準以上となった団体は年々減少している。しかし、これは前述したように、地方財政全体は決して改善しているわけではなく、個別団体において財政指標を意識した財政運営が行われてきたからであろう。財政指標に関わる財政運営について、担当者に直接ヒアリング調査を行い分析を試みた。

なお、分析に当たっては、明治大学市民ガバナンス研究所（課題別ユニット）の研究者が中心となって調査対象団体を訪問し、分担して調査結果をまとめている。

1. 調査対象団体の選定について

健全化判断比率等の財政指標と行革の取組との関連などについて、地方公共団体の財政担当者にヒアリング調査を行った。調査対象として選定した団体は、以下の区分を設けてそれぞれ1から4団体を任意に選んだ。

ア) 早期健全化基準以上経験団体

財政健全化団体ないし健全化が完了した団体のうち青森県大鰐町、群馬県嬬恋村、大阪府泉佐野市、鳥取県日野町の4団体を選んだ。

イ) 財政力指数0.5未満団体

0.5未満に該当する団体でこのうち特に厳しく財政健全化に取り組んでいると思われる北海道赤平市を選んだ。

ウ) 財政力指数1.0以上団体

普通交付税の不交付団体でも財政運営は厳しいと思われ、財政力指数が1.0に近い神奈川県鎌倉市と同藤沢市（平成23年度交付団体）の2団体を選んだ。

エ) 独自健全化取組団体

健全化法とは別に独自に条例を制定して健全化に取り組んでいる岐阜県多治見市を選んだ。

オ) 行財政改革取組の検証

行財政改革の取組の結果と財政指標の関係等について三重県四日市市と鳥根県松江市の2団体を選んで検証を行った。

ア) については、いずれも結果として積極的な事業への投資が要因となって

健全化判断比率のうち実質公債費比率ないしは将来負担比率が早期健全化基準以上となった団体であり、リゾート開発などの投資が重しとなっている大鰐町、国の補助事業が負担となって財政健全化団体となったがすぐに計画を完了した孺恋村、関空関係の投資などで苦しんでいる泉佐野市、鳥取県西部地震の後遺症もあるが建設投資が負担となって財政健全化団体となったが計画を完了した日野町の4団体である。イ)については、財政力が0.5未満で財政運営が厳しい団体の中から、平成19年度決算で財政再生基準以上として報道されたが20年度決算では早期健全化基準未満まで改善した赤平市を選定した。ウ)については、財政力指数が1.0以上の団体の中から、年々高齢化も進み財政運営が厳しくなりつつある鎌倉市、同じく不交付団体であったが平成23年度に51年ぶりに交付団体となった藤沢市の2団体を選んだ。エ)については、健全化法の施行前から財政健全化に取り組んできた多治見市を選んだ。そしてオ)については、積極的な行革の取組と財政指標の関連を見るため四日市市と松江市の2団体を選んだ。

調査対象団体の区分と選定団体名

調査区分	調査団体名
ア) 早期健全化基準以上経験団体	大鰐町、孺恋村、泉佐野市、日野町
イ) 財政力指数0.5未満団体	赤平市
ウ) 財政力指数1.0以上団体	藤沢市、鎌倉市
エ) 独自健全化取組団体	多治見市
オ) 行財政改革取組の検証	四日市市、松江市

2. 実地調査結果

調査対象とした団体について、各団体の概要並びに財政悪化の背景及び要因を述べ、それに対する行革等の取組と財政指標の関連や課題などについてヒアリング調査した結果を以下にまとめた。

ア) 早期健全化基準以上経験団体

①青森県大鰐町

1 大鰐町の概要

平成20年度決算で将来負担比率が早期健全化基準の350%以上となり財政健全化団体となり、また、観光施設事業に関わる休養施設事業特別会計（おおわ

に山荘)と温泉事業特別会計の資金不足比率が経営健全化基準の20%以上となり、2つの事業で経営健全化計画の策定が義務付けられたケースである。

大鰐町は青森県南部に位置し、人口1万人強のりんご農家とスキー場、温泉の町である。人口減と過疎化に歯止めがかからず高齢化率は30%を超えている。

平成21年度の財政状況は以下のとおりである。一般会計は健全に映し出されているがそれ以外の会計が大きく悪化しているため連結実質赤字比率が生じており、将来負担比率も350%以上となった。これは2つの会計で資金不足比率が大きな数値を示していることから明らかである。

大鰐町 平成21年度財政指数等

人口 (H22.3) (人)	11,694	類似団体	Ⅲ-2
面積 (km ²)	163.41		
歳出総額(千円)	5,652,442	[健全化判断比率]	
標準財政規模(千円)	3,784,550	実質赤字比率(%)	-
財政力指数	0.25	連結実質赤字比率(%)	14.02
実質収支比率(%)	1.0	実質公債費比率(%)	15.9
公債費負担比率(%)	12.9	将来負担比率(350)(%)	<u>367.0</u>
経常収支比率(%)	81.7		
臨時財政対策債除く	87.8	[資金不足比率]	
基金残高(千円)	309,811	温泉事業会計(%)	<u>962.2</u>
うち財政調整基金	111,823	休養施設事業会計(%)	<u>274.3</u>
地方債現在高(千円)	4,403,188		

2 財政悪化の背景と要因

観光事業として昭和56年にスキー場を中心としたリゾート開発を目的に町の100%出資による大鰐町開発公社を設立し、また62年には藤田観光及びタウン開発等と第三セクターとして大鰐地域総合開発(株)を立ち上げた。これらの事業はまた昭和62年に制定された総合保養地域整備法が後押しをして、スキー場開発や温泉施設「湯〜とぴあ」等を大規模に整備するに至った。その後、平成2年頃にはほぼ投資を終え、施設は現在の形になった。

しかし、他と同様にバブル崩壊で客足は途絶え、平成8年には「湯〜とぴあ」を閉鎖し、9年には藤田観光とタウン開発が完全に撤退した。そのため大鰐地域総合開発の債務の返済方法等について、同社、町及び金融機関3行の間で協議を行った結果、同開発及び開発公社の債務について一部を除き町が損失補償していることから、損失補償の一括請求を避けるため債務超過となった両法人を

残し、返済資金を開発公社には補助金として年 1.42 億円（H9 当初は 1.23 億円）、大鰐地域総合開発には貸付金として年 1.58 億円（同 1.37 億円）の計 3 億円を財政支出することとなった（五者協定）。

平成 9 年度から 20 年度まで町の補助及び貸付として支出した総額は 34.2 億円に上っている。また、両法人の債務に対する損失補償額は平成 9 年当時 88.9 億円であったが、20 年度決算では 62.7 億円まで減少した。しかし、これが依然として将来負担比率のうち 200%以上を占め、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因である。

また将来負担比率を押し上げる要因には平成 20 年度の大鰐町土地開発公社の債務に対する町負担見込額が 5.8 億円であることも挙げられ、さらに連結実質赤字額に算入される以下の公営企業の資金不足額も比率を押し上げる要因となっている。

- ・ 休養施設事業特別会計：国民宿舎おおわに山荘（H20 資金不足額 3.3 億円）
- ・ 温泉事業特別会計：温泉供給事業（H20 資金不足額 2.5 億円）
- ・ 病院事業会計：町立大鰐病院（H20 資金不足額 1.4 億円）

3 財政健全化計画等の取組

平成 20 年度決算で財政健全化団体となったことから、22 年 3 月に財政健全化計画を議会の議決を経て策定した後、先の五者協定の見直しを行い、三セクの債務については特定調停により債務弁済協定を債権者である金融機関等と締結し、第三セクター等改革推進債への借換えを行うとともに総弁済額を圧縮した。

当初の財政健全化計画に盛り込んでいた「第三セクター等の債務償還方法の見直し」等を反映させた計画変更を平成 23 年 11 月の議会で議決を得た。今後は将来負担比率は平成 25 年度までは 350%以上となる見込みであるが、平成 26 年度は下がる見込みであり三セク債の利子負担で同年度から実質公債費比率が 32 年度まで 25%以上となるため引き続き財政健全化団体となる。

健全化に向けた財政運営での取組は、固定資産税率の引上げ（1.4%→1.6%）、ごみの有料化、人件費の抑制、施設管理等の見直しなどにより税収の確保と経費の削減に努めるが、当分は公債負担が大きく厳しい財政運営が強いられる。

4 健全化判断比率に関する評価、意見

大鰐町の事例は、外郭団体を含めた連結の財政指標が登場したことにより問題が表面化したものである。大鰐町のように、三セクの負債を実質的に一般会計が負担しているケースでは、これを含めた指標が健全化を促す効果が生まれた。

大鰐町からは、各健全化判断比率については、赤字額や公債費負担、将来負担の大きさを測定する基準として分母に標準財政規模を用いているが、努力して分子を減らしても税収や交付税の減少により分母も減ってしまい比率が悪化するなど、住民への説明が難しいケースがあることや、実質公債費比率については、激変緩和のため3か年平均で見ているが、これだけでは改善努力がすぐに反映されないので「単年度の実質公債費比率」も見てほしい、といった意見があった。

②群馬県嬭恋村

1 嬭恋村の概要

平成20年度決算で実質公債費比率が26.7%に達し、財政健全化団体となったが、独自の財政再建計画の取組を通じて21年度決算で比率が25%を下回り早期に計画を完了したケースである。

嬭恋村は群馬県北西部、長野県に隣接する人口約1万人の村である。肥沃な土地を生かした嬭恋キャベツに代表される高原野菜の生産とスキー、アウトドア、温泉などの観光が村の主要な産業基盤となっている。

平成21年度の財政状況は以下のように、類似団体（町村Ⅲ-0）に比べると財政力指数は高く税収力があるが、国の補助事業等を積極的に進めてきた結果、実質公債費比率が早期健全化基準以上となった。

嬭恋村 平成21年度財政指数等

人口 (H22.3)	10,447	類似団体	Ⅲ-0
面積 (km ²)	337.51		
歳出総額(千円)	5,349,496	[健全化判断比率]	
標準財政規模(千円)	4,145,178	実質赤字比率(%)	-
財政力指数	0.51	連結実質赤字比率(%)	-
実質収支比率(%)	4.8	実質公債費比率(%)	24.7
公債費負担比率(%)	19.3	将来負担比率(%)	121.2
経常収支比率(%)	85.6		
臨時財政対策債除く	91.5	[資金不足比率]	
基金残高(千円)	1,123,144		
うち財政調整基金	455,833		
地方債現在高(千円)	6,274,015		

2 財政悪化の背景と要因

孺恋村の財政悪化の背景の一つには固有の税収構造がある。農業所得を中心とする村の税収は野菜の市場価格の変動に直接的影響を受けやすく、翌年度の税収の見通しが実際とかい離することがしばしば生じた。例えば平成 5 年度には冷夏に伴う野菜価格の高騰により農業所得が急増し、翌年の住民税が前年度比で倍になる一方で、7 年度には前年度の反動で税収が大幅に減少することがあった。また、普通交付税の基準財政収入額の算定では、前年度実績をベースとするため、算定年度の大幅な税収が大きく落ち込んだにも関わらず、財源不足が過少に見積もられ一般財源総額が急減するといった事態が生じた。

このほか、自治体関係者の多くに共通していることであるが、90 年代の国の平成不況対策や税収の堅調な伸びを背景に、楽観的な財政見通しを持ったまま 2000 年代を迎えたことで、財政課題への取組を遅らせることになった。

以上のような背景のもとで、実質公債費比率が大幅に上昇した要因として 4 点が挙げられる。

第 1 に、歳出面の直接的な要因として、国営農地開発事業負担金の借入金償還が挙げられる。平成元年度から 13 年度にわたり、国の直轄事業として国営農地開発事業が実施され、総事業費は当初見込んでいた 145 億円から最終的に 304 億円に達し、地元負担として村に請求された負担金は 26 億 1,200 万円（総額の 8.6%）となった。村はこの財源捻出のため、平成 14 年度にほぼ全額を国及び金融機関からの借入金（国 8 億円、金融機関 18 億円）に頼り、その繰上償還により各年度の公債費負担が急増し、実質公債費比率の大幅な上昇を招いた。なお、当該借入金の償還は平成 23 年度で終了している。

第 2 に、1990 年代の公共事業の実施に伴う起債の拡大である。バブル崩壊後の国の平成不況対策の一環として地方の補助、単独の公共事業を奨励する財政措置が講じられ、なかでも地域活性化関連の単独事業債の普通交付税措置が充実された。このため村でも農業基盤整備事業や下水道整備事業などの各種公共事業を拡大し、後年度の起債の元利償還金が財政を圧迫することになった。

第 3 に、間接的な要因として村営スキー場の経営悪化が挙げられる。昭和 59 年にオープンした村営スキー場は 63 年には公営企業会計へ移行したにも関わらず、平成元年度から 3 年度を除き赤字決算が続き、20 年度現在で累積赤字は 21 億円にのぼった。平成 17 年度には 13 億円の不良債務が生じたため、村はこれを一般会計からの繰入と特別会計（下水道会計）からの借入金で全額補填し、20 年度に解消に至ったが、これが一般会計の財政悪化の要因となった。なお、現在は指定管理者制度を導入し、年 1,600 万円の指定管理料で運営を委託し、年間 1 億円の負担軽減を図っている。

第 4 に、歳入面の間接的な要因として一般財源の減少が挙げられる。2000 年

代に入り景気悪化や三位一体の改革における地方交付税の削減などにより、村の税収や地方交付税が減少し、この結果、各種財政指標の分母として使用される標準財政規模が縮小し、実質公債費比率を押し上げる要因の一つとなった。

3 財政健全化等の取組

村は平成 20 年度決算で実質公債費比率が 26.7%（3 か年平均）に達し、21 年度に健全化法に基づく財政健全化団体となり、21 年度から 22 年度の 2 か年にわたる財政健全化計画を策定した。村では同計画を、すでに 20 年度に国の集中改革プランを受けて策定された「第 3 次孺恋村行政改革大綱」及びその実施計画である「第二次財政健全化計画」（H20～H24）、「第三次財政健全化計画」（H21～H25）の一環として位置づけた。

実質公債費比率を基準未満とする財政改革の主な内容は、歳入確保と歳出削減からなるが、なかでも財政再建の最大の効果を担ったのは人件費及び投資的経費の削減である。

村が試算した実質公債費比率の改善効果によれば、2 年間にわたる歳入歳出見直しの効果は 3.80 億円に上り、このうち人件費の削減が 1.23 億円、投資的経費の抑制が 0.88 億円などとなっている。これらの見直しにより確保した一般財源を繰上償還に充当することによる実質公債費比率の改善率は 3.8 ポイントと大きな効果が見込まれた。

財政健全化計画による効果		(百万円、%)	
	早期健全化改善の方策	目標効果額	実質公債費比率改善率
歳入確保	村税の確保と滞納整理の強化	40	0.4
	受益者負担の適正化	27	0.27
	未利用財産の売却及び貸付	33	0.33
	新たな財源の捻出	7	0.07
歳出削減	人件費の削減	123	1.23
	物件費・維持補修費の削減	14	0.14
	扶助費の抑制	4	0.04
	補助費の削減	5	0.05
	公債費の削減	16	0.16
	特別会計繰出金の削減	7	0.07
	民間委託の推進	16	0.16
	投資的経費の抑制	88	0.88
	合計	380	3.8

4 健全化判断比率に関する評価、意見

財政健全化への村が一丸となって取り組み、早期に健全化を果たした好事例である。ここに至るにはそれまでの財政運営の分析と反省、そして見直しを実

行されている。

孀恋村からは、実質公債費比率は、借換えによる償還期間の延長などにより技術的に低下するため、実質的な債務が改善されなくとも数字上抑制することができる。そのため、繰上償還により債務解消に取り組む団体との行革努力の差が表れにくい。こうした努力が分かるように、同指標が改善した理由を付記するような工夫が検討されてもよいのではないかとの意見が聞かれた。また、個別の行革の取組みに伴う指標の改善見通しなどを公表することは、住民や議会などに対する説明資料として有効という意見もあった。

③大阪府泉佐野市

1 泉佐野市の概要

平成 20 年度決算で将来負担比率が 393.5% となって財政健全化団体となり、19 年間にわたる長期の財政健全化計画を作成し取り組んでいるケースである。

泉佐野市は農産物に恵まれた地であったが、関西国際空港の開港により大きく変貌した都市である。国際交流都市としての顔を演出するために過大な投資を誘発しその後の大きな財政負担を招いた。

平成 21 年度の財政状況は、経常収支比率が 100% を超え、公債費負担比率も 20% を上回りかなり硬直している。また地方債残高も多く、一般会計を含めて借金の大きさが目立つ。

泉佐野市 平成 21 年度財政指数等

人口 (H22.3)	101,904	類似団体	Ⅱ-3
面積 (km ²)	55.03		
歳出総額(千円)	47,456,052	[健全化判断比率]	
標準財政規模(千円)	21,406,740	実質赤字比率(%)	-
財政力指数(千円)	0.99	連結実質赤字比率(%)	-
実質収支比率(%)	0.1	実質公債費比率(%)	19.6
公債費負担比率(%)	22.7	将来負担比率(%)	372.5
経常収支比率(%)	102.3		
臨時財政対策債除く	108.6	[資金不足比率]	
基金残高(千円)	2,398,215		
うち財政調整基金	13,915		
地方債現在高(千円)	81,352,715		

2 財政悪化の背景と要因

関空の関連事業等で膨れた借金が財政悪化の主因である。市は関空の開港に合わせて、都市基盤の整備、総合文化センターの建設、市立病院の建替などを進めたことから、巨額の地方債を発行した。平成 21 年度決算で地方債残高は 813 億円となり、市民 1 人当たりで比較すると府内平均の 2.8 倍にも達した。また標準財政規模から見ても約 4 倍もの大きさである。

加えて空港関連の税収見込みが予測を 100 億円も下回ったことで、地方債の償還が、特に実質公債費比率を悪化させ、さらには地方債償還に要する一般財源の不足が実質赤字比率を膨らませることとなった。また、関空に関連したりんくうタウンの宅地造成事業についても、当初見込んだほど入居がなく結果的には事業を廃止することとなった。

これらは平成 16 年に関空が開港した当初、地域への経済効果が見られたことが財政悪化を招いたこともある。平成 6 年度から 7 年度にかけて市税は 60 億円増加（うち空港関連税収は 52 億円）したが、その後は景気の低迷などで減収傾向となった。また、空港関連事業では都市基盤整備と総合文化センターの建設に地域総合整備債を活用したことにより、地方債は平成 5 年度末の 260 億円が 11 年度末には 777 億円と 3 倍に膨れ上がった。

3 財政健全化等の取組

以上の事態を受けて、平成 16 年度に非常事態宣言を出して行革を行ってきた。平成 12 年度から 18 年度までの効果は、職員給・職員数の削減（163 人・94 億円）、地方債の抑制（45 億円）などで実質収支は 28 億円の赤字が 0.5 億円の黒字となり、基金残高も 38 億円から 55 億円へ 17 億円増となった。さらに平成 19 年度から 22 年度にも新規職員採用凍結やその他経費の節減で収支の改善を進めたが、財政指標の悪化を避けることはできなかった。

平成 20 年度決算で連結実質赤字比率が 26.42%、将来負担比率が 393.5%と早期健全化基準以上となったため、財政健全化団体となり、平成 20 年度から 39 年度までの長期の財政健全化計画を作成した。その後、早期に財政健全化を図るため平成 23 年度に財政健全化実施プランを作成した。実施プランでは、平成 26 年度決算で将来負担比率を 350%未満に下げた財政健全化計画の完了を目指している。

主な取組としては、人件費の削減（新規職員採用凍結、給与等 8～13%カット）、投資的経費の見直し、経常経費の削減、遊休財産売却及び企業誘致の推進などである。

財政健全化実施プラン見通し (百万円、%)

	H23	H24	H25	H26
地方債残高	98,781	98,991	95,847	82,223
基金残高	3,155	3,405	3,999	4,190
実質赤字比率	4.04	-1.01	-2.16	-1.85
連結実質赤字比率	0.37	-4.78	-5.86	-5.20
実質公債費比率	21.10	22.60	23.00	23.50
将来負担比率	373.60	371.40	358.30	338.30

4 健全化判断比率に関する評価、意見

国の関空の開業という巨大事業を契機として自身も巨大化させた事業により財政健全化団体となった事例である。今後の財政運営はしばらく硬直化の中で厳しい状況が続く。

泉佐野市からは、将来負担比率の算定に際し、繰上償還を行った中に都市計画事業に係る地方債が含まれていると、「地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準」(平成20年総務省告示第243号)第4条の算式中 α の分母である地方債の元金償還金が繰上償還により膨れ上がるため、結果として将来負担比率が上がるとの指摘があり、実質公債費比率の算定と同様、繰上償還の元利償還を除くべき、との意見があった。

確かに、都市計画税は、繰上償還に対しても充当可能であるため、算定方法には矛盾がなく、また、前述の基準の算定において α を3か年度の平均値とすることで平準化も図られているところであるが、将来負担全体に占める都市計画事業に係る負担の割合や繰上償還の規模等によっては、繰上償還を行わなかった場合より比率が悪化することになるため、現実に各団体の比率にどの程度の影響を与えているのか十分な検証が必要であろう。

④鳥取県日野町

1 日野町の概要

実質公債費比率が平成20年度に30.2%となり25年度までの財政健全化計画を策定したが、22年度には24.8%となり、前倒して計画を完了したケースである。

日野町は人口4千人弱の山間部の過疎の町であり、人口減少率は-2.5% (平成21年度)、高齢化率は42.1% (同)、出生率は0.94 (同) など過疎化に歯止めがかからない状況である。また、山間部であるため、かつては林業が盛んであったが、今日では地場産業と言えるものはほとんどない。

平成21年度決算の財政状況は、過疎地域であるため財政力指数は0.19、地方税割合は1割台であり地方交付税が6割台を占めている。また、財政健全化中

の厳しさを反映して、地方債発行額のほとんどを臨時財政対策債が占めている。
また職員数（一般会計）は 53 人、議員数は 8 人である。

日野町 平成 21 年度財政指数等

人口 (H22.3)	3,873	類似団体	I - 1
面積 (km ²)	134.02		
歳出総額(千円)	3,311,346	[健全化判断比率]	
標準財政規模(千円)	2,354,587	実質赤字比率(%)	-
財政力指数(千円)	0.19	連結実質赤字比率(%)	-
実質収支比率(千円)	5.3	実質公債費比率(%)	27.0
公債費負担比率(%)	23.0	将来負担比率(%)	154.3
経常収支比率(%)	89.6		
臨時財政対策債除く	95.9	[資金不足比率]	
基金残高(千円)	575,550		
うち財政調整基金	497,799		
地方債現在高(千円)	3,851,484		

2 財政悪化の背景と要因

平成 17 年に合併が頓挫し単独の財政運営を余儀なくされ、また元々財政基盤が脆弱で起債事業に依存せざるを得ない面がある中で、平成 2 年前後のバブル経済時代に、地域総合整備事業債、過疎債等を活用して、道路・公営住宅などの公共事業を過大に実施してきた。こうした過疎地域では、公共事業を実施する以外に土建業者も含め地域の人々の現金収入の道がないこともまた冷厳な事実でもある。また、平成 13 年の鳥取県西部地震対策で、県から無利子の借入れ 13 億円（2 億円ずつ返済）を行うなどして対応したが財政規模は一時 40 億円を超えた。

これらの結果、平成 18 年度には公債費が 7.6 億円（歳出構成比 25.0%）、一般会計の地方債残高は 53 億円、公営企業・一部事務組合などの特別会計の地方債残高が 29 億円などと累積し、一般会計の起債残高だけ見ても、標準財政規模 20 億円程度の 2 倍以上になった。また平成 18 年の単年度の実質公債費比率は 35.0%に上昇した。

これらの直接的な原因は、次のとおりである。①元利償還金が 7.3 億円（平 18）、6.2 億円（平 19）、6.5 億円（平 20）などと、若干削減したが、依然として高水準で推移した。②公営企業債の元利償還金に対する繰入金が、2.4 億円（平 18）、2.7 億円（平 19）、2.8 億円（平 20）と増え続けた。③組合等が起こした

地方債の元利償還金に対する負担金が、0.5 億円（平 18）、0.6 億円（平 19）、0.6 億円（平 20）と高水準で推移した。④債務負担行為支出予定額が、0.3 億円（平 18）、0.3 億円（平 19）、0.3 億円（平 20）と減らなかった。⑤標準財政規模は、20 億円（平 18）、21 億円（平 19）、22 億円（平 20）と 1 億円ずつ伸びた。これは地方交付税、地方税が少しずつ伸びたためである。

日野町の場合は、平成 19 年度以降、元利償還金の若干の減額を行ってきたこともあるが、むしろ地方税、地方交付税の標準財政規模が拡大した結果、3 年間の平均値が改善し、実質公債費比率が 22 年度に辛うじて 25%未満となったものである。

3 財政健全化等の取組

平成 20 年度決算で実質公債費比率が 30.2%と早期健全化基準である 25%以上となったことから、財政健全化計画を作成し財政の再建に取り組むことになったが、それ以前から財政が悪化していたので、「財政調整基金を使わずに実質収支を合わせる」ことを基本に、a) 事務事業見直しで全ての事務事業を一つ一つ見直し、b) 一般会計以外も含む全職員数を 77 人から 61 人に削減するなどして取組んできた。

歳入面では、地方債の発行を平成 18 年度から 19 年度にかけて 1.2 億円から 0.3 億円に大幅減額した。また歳出面では、同じく人件費は 6.1 億円から 5.5 億円、補助費等は 6.3 億円から 5.8 億円、公債費は 7.6 億円から 7.0 億円、普通建設事業費は 2.4 億円から 1.1 億円にそれぞれ大幅削減を実施した。

これらの取組の結果、平成 20 年度決算で実質公債費比率を 25%未満に抑えることはできなかったが、地方税及び地方交付税などの標準財政規模の伸びもあり、実質公債費比率は 22 年度に単年度で 21.3%、3 年間平均で 24.8%となり、財政健全化団体からの離脱に至った。

今後は実質公債費比率を平成 30 年度には、起債許可基準の 18%未満の水準にまで引き下げることが目標に、さらに取組を続けている。臨時財政対策債の発行では、地方公共団体金融機構の資金を活用して長期の借入で元利償還金の低減を図っている。

なお、町では、長期的な財政運営の健全性維持を考慮すると、実質公債費比率よりは、将来負担比率の状況を重視していく必要があるとしており、また実質公債費比率が 18%未満となっても地方債については慎重に検討した上で発行していきたいとしている。

4 健全化判断比率に関する評価、意見

財政悪化の原因は過大な公共事業による一般会計の借金である。しかし、そ

の他の会計は特に問題はなく、また地方公社・第三セクターは黒字で健全な状態を維持している。

日野町からは、財政指標に関しては特に取り上げる課題等は聞かれなかった。

イ) 財政力指数 0.5 未満団体

①北海道赤平市

1 赤平市の概要

平成 19 年度決算で連結実質赤字比率が財政再生基準以上となることが報道され話題となったが、健全化法が完全施行された 20 年度決算では早期健全化基準未滿となったケースである。

夕張市と同様に旧産炭地として石炭産業の盛衰の中で市政の運営を余儀なくされてきた。人口は昭和 35 年に 59,430 人をピークに減少し、平成 21 年度末は 12,877 人まで減少した。また、平成 6 年には最後の炭鉱となった住友赤平炭鉱が閉山した。

平成 21 年度の財政状況は、実質公債費比率 19.0%、将来負担比率 207.4% など依然として厳しい状況にあるが、経常収支比率は 80% 台で弾力性は回復してきている。

赤平市 平成 21 年度財政指数等

人口 (H22.3)	12,877	類似団体	I - 3
面積 (km ²)	129.88		
歳出総額(千円)	9,554,900	[健全化判断比率]	
標準財政規模(千円)	4,806,069	実質赤字比率(%)	-
財政力指数	0.23	連結実質赤字比率(%)	8.34
実質収支比率(%)	6.3	実質公債費比率(%)	19.0
公債費負担比率(%)	11.1	将来負担比率(%)	207.4
経常収支比率(%)	82.9		
臨時財政対策債除く	88.1	[資金不足比率]	
基金残高(千円)	925,672		
うち財政調整基金	818,920		
地方債現在高(千円)	9,617,316		

2 財政悪化の背景と要因

炭鉱の閉山対策として炭鉱住宅、電気、水道等の生活インフラを炭鉱会社から買収、さらに乱開発を防ぐため炭鉱跡地を買収し、数十億円の投資を行った。ただし閉山後の地域政策は、第二次産業の振興を中心とするもので観光投資は行わなかった。また食品会社の加ト吉、鞆メーカーの ACE、大王製紙などの誘致に成功したが 2000 年代に入り立地が進まずに終わった。

将来負担に備えて基金を取り崩さない方針で赤字解消に使わなかったゆえに厳しい行革となった。財源の当てなき借入を避けることを不文律としていたため赤平市は特定の事業分野への投資失敗による財政悪化というパターンではなく、赤平市立病院の経営悪化を中心とする構造的要因による。

直接要因としては、市立赤平総合病院の財政赤字である。平成 3 年度～6 年度にわたる病院の改築、医療機器の更新などによる起債、医師や看護師不足による病院規模の縮小、これに伴う外来患者の減少などにより、19 年度には 29.5 億円の不良債務が生じた。この赤字の補填に多額の基準外繰出しを余儀なくされ、平成 22 年度決算では 10 億円、うち基準外繰出し 6.5 億円となった。

また平成 4 年に経済産業省の補助と地元自治体などが出資して設立した空知産炭地総合発展基金（運用型）を巡り、平成 8 年に空知管内 6 市町（夕張市、赤平市、芦別市、三笠市、歌志内市、砂川町）のヤミ起債が発覚し、同年度にその一括償還が求められ、赤平市では 13.5 億円の返還を余儀なくされ、一時的に赤字決算となった

間接要因としては、人口減による市税の減少である。住基人口は平成年代に入っても減り続け、平成 12 年の 15,977 人は 21 年に 12,877 人（*ピーク時は昭和 35 年 59,430 人）へと減少している。また地方交付税の減少もある。市税の減少と相まって標準財政規模が減少した。さらに閉山対策による構造的な財政の硬直化で経常収支比率は平成 18 年度まで 100%超（臨財債等含む。）がピークとなり、健全化法導入時期と重なった。そして村営スキー場の債務問題もある。村営スキー場は昭和 59 年にオープンし、63 年に公営企業会計へ移行。平成元年度～3 年度以外は赤字となり、平成 20 年度現在で 21 億円の累積赤字となっている。平成 17 年度までは一時借入金の借換えにより出資金として補填していたが、13 億円が不良債務化した。

3 財政健全化等の取組

財政健全化の取組は主に 3 段階で進められてきた。

(1)あかびらスクラムプラン（平成 18 年～22 年）

三位一体改革による地方交付税の減少及び合併協議の破綻による自立方針を踏まえて、市民会議を経て策定されたもので、平成 22 年度を目途に増税等及び

歳出削減により 15.6 億円の効果を狙ったものである。

(2)財政健全化計画（平成 18 年～24 年）

ヤミ起債問題と自治体財政健全化制度の導入見通しを踏まえて、平成 19 年 3 月に策定した（独自に策定）「財政健全化計画」である。一般会計の見直しに加え、健全化制度の対象となる公営事業や第三セクターなどの赤字解消を図る内容となっている。

(3)財政健全化計画（改訂版）（平成 20 年～26 年）

健全化法が施行され、平成 19 年度決算で連結実質赤字比率が 77.6%と財政再生基準を大きく上回ることが判明し、急遽、計画の改定版を策定した。翌年の本格施行へ向けて比率 40%未満とすることを目途とした。

4 健全化判断比率に関する評価、意見

平成 19 年度決算で夕張市とともに財政再生基準以上となったことで話題となり、その後、市全体で職員数削減など健全化へ大ナタを振り健全化を果たした事例である。この取組は現在でも続けており、職員の改革意欲が伺える。

赤平市からは、連結実質赤字比率の算定方法について、一般会計において財政調整基金を積み立てず決算剰余金とすることで、連結実質赤字の発生や比率が基準以上となる状況を回避できてしまうので、財調基金積立てのインセンティブを損なわない算定方法とすべきではないか、との意見があった。

また、平成 12 年度以降、地方交付税総額の増減が著しく、近年のように一時的に交付税が増加し分母が増えると比率が急速に改善するが、個別団体の財政運営の実態とはかい離している、との意見もあった。

なお、健全化判断比率等の導入によって議会や市民へ危機感を理解してもらいやすくなった、など担当者の印象として聞かれた。

ウ) 財政力指数 1.0 以上団体

①神奈川県藤沢市

1 藤沢市の概要

長きにわたり不交付団体で財政は豊かであると見られていたが、平成 23 年度の交付税算定（財政力指数 0.995）で昭和 35 年以来 51 年ぶりに交付団体となったケースである。

東京から 1 時間弱の距離にあり主にベッドタウンとして発展してきた藤沢市は、人口 40 万を擁する都市で現在も人口は増加し高齢化率も 20%程度である

が、企業の撤退などにより税収が落ち込み交付団体となった。行革も進めてきたが増える財政需要に税収が追いつかない状況である。

平成 21 年度の財政状況は、財政力指数は 1 を超え公債費負担も多くなり財政はこの時点では弾力的で豊かに見える。しかし、企業城下町ではないものの企業の撤退と景気下振れの影響は大きいものであった。

藤沢市 平成 21 年度財政指数等

人口 (H22.3)	404,808	類似団体	IV-3
面積 (km ²)	69.51		
歳出総額(千円)	126,846,797	[健全化判断比率]	
標準財政規模(千円)	80,558,230	実質赤字比率(%)	-
財政力指数	1.16	連結実質赤字比率(%)	-
実質収支比率(%)	6.8	実質公債費比率(%)	6.9
公債費負担比率(%)	10.1	将来負担比率(%)	38.1
経常収支比率(%)	88.2		
臨時財政対策債除く	91.7	[資金不足比率]	
基金残高(千円)	12,064,128		
うち財政調整基金	7,178,585		
地方債現在高(千円)	84,593,278		

2 財政力指数悪化の背景と要因

平成 23 年度交付税算定で 51 年ぶりに交付団体となったが、これはリーマンショックなど景気の影響もあるが、一部大企業の撤退による法人関係税の減収が大きい。

市税収入の推移を見ると、平成 9 年度の 792 億円をピークに年々減少し、15 年度には景気低迷と恒久減税等の影響により 692 億円へと落ち込んだ。その後の景気回復や税制改正等により平成 19 年度には税収が回復し、20 年度は 767 億円まで回復したが、21 年度は経済危機で企業収益の悪化により法人市民税を中心に 746 億円に再び落ち込んだ。平成 22 年度は個人市民税の減収もあり 700 億円、そして 23 年度は 700 億円を下回る税収見込みとなった。

また諸収入の減等により、平成 23 年度は前年度予算対比で 38 億円の一般財源不足見込みである。これは、財産収入など市税以外の一般財源も大きく減少するためであり、こうした収入全体の減収も影響している。

3 財政健全化等の取組

藤沢市は、当面は早期健全化基準以上となる可能性はほとんどないため、財政健全化団体を回避することを目的にした行財政改革の必要性は薄い。しかし、平成8年度から第1次行政改革、12年度から第2次行政改革、18年度から第3次行政改革の3次にわたる行政改革大綱により進めている。

①第1次行政改革

平成8年度に「第1次行政改革大綱」を策定し、市民サービス向上、事務事業の見直し、組織・機構の簡素化・効率化、職員増の抑制・削減、健全財政確立などの目標の下に行政改革を進めそれなりの成果を上げてきたとされる。

②第2次行政改革

国による地方分権一括法の制定などで、自治体の条例制定権、課税自主権の拡大が図られたなどの新たな情勢を背景に、平成12年度に「第2次行政改革大綱」を策定した。

- ・「行財政構造改革による効率的な行政システムの確立」の課題として、行政評価システムの導入、市民への情報公開・情報提供の推進、市民参加・市民との協働の推進などを進めてきた。
- ・「時代の変化に対応できる行政システムの確立」の課題として、地方分権・職員の能力開発、行政サービス向上・市民参加システムの拡充、事務事業の見直し・民間活力の活用、行政の総合性確保・組織と機構の簡素化・効率化、定員管理・給与制度の適正化、健全財政の確保と公共料金・補助金のあり方の検討などを進めてきた。特に民間活力の活用では、パート職員、臨時職員、非常勤職員活用が進められ人件費の削減が進められた。

③第3次行政改革

- ・平成18年度に「市民視点の行財政改革、終わりなき行革の闘い」を基に「第3次行政改革大綱」を策定した。
- ・行革課題として、市民参加・住民自治強化と行政の適正化、将来を担う人材育成・若手職員の能力向上・やる気の高揚、市民ニーズに沿った市役所組織の再編、行革推進体制の改善・充実、出資団体の事業見直し・抜本改革、行政評価システムの改善・定着、事務事業の見直し・民間活力の活用・定員管理と給与制度適正化・健全財政の維持などが掲げられ、それらの具体的推進が図られた。
- ・「民間活力の活用」では、PFI、NPO、指定管理者制度の積極的導入が進められた。
- ・「健全財政の維持」では、実質収支の適正化、税・料金収入の確保、経常的経費・義務的経費の抑制、適正規模の市債発行、使用料・手数料の定期的見直し、補助金の計画的・定期的見直しなどが取り組まれた。

- ・第2次行政改革の課題の継続事項である出資団体の改革、清掃業務の執行体制の検討、学校用務員業務の見直し、学校給食業務の管理運営・執行体制の見直し、図書館の執行体制と業務内容の見直し、公共施設の有効活用の検討、指定管理者制の有効活用なども引き続き取り組まれた。
- ・第3次行政改革の主な数値目標・実績を見ると、人員削減目標 160 人（実績 175 人）、財源効果額 100 億円の抑制目標（実績 126 億円）、自主財源比率の目標 70%を下回らない（実績 71.4%）、公債費比率目標 10%を超えない（実績 7.6%）などとなっており、いずれも目標を達成し成果を上げている。

4 健全化判断比率に関する評価、意見

藤沢市では特に意見はなかったため、財政指標の状況とそれらの分析を以下に示しておく（カッコ内は黒字比率）。

- ①実質赤字比率：平成 22 年度（▲6.34%）
- ②連結実質赤字比率：平成 22 年度（▲19.28%）
- ③実質公債費比率：平成 21 年度 6.9%、平成 22 年度 6.3%
- ④将来負担比率：平成 21 年度 38.1%、平成 22 年度 35.6%
- ⑤資金不足比率：平成 22 年度（▲8.9%）

平成 22 年度決算に基づく実質赤字比率と連結実質赤字比率はいずれも大幅黒字であり、実質公債費比率と将来負担比率も含め、早期健全化基準を下回っている。

②神奈川県鎌倉市

1 鎌倉市の概要

平成 25 年の世界文化遺産の登録に動き出した観光地であるが、限られた土地で開発余地がなく、少子（特殊出生率 1.13、H22）・高齢化（高齢化率 27.3%、H23）が徐々に進行しつつある。長引く景気低迷と高齢化の影響は例外なく富裕団体にも影響を与えてきたケースである。

平成 21 年度の財政状況は、財政力指数 1.21 で依然として地方交付税の不交付団体であるが、22 年度は 1.16 に下がってきている。健全化判断比率などの指標は問題ないが、経常収支比率が高く財政の硬直化が懸念される。

鎌倉市 平成 21 年度財政指数等

人口（H22.3）	177,161	類似団体	IV-3
面積（km ² ）	39.60		
歳出総額(千円)	57,075,097	[健全化判断比率]	

標準財政規模(千円)	38,049,174	実質赤字比率(%)	-
財政力指数	1.21	連結実質赤字比率(%)	-
実質収支比率(%)	4.0	実質公債費比率(%)	2.7
公債費負担比率(%)	12.3	将来負担比率(%)	44.1
経常収支比率(%)	92.7		
臨時財政対策債除く	98.0	[資金不足比率]	
基金残高(千円)	6,332,309		
うち財政調整基金	2,018,303		
地方債現在高(千円)	43,512,669		

2 財政力指数の悪化の背景と要因

財政力低下の背景には、以下のような状況がある。

1) 財政運営面の状況

①平成 22 年度の歳入総額は 609 億円（前年度 593 億円）、歳出総額は 594 億円（前年度 570 億円）で、実質収支額は 6 億円の黒字であるが、前年度比 9 億円の黒字額が減った。

②実質収支比率は 1.7%で、前年度の 4.0%から悪化した。歳入の伸びに対して歳出の伸びが大きかったこと、形式収支から差し引く翌年度へ繰り越すべき財源が増えたためである。

③積立金を新規に 18 億円（前年度 7 億円）積み立てているが、0.9 億円の積立金の取崩しが行われている。

2) 歳入・歳出面の状況

①歳入面（平 22）の特徴は、地方税が 348 億円で、歳入の構成比率も 57.2%と高い比率を占めていることである。

- ・地方税のうち住民税所得割のウェイトが大きいため、リーマンショックなど経済状況の変動により地方税収が落込み、財政収支が厳しくなる傾向にある。
- ・個人、事業所なども含めて固定資産税が 131 億円ありウェイトが高くなっている。
- ・その他、地方債 76 億円、国庫支出金 61 億円、県支出金 28 億円、繰越金 22 億円、諸収入 20 億円などとなっている。
- ・国庫支出金と県支出金は、鎌倉市が特定の補助事業を申請するときは増加し、そうでないときは減少するなど変動がある。
- ・地方債 76 億円のうち臨時財政対策債は 20.4 億円ある。臨時財政対策債が不交付団体では 3 年間かけて不発行とすることになったが、その分の代替財源の確保が行革による歳出削減のいずれかが必要になる。

②歳出面（平 22）の特徴は、人件費 146 億円、扶助費 95 億円、投資的経費 91

億円、物件費 80 億円、繰出金 70 億円、公債費 54 億円、補助費等 20 億円、積立金 20 億円などである。

- ・人件費の歳出構成比が 24.6%となっており、これが 20%を超えると投資的経費などを抑制しないと財政運営が厳しくなるとされている。投資的経費の歳出構成比も全国的に比率が低下している中で、鎌倉市は 15.4%で高くなっており、いずれかの経費の抑制が必要であろう。人件費はここ 10 年間で、すでに 29.7 億円削減されており、投資的経費などの削減などが課題となろう。
- ・扶助費は 37 億円（平成 13）から 95 億円（平成 22）に 10 年間で、大幅に拡大している。高齢者福祉費、児童福祉費等の増加によるものである。事業所数が多いなどの要因もあり、生活保護費はまだ低水準で推移している。
- ・投資的経費が 53 億円から 91 億円に増大したことが歳出拡大の原因である。物件費の 80 億円も多額になっているが、事業の民間委託、指定管理者制の拡大によって委託費が増大しているためである。

3) 借金の状況

- ①投資的経費は、この 10 年間を見ても 52 億円から 60 億円の範囲で高い水準を維持してきている。投資的経費の拡大の財源として、地方債もこの 10 年間で 30 億円から 60 億円の範囲で増発してきている。特に平成 22 年度は地方債を前年度 30 億円から 76 億円に 2 倍以上増発している。
- ②公債費（地方債の償還）も、この 10 年間、52 億円から 60 億円の範囲で増大してきている。
- ③地方債残高は、平成 22 年度は 464 億円（前年度 435 億円）に増大した。標準財政規模は 349 億円であり、地方債残高はまだ標準財政規模の 2 倍以内に収まっており、当面は問題はないが、将来を考えると抑制が必要であろう。
- ④債務負担行為額（支出予定額）は、152 億円（前年度 139 億円）に増えている。
- ⑤借金の償還に充当可能な積立金残高は 77 億円（うち財政調整基金 38 億円）で、前年度 63 億円（うち財政調整基金 21 億円）よりも増えているが、少な過ぎると言えよう。

3 財政健全化等の取組

鎌倉市の財政指標は、経常収支比率の悪化、実質収支比率の悪化などが見られるが、早期健全化基準以上となる恐れはほとんどないため、健全な財政基盤の確立などを目標に独自の行財政改革を進めてきている。

1) 行財政改革の取組み

①「かまくら行財政プラン」

平成 11 年度から 17 年度まで「かまくら行財政プラン」を策定し、窓口時間の拡大、職員適正化目標 1,574 人の達成、職員給の 3 年間暫定削減、退職手当の

支給率見直し、退職時の昇級廃止、都市計画税引上げによる 7 億円の増収、クリーンセンター施設の運転保守・事務系ゴミの民間委託、行政評価制度の導入、窓口イメージアップチームの立ち上げなど職員の意識改革等の成果を上げてきたとしている。

②「鎌倉行政経営戦略プラン」

平成 18 年度から 22 年度まで「鎌倉行政経営戦略プラン」を策定し、成果を重視した行政経営、新しい公共空間の形成、健全な財政基盤を確立し変化に対応できる行政経営を柱に、行財政改革を進めてきた。

③「新鎌倉経営戦略プラン」

平成 23 年度から 27 年度まで「新鎌倉経営戦略プラン」を策定し引き続き行財政改革を進めている。

④行財政改革の財政効果額

- ・平成 18 年度には史跡維持管理業務の市民、NPO 等の活用、胃ガン検診事業の一本化、指定管理者制等の導入拡大、廃棄物処理手数料の適正化、市税徴収率向上、職員給与見直し、職員数適正化などで 7 億 3,487 万 5 千円の財政効果があった。
- ・平成 19 年度には下水道料金の適正化などを加えて、9 億 7,714 万 9 千円の財政効果があった。
- ・平成 20 年度には文化事業見直し、スポーツ施設駐車場の有料化などを加えて、12 億 1,635 万 6 千円の財政効果となった。

ただしこの財政効果額は、下水道料金の引上げをはじめとして使用料・手数料の引上げなどが大きなウェイトを占めており、受益者負担の強化との批判も出ている。

4 健全化判断比率に関する評価、意見

鎌倉市では特に意見は聞かれなかったもので、財政状況について以下に記しておく（カッコ内は黒字比率）。

- ①実質赤字比率：平成 20 年度（▲3.91%）、平成 21 年度（▲4.02%）
- ②連結実質赤字比率：平成 20 年度（▲5.54%）、平成 21 年度（▲6.88%）
- ③実質公債費比率：平成 20 年度 3.8%、平成 21 年度 2.7%
- ④将来負担比率：平成 20 年度 56.0%、平成 21 年度 44.1%
- ⑤資金不足比率：公営企業は資金不足はなし

健全化判断比率については、早期健全化基準を下回っている。

経常収支比率については、平成 22 年度 94.2%（前年度 92.7%）となり、財政の著しい硬直化が進んでいる。減収補填債は発行していないため、臨時財政対策債 20.4 億円を除いた経常収支比率は 99.8%（前年度 98.0%）となり、100%間

近になっている。この観点からの財政の早期健全化の取組が求められていると言える。

平成 22 年度の経常収支比率の状況を個別の経費ごとに見ると、人件費 37.1%、物件費 18.1%、公債費 14.4%、繰出金 11.3%、扶助費 8.9%、補助費等 4.0%などとなっている。経常収支比率の改善のためには、直接的には人件費、扶助費、公債費などの経常的支出を減少させ、地方税など経常的収入を増加させることなどが必要となるが、昨今では物件費、補助費等の中にも経常的支出のウェイトが高くなってきている。

経常的支出の減少について、人件費については、既に見たように、ここ 10 年間で、29.7 億円の削減が行われ、今後も続けられる方向にある。後は物件費、公債費、繰出金などの見直しが必要となろうが、繰出金については、鎌倉市では下水道事業会計への繰出金が 24 億円となっており、継続的にほぼ同程度の水準で一般会計から支出されている。現行の下水道整備計画を金科玉条にせず、財政状況を勘案しながら、規模縮小などの見直しが必要であろう。また、経常的収入の増収を図るためには、地方税の各種税目の徴収率の向上を図っていく必要がある。

エ) 独自健全化取組団体

①岐阜県多治見市：財政条例の制定

1 多治見市の概要

財政指標に基づく財政規範を条例化し、独自の財政指標によって行財政運営に取り組んでいるケースである。

岐阜県南南東に位置する人口 11 万 5 千人の市である。歴史的に陶磁器産業が盛んで美濃焼の産地として有名である。また、名古屋市から鉄道で 30 分ほどの通勤圏内にあり、名古屋市のベッドタウンともなっている。主要産業が限定的なため、税収は市民税中心であり、現在の人口減少傾向と将来的な高齢化の進展を踏まえたまちづくりが政策課題の一つとなっている。

平成 21 年度の財政状況は、実質収支比率 10.5%、財政力指数 0.77、経常収支比率 84.6%、実質公債費比率 2.8%、将来負担比率は償還可能財源が将来債務を上回っているなど、比較的健全な財政状況である。

多治見市 平成 21 年度財政指数等

人口 (H22.3)	115,314	類似団体	Ⅲ-3
------------	---------	------	-----

面積 (km ²)	91.24		
歳出総額(千円)	38,411,847	[健全化判断比率]	
標準財政規模(千円)	20,792,283	実質赤字比率(%)	-
財政力指数	0.80	連結実質赤字比率(%)	-
実質収支比率(%)	8.6	実質公債費比率(%)	3.9
公債費負担比率(%)	12.9	将来負担比率(%)	-
経常収支比率(千円)	85.7		
臨時財政対策債除く	89.4	[資金不足比率]	
基金残高(千円)	16,778,889		
うち財政調整基金	4,195,719		
地方債現在高(千円)	31,261,518		

2 財政条例の制定に至る経緯

多治見市では平成 8 年度に経常収支比率が 89.8%と当時県内最悪の状況となり、9 年度予算へ向けて財政緊急事態宣言を発し、人件費やその他経常経費の削減、公債費の抑制、事務事業の見直し、各種特別会計等への繰出金の抑制などの対策を講じ、11 年度には宣言解除に至った。

その後、今後の少子高齢化や地方交付税の縮減などに伴う歳入減や歳出増を見据えて「財政改革指針」(平成 16～20 年度)に基づく財政運営に取り組み、18 年度には経常収支比率 81.9%と大幅に好転したが、市の脆弱な歳入基盤と歳出削減中心の行革が限界にきていることを鑑み、19 年 12 月に「多治見市健全な財政に関する条例」を議会提案で制定し、独自の財政指標に基づく行財政運営を進めることとなった。

同条例の目的は、一般的に財政と切り離されがちな総合計画や実施計画を財政面から規律することにある。すなわち、「市民、議会、市長などが各種政策実施にともなう市財政への影響を財政判断指標により認識し、客観的かつ透明性のある政策決定や市民参加に活用するとともに、財政悪化の際の財政再建の基準としての機能を果たすこと」としている。

全 4 編 35 条及び附則からなる同条例は、第 1 編が総則、第 2 編が財政運営の原則、第 3 編が計画的な財政運営、第 4 編が雑則から構成される。このうち制度の具体的な内容となる第 3 編では、市長が財政状況を市民及び議会と情報共有し、条例に定めた財政判断指標(償還可能年数、経費硬直化率、財政調整基金充足率、経常収支比率、実態収支)の算定結果を議会に報告、公表することを義務付け、総合計画や予算においても指標に基づき財政の根拠をもって策定、

編成しなければならないとされている。

また、市長は財政運営の目標値として任期ごとに「財政向上目標」を市民参加の下で定め、同時に財政運営上の最低基準としての「財政健全基準」についても市民参加の下で定めることが義務付けられている。

いずれかの指標（実態収支を除く。）がこの基準より悪化した場合、市長はそれが中期財政計画期間内の見込みであれば、「財政警戒事態宣言」を宣言し、市長が策定する「財政正常化計画」の下で財政再建を義務付けられる。また予算や決算段階で基準よりも悪化した場合は、市長が「財政非常事態宣言」を宣言し、市民参加の下で「財政再建計画」を策定し、議会の議決を経て公表、実施しなければならない。この場合、計画の進捗状況については議会がこれを監視し、不適切な財政運営と認められる場合には市長に対し適切な措置を求める勧告権が与えられている。

以上のように、同条例は市長に対し財政を踏まえた政策遂行を義務付けると同時に、議員や議会に対しても財政を無視した政策要求や議決を牽制する役割を果たしている。

3 財政判断指標による財政運営

平成 23 年度現在の行財政運営の 4 指標の定義、算式、財政向上目標及び財政健全基準、23 年度推計値は以下のようなものである。なお、市長任期に合わせて、第 6 次総合計画後期計画を踏まえ平成 24～27 年度にわたる財政向上指針が策定された。新たに財政判断指標の目標値や基準値を設定し、向こう 4 年間の指標見通しが明記されている。（新たな基準等はカッコ書きで記載した）

また、平成 22 年度の条例改正で新たな指標として「実態収支」が追加された。ただし、向上目標値や健全基準値の対象外となっている。

① 償還可能年数

負債の償還可能な年数を表す指標で、負債の削減や信用の確保の状況を判断する。

【算式】

経常一般財源から公債費（元金償還分）を除く経常経費充当一般財源を控除した額で、普通会計、公営事業会計、一部事務組合、第三セクターなどの債務残高を除する。

{地方債残高（普通会計・公営事業、一部事務組合）+公債費に準ずる債務負担+債務保証（第三セクター）+退職給与引当分-財政調整基金残高（うち災害対策留保分 15 億円を除く。）-起債償還基金残高-退職手当基金残高} / {経常一般財源 - （経常経費充当一般財源 - 公債費元金充当額）}

【基準等】

財政向上目標 10.5年(8年) 財政健全基準 12.0年(10年) 2011年度推計値 10.7年

② 経費硬直化率

行政サービスに要する経費と経常的な収入とのバランスを表す指標で、数値が低いほど余剰財源による投資余力が高く、その逆であれば投資余力が低く硬直化が進んでいるとみなす。

【算式】

一般的な経常収支比率とは異なり、経常経費充当一般財源から公債費充当額を控除した額を経常一般財源で除する。

$(\text{経常経費充当一般財源} - \text{公債費充当額}) / \text{経常一般財源}$

【基準等】

財政向上目標 70.0(72.0)、財政健全基準 73.0(75.0)、2011年度推計値 71.2

③ 財政調整充足率

さまざまな行政経費に対して、財政調整基金がどれだけ確保されているかを表す指標。

【算式】

災害対策分を除く財政調整基金残高を経常経費充当一般財源で除する。

$\text{財政調整基金残高(うち災害対策留保分 15 億円を除く。)} / \text{経常経費充当一般財源}$

【基準等】

財政向上目標 15.0(9.0)、財政健全基準 7.0(5.0)、2011年度推計値 12.6

④ 経常収支比率

一般的な経常収支比率と同様に、経常的な経費と経常的な収入バランスを指標化したもので、資金繰りの安定性や財政の硬直化を示している。ただし、通常、経常一般財源に含める臨時財政対策債などの財源対策に係る地方債を除いているため、比率の上昇は財源対策の臨時的な起債への依存度が高まることを意味する。

【算式】

$\text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源(臨時財政対策債等除く。)}$

【基準等】

財政向上目標 88.0(88.0)、財政健全基準 93.0(91.0)、2011年度推計値 87.9

⑤ 実態収支

単年度の収支状況を財政調整基金への積立て及び取崩し、繰上償還の状況を加味して実質的に捉え、資金繰りの状況を見る指標で、一般的な実質単年度収支に決算余剰に伴う財政調整基金への積立てを加えている。

【算式】

実質単年度収支＋決算余剰金の財政調整基金繰入額

4 健全化判断比率に関する評価、意見

財政危機を行政が認識し、健全化法が制定する以前から独自に健全化に向けた条例を準備し制定した事例であり、全国からも注目された。

多治見市では、以下の意見が聞かれた。各種財政指標の分母に標準財政規模を用いることによる有効性には疑問があり、実際の償還能力（実際の償還可能財源など）に基づく算定が必要ではないか。また、交付税算入の期間と実際の元利償還の期間のギャップがある場合、債務関連指標が実態を捉えられない可能性がある。償還実態を踏まえた算定方法を検討する必要があるのではないかなどである。

オ) 行財政改革取組の検証

①三重県四日市市

1 四日市市の概要

長年にわたり不交付団体と交付団体のボーダーラインの位置にあつて、積極的な行財政改革を進めてきたケースである。特に静岡県を参考に平成15年に導入した「業務棚卸表」は、管理から経営への考え方の下、組織単位（課・係・スタッフ）がその目的を達成するために一定期間内に実施する業務の作戦体系を示し、具体的に何をどこまでやるのか業務の構造を網羅的に記述し、効率的経営を目指した行革の取組である。

三重県北部に位置する人口約31万人の特例市である。同市は幕末から明治にかけて菜種と肥料の生産、取引で栄え、明治中頃の四日市港の修築をきっかけに繊維工業や化学工業などが盛んとなり、戦後は石油化学工場を中心に産業が発展し、今日では東芝などの大手半導体工場などIT関連企業の立地も進んでいる。

平成21年度の財政状況は、やや公債負担の大きさが目立つ。また財政力指数は1.10であるが、22年度は1.06に低下している。

四日市市 平成21年度財政指数等

人口 (H22.3)	305,277	類似団体	特例市
------------	---------	------	-----

面積 (km ²)	205.53		
歳出総額(千円)	107,262,953	[健全化判断比率]	
標準財政規模(千円)	70,323,657	実質赤字比率(%)	-
財政力指数	1.10	連結実質赤字比率(%)	-
実質収支比率(%)	2.5	実質公債費比率(%)	17.6
公債費負担比率(%)	16.8	将来負担比率(%)	132.9
経常収支比率(%)	82.1		
臨時財政対策債除く	88.5	[資金不足比率]	
基金残高(千円)	17,612,470		
うち財政調整基金	5,698,015		
地方債現在高(千円)	105,504,978		

2 財政状況の変化

現在の四日市市は目立った財政悪化の状況にはないが、後述する 90 年代後半の財政硬直化に伴う行財政改革プランを皮切りに、各種行財政改革を重ねて今日に至っている。平成 18 年度以降は不交付団体にあるものの、財政力指数は 1.00 をわずかに上回る程度であり、財政運営は常に厳しい状況にある。

市の税収は、IT 関連の工場が立地することから、短期集中的な設備投資による償却資産の固定資産税の収入が大きい。償却資産ゆえに減収期間も早く、新たな設備投資頼みで税収の見通しは不確実である。なお、人口 30 万人を超え、平成 22 年度より事業所税を課税しており、追加的な税収が確保されている。

歳出面では、第二次産業の立地により流入人口が増加し、これに伴い外国人（ブラジル人など）労働者の居住も増え、いわゆる多文化共生事業の経費が増加している。また、高齢化や失業者の増加による扶助費（生活保護費）の増加も近年目立っている。

3 行財政改革の取組

2000 年代以降の四日市市の財政改革の取組は、平成 10 年 9 月の「新・四日市市行財政改革大綱」に基づく第 2 次実施計画（平成 13 年度～15 年度）、「大綱」に続く「四日市市行政経営戦略プラン（行革プラン）」（平成 16 年度～18 年度）、国の集中改革プランを含む「第 2 次行政経営戦略プラン（第 2 次行革プラン）」（平成 19 年度～21 年度）という流れで今日に至っている。現在は「四日市市行財政改革プラン 2011」（平成 23 年度～25 年度）の取組過程にある。

これまでの各計画における主な取組内容とその効果（削減額）は別表のとおりとなっており、いずれも目標値を上回る成果を収めている。各計画とも給与

水準の適正化や定数削減などの人件費削減が中心である。なかでも後半の第一次、第二次行革プランは、国の集中改革プラン（国が平成 17 年 4 月 1 日から 22 年 4 月 1 日を期間として地方に要請した人件費を含む行政の合理化策で、定数目標として 5.7%削減を設定した）と重なることで、定数削減が加速したと見られる。具体的には平成 19 年度から 22 年度にかけて一般職員数（全会計）は、2,801 人から 2,607 人へと 6.9%も削減している。

市の一連の定数削減は、特に客観的な目標を定めているわけではなく、削減過程の中で適正規模を模索してきた。一方、給与水準については平成 17 年度時点でラスパイレス指数が 102.8 と全国 2 位であったことから、100 以下を目標に見直しを図り、現在は指数、全国順位とも大幅に低下している。職員の大幅な削減の中で業務に対応するため、退職者の再任用や臨時職員などで補っているものの、職員の一人当たりの事務負担が大幅に増加している印象を受けた。

このほか、削減効果が比較的大きいものとして経費節減が挙げられる。これは物件費や維持補修費などの節減目標の設定や補助負担金の全調査に基づく見直しで、平成 15 年度に導入された「業務棚卸」による行政評価と財源配分方式による予算編成システムなどを通じた取組の成果である。この中で財源配分方式とは、重点事業以外の事業については所管部局に予算編成の業務を移譲し、そのうえで性質別のシーリングをもとに各部局への予算枠を配分し、これをもとに部局ごとに事業を選択するものである。一種の枠配分方式と見られるが、性質別の行革プランを目的別の部局予算に反映することで一定の効果を上げたものと推察される。

四日市市の行財政改革の取り組みと実績

行財政改革名	見直し項目	削減実績(億円)
○行財政改革大綱 第2次実施計画 2001～2003	職員定数の削減	-37.1
	物件費等の経費節減	-18.3
	時間外勤務の削減	-2.6
	補助費等の見直し	-4
	使用料手数料の見直し	-0.4
	合計	-62.4
○四日市市行革プラン 2004～2006 * 2005～2006年度 は集中改革プランと 重複する	事務事業等の改善・再編・統廃合等	4.02
	外部委託等の推進	-0.67
	定員及び人事管理の適正化	-41.59
	給与の適正化	-8.44
	組織機構の見直し	0.17
	外郭団体の見直し	-0.08
	経費節減等の財政効果	-5.43
	地方公営企業の経営改革	2.07
	その他	0.15
	合計	-49.8
○集中改革プラン 2005～2009(第2次 行革プラン2007～ 2009)	事務事業等の改善・再編・統廃合等	-18.3
	外部委託等の推進	-47.95
	定員及び人事管理の適正化	-6.15
	給与の適正化	-4
	組織機構の見直し	-0.86
	外郭団体の見直し	-0.06
	経費節減等の財政効果	-18.08
	地方公営企業の経営改革	-9
	合計	-104.4

* 四日市市提供資料から作成

* 表中でプラスの金額は削減に至らなかったもの

今後の展望を総合計画（平成23年度～32年度）で見ると、平成27年度をピークとする人口減少と高齢化の進展を見据えつつ、引き続き第二次産業を軸とした雇用の創出や定住化を通じて、市の発展を目指している。

4 健全化判断比率に関する評価、意見

三重県では行政評価による行革を全国に先駆けて進めてきたが、四日市市も「業務棚卸表」など革新的な行革に取り組んできた事例である。

四日市市では、「実質公債費比率や将来負担比率の算定において、充当可能特定財源に都市計画税が含まれており、同様の目的性を持つ財源である事業所税を含めることを検討すべきではないか。ただし、事業所税は、使途が広く、普通交付税の基準財政収入額にも算入されていることから、使途が都市整備事業及び土地区画整理事業に限定された都市計画税のように必ずしも将来負担に充当される性格の歳入でないことは考慮する必要がある。」などの意見があった。

②島根県松江市

1 松江市の概要

早期健全化基準以上になるほど財政状況は悪化していないが、積極的に行革に取り組みないと早期健全化基準以上となる可能性が高まるケースである。

島根県都であるが人口 20 万人弱で人口減と高齢化（24.4%）が続いている。平成 17 年に鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町と合併し、23 年には東出雲町と合併し特例市となった。

平成 21 年度の財政状況は、財政規模は合併で 1,000 億円となり、特例市と比べると 100 億円ほど多いが、財政力指数は特例市の 0.92 と比べると弱い。松江市の財政力指数は合併前の平成 15 年度は 0.66 であったので、合併で脆弱になった。また、他の財政指標も良くはなく、厳しい財政状況を示している。

松江市 平成 21 年度財政指数等

人口 (H22.3)	192,049	類似団体	IV-1
面積 (km ²)	530.28		
歳出総額(千円)	100,308,376	[健全化判断比率]	
標準財政規模(千円)	50,770,828	実質赤字比率(%)	-
財政力指数	0.58	連結実質赤字比率(%)	-
実質収支比率(%)	1.3	実質公債費比率(%)	18.0
公債費負担比率(%)	19.9	将来負担比率(%)	205.9
経常収支比率(%)	89.6		
臨時財政対策債除く	95.1	[資金不足比率]	
基金残高(千円)	14,884,534		
うち財政調整基金	3,361,708		
地方債現在高(千円)	133,229,495		

2 財政状況の変化

平成 15 年度の歳入・歳出規模は 615 億円程度であったが、17 年度に歳入・歳出規模は 1,000 億円程度に拡大した。特に原発立地の鹿島町と合併したことで、電源立地対策交付金 33.5 億円、交通安全対策交付金 0.2 億円など計 33.7 億円の特別な収入があり、合併特例債も活用して公共事業を実施してきた。

普通建設事業費は、平成 15 年度は 94 億円であったが、16 年度、17 年度には 200 億円を超えて 2 倍以上になった。ただし 1 市 8 町の財政規模に合わせた公共

事業を実施しただけで拡大実施したわけではない。松江市は零細な家族経営が多く、公共事業の削減は地域経済に与える影響が大きいという事情もある。

現在の財政状況は、直ちに早期健全化基準以上となるような状況にはないが、地方債残高は標準財政規模に比して 2 倍以上と多く、実質公債費比率も高止まりしている。また公営企業債の残高も多く、一般会計からの繰入れも多い。将来負担が危ぶまれる。

また松江市は合併により財政規模は拡大したが、依存財源中心の財政構造は変わらない。過疎地域の特殊な事情を反映して、普通建設事業費（歳出構成比 20.4%）のウェイトが高いのが特徴である。

3 行財政改革の取組

平成 17 年の合併を契機に、また厳しい財政状況を踏まえ、17 年から 22 年度までの「行財政改革実施計画」を策定し、行財政改革を推進してきた。その主な内容は、a) 地域協働の推進、b) 機動的かつ簡素で効率的な組織、c) 職員の能力を最大限引き出す人材育成・人事管理、d) 行政評価の推進、e) 定員管理・給与の適正化等、f) 自主性・自立性の高い財政運営、g) 電子自治体の推進、h) 公営企業の経営健全化、i) 外郭団体・第三セクターの抜本見直し、などである。

これらに基づき、39 項目の具体的な事務事業の見直しが行われた。事務事業の見直しは、全て直ちに具体的な経費削減につながるものばかりではない。そのうち平成 17 年度から 22 年度までに、具体的な財政的効果があったものだけを対象に、この間の累積的財政効果額を挙げると、次のとおりとなっている。

①歳入効果額

- ・ 広告事業など受益者負担の見直し（2.2 億円）
- ・ 市税・保険料等の滞納整理など収入未済額の縮減（13.9 億円）
- ・ 未利用地の売却・駐車場貸付など（12.4 億円）

②歳出効果額

- ・ 特別職、一般職の給与や職員数削減、新陳代謝促進など人件費削減（▲18.1 億円）
- ・ 雪害対策費などの増加もあるが物件費の削減（▲12 億円）
- ・ 公社等の補助金削減など補助費等の見直し（▲0.6 億円）
- ・ 合併に伴う鹿島有線テレビ放送会計閉鎖など繰出金の削減（▲29.3 億円）

① ②を合わせた財政効果額は、88.5 億円となっている。

以上の取組などにより、実質公債費比率は平成 19 年度 19.9%、20 年度 16.7%、21 年度 17.5%と引下げが進み、3 カ年平均で 18.0%になった。それでも起債許可団体となっており、更なる改革が求められる。

なお、平成 21 年度の実質公債費比率の分子に関しては、地方債の元利償還金が 115 億円（29.1%）、公営企業の企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰入金 が 59 億円（14.9%）、債務負担行為支出予定額が 8 億円など計 182 億円である。分母の標準財政規模は 507 億円である。分母と分子からそれぞれ基準財政需要額への公債費算入分 112 億円を差し引いて計算すると 17.5%となっている。つまり地方債、公営企業債、債務負担行為支出予定額など借金残高を少しでも減らすことが早期財政健全化の目標であろう。

4 健全化判断比率に関する評価、意見

島根県の県庁所在地であるが財政状況は極めて厳しい。行革の取組は不断に進めているが、地元経済が公共事業に支えられていることを考えれば、他の団体と同じように投資支出の削減で行革を実行する選択肢はないところに厳しさがある。

松江市では特に財政指標に関する意見は聞かれなかったが、財政指標の運用を通して財政当局は「財政再建の大道は、地方債残高を減らしていくことであると再確認した」と述べていた。

第4 実地調査団体の財政指標による分析

総務省のホームページで公開されている地方財政の決算情報データ等については、健全化法が施行されたことや住民へのより分かりやすい説明のために、決算カードや財政指標の活用や表示方法等について、本調査研究会の平成20年度及び21年度の報告書で示されている。報告書の改訂案は、平成22年度決算から取り入れられる予定であるが、その中で2つの財政指標に係るグラフ「実質収支比率に係る経年分析」及び「実質公債費比率（分子）の構造」を実地調査団体について作成し、簡単なコメントを付した。

1. 平成22年度決算からの決算情報データ等の表示について

実地調査団体の分析を行う前に、改訂される決算情報データ等について説明しておこう。

財政指標など決算情報データ等は現在、個別団体ごとに、決算カード、財政比較分析表、歳出比較分析表、財政状況等一覧表、健全化判断比率・資金不足比率カードが総務省ホームページ等に掲載され、住民等へ開示されている。平成22年度決算から作成される決算情報データ等は、健全化判断比率のうち連結実質赤字比率と将来負担比率が新たな指標として導入されたことに伴い各様式で重複するデータを整理し、より有用な財政情報として開示するものである。

改訂される様式の名称は「財政状況資料集」である。内容は、以下の総括表と9つの図表からなる。

総括表は、これまでの決算状況（決算カード）を2ページとし、人口、収支状況、財政指標等の地方公共団体の概要データから当該団体に属する各会計名、関係団体名等まで表示され、地方公共団体の全体像がつかめる。

9つの図表は、①一般会計の状況、②各会計、関係団体の財政状況及び健全化判断比率、③市町村財政比較分析表、④経常経費分析表（経常収支比率の分析）、⑤経常経費分析表（人件費、公債費等の分析）、⑥実質収支比率等に係る経年分析、⑦連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析、⑧実質公債費比率（分子）の構造、⑨将来負担比率（分子）の構造、である。

このうち⑥の「実質収支比率等に係る経年分析」は、健全化判断比率の実質赤字比率ではなく、地方公共団体の財政状況の総合的な把握の観点から、黒字も考慮に入れた実質収支比率を用いて分析するものである。また、⑦の「連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析」は、連結実質収支額を連結赤字額と連結黒字額にそれぞれ分け、それを構成する主な会計名等を明示し、複数年度の状況を見ることで、連結実質収支の内訳の状況をより正しく把握することができるようになっている。

2. 実地調査団体の「実質収支比率等に係る経年分析」及び「実質公債費比率（分子）の構造」に係るコメント

①「実質収支比率等に係る経年分析」

実質収支比率は、一般会計等（一般会計＋公営事業会計以外の特別会計）を対象とした実質収支の標準財政規模に対する割合である。地方公共団体の財政運営で年度間の調整を含めて収支均衡は必須の財政規律である。

ここで作成するグラフは、実質収支額、財政調整基金残高及び実質単年度収支を標準財政規模で割った比率の推移である。実質収支額は、当該年度の単年度に生じたものではなく、過去からの累積であるからその推移を見る必要がある。また実質収支は、収支均衡を調整するために財政調整基金の取崩し又は積立てを行うことがあるので、その残高とそれを加味した実質単年度収支の推移も見る必要がある。これらの関係式は以下である。

【実質収支＝（歳入－歳出）－翌年度に繰り越すべき財源】

【単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支】

【実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立金＋地方債繰上償還額
－財政調整基金取崩し額】

分析のポイントは、実質収支額は、単年度に生じたものではなく過去の収支の過不足の累積であるから、複数年度の推移を見る必要がある。また、実質収支を調整するために財政調整基金の取崩し又は積立てを行う場合があり、実質収支と合わせて実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額である実質単年度収支の推移も見る必要がある。これらを分析することにより、実質収支に表れない収支の変化の要因を過去の異動から検知することができる。

②「実質公債費比率（分子）の構造」

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等の額を控除）に占める割合であり、したがって分子は元利償還金及び準元利償還金である。ここで元利償還金とは、一般会計等に係る地方債の償還費であり公債費である。また準元利償還金とは、一般会計等の支出で公営企業債の償還に対する繰出金や一部事務組合が起こした地方債の償還に対する負担金など、公債費と同一視すべき義務的経費があり、これら一般会計等が負担する公債費に準ずる経費である。

なお、実質公債費比率の分子及び分母から地方交付税の基準財政需要額に算入された公債費（算入公債費）を控除するのは、実質的な公債費負担を算出するためである。したがって公債費全体の規模を表す指標ではないので、実質公

債費比率は高くなくても財政規模に対する公債費の割合は高い場合もあることに留意が必要である。

ここで作成するグラフは、「一時借入金利子」、「債務負担行為に基づく支出額」、「公営企業債の元利償還金に対する繰入金」、「組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等」、「満期一括償還地方債に係る年度割相当額」、それに「元利償還金」について、実額の推移を示している。

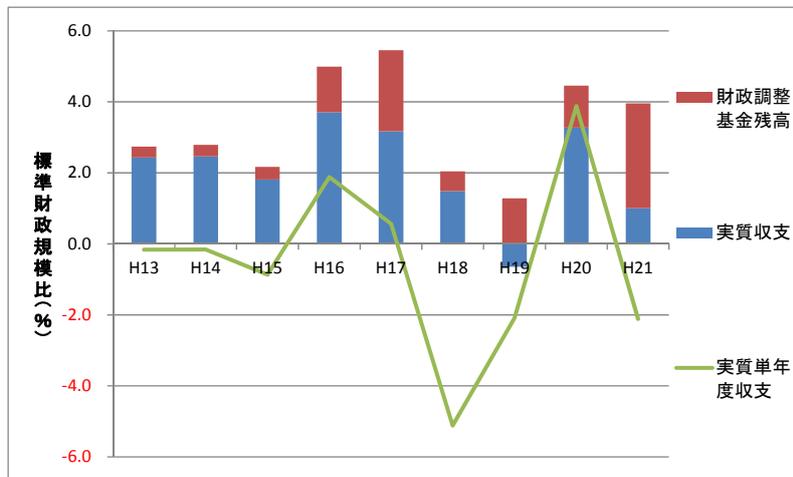
分析のポイントは、公債費を構成する支出項目の実額のグラフであることから、負担の大きさを読むことができる。また、公債費のどの項目が異動しているかが明確である。

○ 実地調査団体のグラフとコメント

ア) 早期健全化基準以上経験団体

①青森県大鰐町

実質収支比率等に係る経年分析



<コメント>

○財政調整基金残高

平成 18 年度に実質単年度収支が赤字となり、また基金を取り崩したため残高が大きく減少した。20 年度は黒字になったが 21 年度は再び赤字となるなど変動が激しい。

○実質収支額

平成 17 年度から普通交付税の削減が影響し減少が続いてきたが、20 年度は交付税増で黒字化した。収支が交付税に依存していることが表れている。

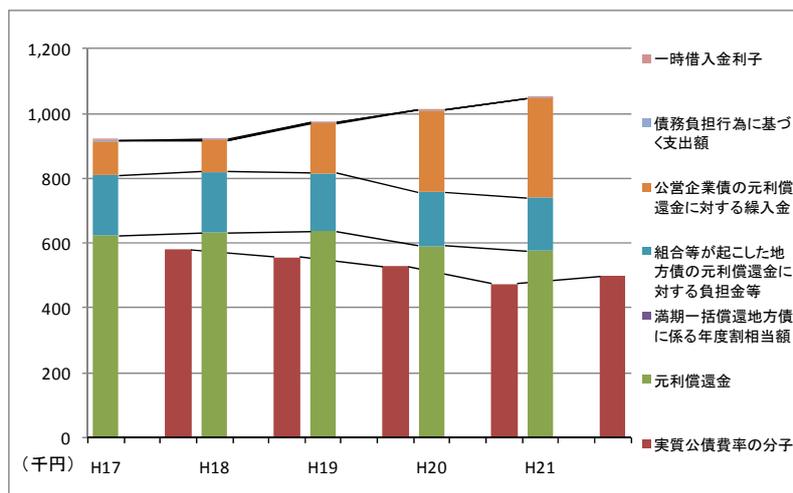
○実質単年度収支

平成 13 年度から 15 年度まで赤字が続き、18 年度は 5% (1.7 億円) と大きな赤字を記録した。単年度ではさらに収支の異動が激しい。

○今後の対応

一般会計で他会計の債務処理が終わり、今後は安定化が見込めるが厳しさは継続している。

実質公債費比率(分子)の構造



<コメント>

○元利償還金

分母比で 20% から 17% へと低下し年々減少傾向にあり、公債負担は減りつつある。

○公営企業債の元利償還金に対する繰入金

事業特会への繰入れが 3 倍に膨れ元利償還金を押し上げている。

○実質公債費比率の分子

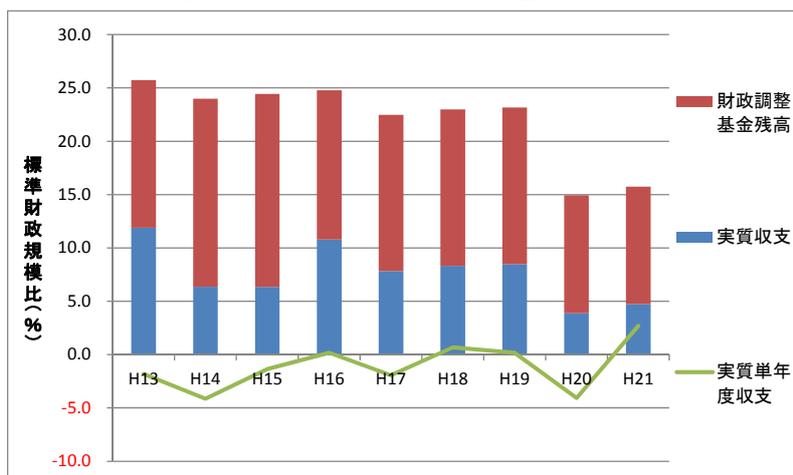
元利償還金が低下傾向にあるが公営企業債の元利償還金に対する繰入金が大きく膨れ、平成 21 年度には増加した。

○今後の対応

財政健全化計画の確実な実行で健全化を粛々と進めることが残された対応であろう。

②群馬県嬭恋村

実質収支比率等に係る経年分析



<コメント>

○財政調整基金残高

4億円程度の基金残高を維持し続けており、変動への備えはある程度できている。

○実質収支額

実質収支比率は5%を超える高い比率を続けている。財政規模が小さいためこの程度の変動はやむを得ないか。

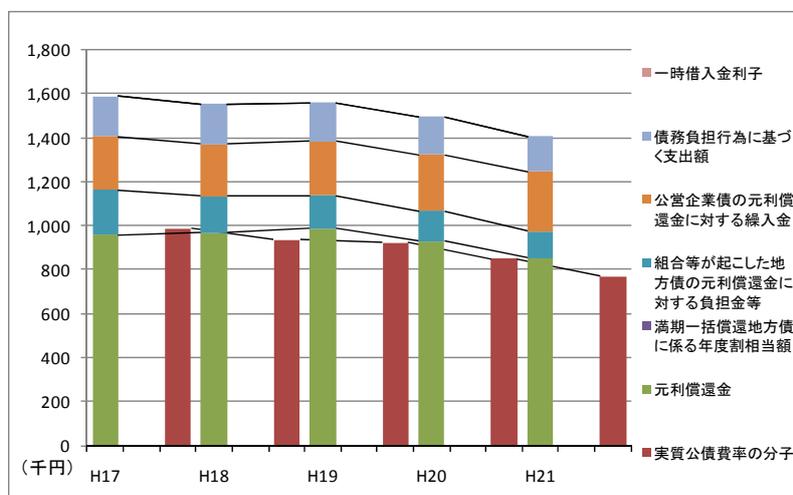
○実質単年度収支

単年度ごとでは赤字傾向にある。

○今後の対応

財政健全化団体から脱したのを機会に安定的な収支運営が一層求められる。

実質公債費比率（分子）の構造



<コメント>

○元利償還金

平成17年度の9億円台から21年度は8億円台に低下し村債発行が抑えられ減少傾向にある。

○公営企業債の元利償還金に対する繰入金

上水事業が大きい他はほぼ変動なく一定し、2.5億円程度で推移している。

○実質公債費比率の分子

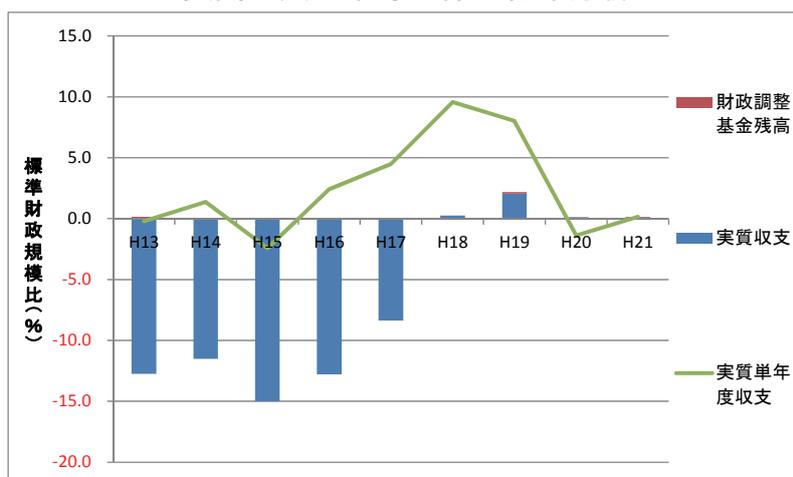
繰上償還を積極的に行うことで抑制し低下傾向にある。

○今後の対応

財政健全化団体から脱したが実質公債費比率は依然として高く、18%未満を目指す一層の改革が求められる。

③大阪府泉佐野市

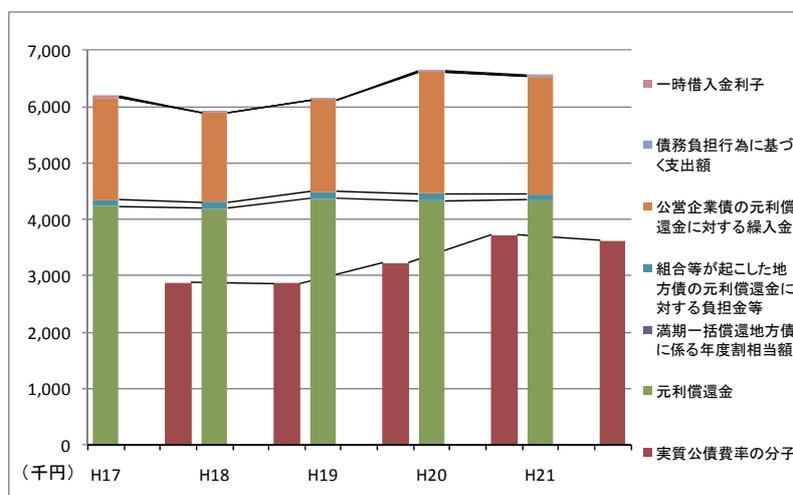
実質収支比率等に係る経年分析



<コメント>

- 財政調整基金残高
特定目的積立金残高は平成13年度から20~30億円程度あるが財政調整基金はほとんど残高がない。
- 実質収支額
税収の落ち込みなどで歳入欠陥が大きい期間が続いたが、ようやく実質収支ゼロとなってきた。
- 実質単年度収支
平成16年度より収支改善が徐々にみられ18年度は18億円の黒字を記録している。
- 今後の対応
収支安定化を目指した取組を確実に進めていくことが求められる。

実質公債費比率（分子）の構造

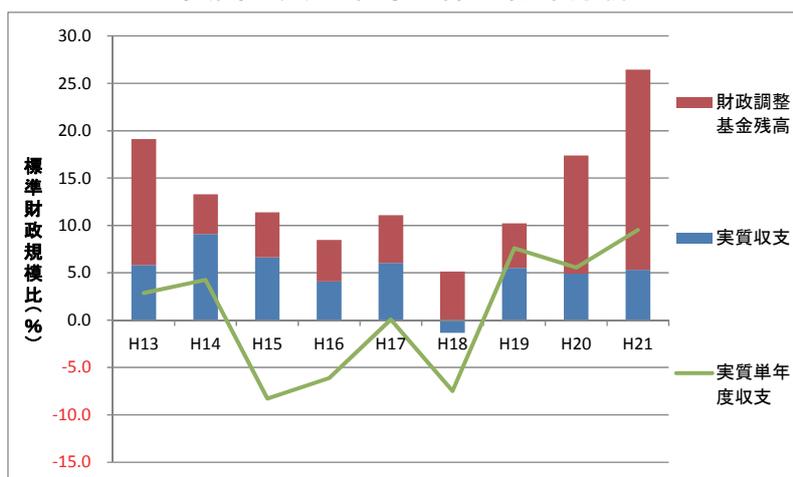


<コメント>

- 元利償還金
地方債残高は多いが最近では市債発行を抑制しているため、42~43億円程度で変わらない。
- 公営企業債の元利償還金に対する繰入金
宅地造成事業と病院事業の企業債が大きく20億円ほどの繰入金が計上されしばらくは高止まり傾向にある。
- 実質公債費比率の分子
平成21年度は800億円を超える地方債残高を抱え、当分は高止まりが続きそうである。
- 今後の対応
財政健全化計画の着実な実行で改善を図る。

④鳥取県日野町

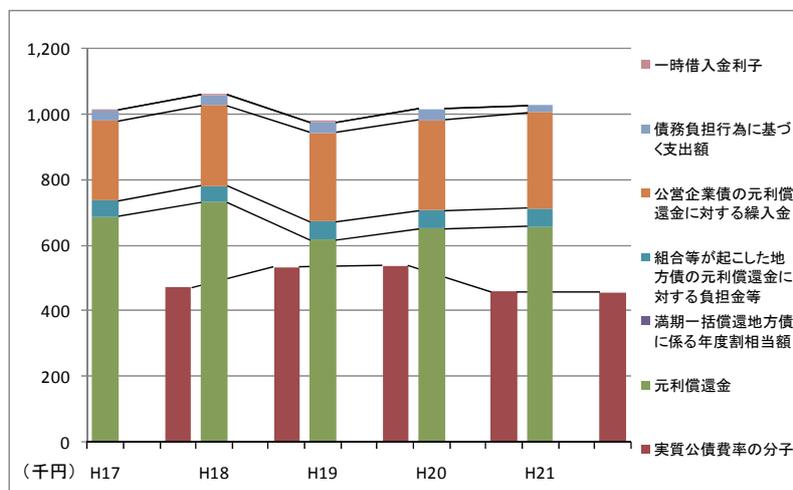
実質収支比率等に係る経年分析



<コメント>

- 財政調整基金残高
毎年度基金に積み立てており、平成21年度末で約5億円の残高がある。
- 実質収支額
平成18年度に歳入欠陥となり赤字を計上したが、翌年度からは5%程度の黒字を計上して安定化している。
- 実質単年度収支
財政規模が小さいので変動が大きいがやむを得ないところ。
- 今後の対応
財政調整基金を使わずに財政再建を目指してきたが、収支健全には基金も活用し弾力的な運営も検討してはどうか。

実質公債費比率（分子）の構造



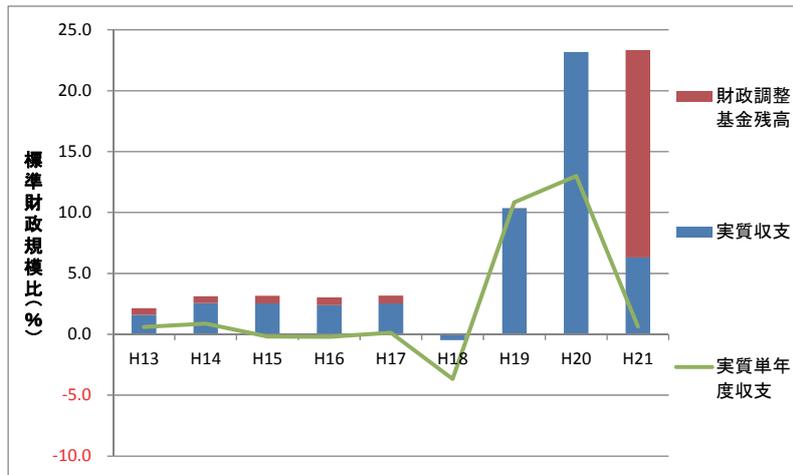
<コメント>

- 元利償還金
地方債発行を抑制しているため減少を示しているがなお6.5億円に上る。
- 公営企業債の元利償還金に対する繰入金
公共下水道事業が大きく2億円台で推移している。
- 実質公債費比率の分子
元利償還金の減少に伴い低下を示している。
- 今後の対応
引き続き地方債の発行を抑制しながら健全財政の維持に努める。

イ) 財政力指数 0.5 未満団体

①北海道赤平市

実質収支比率等に係る経年分析



<コメント>

○財政調整基金残高

平成 20 年度までほとんどゼロであったが、20 年度で大きな実質収支額を計上し 21 年度に 8 億円を基金へ積み立てた。

○実質収支額

人件費等の歳出全般の見直しにより平成 19 年度は 10 億円、20 年度は 3 億円の実質収支額を計上した。

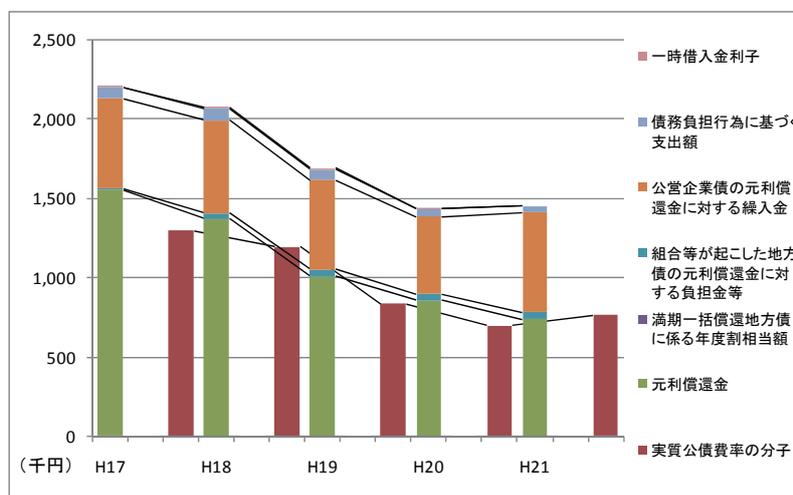
○実質単年度収支

平成 20 年度に大量退職による人件費削減が巨額の黒字をもたらした。

○今後の対応

収支改善は着実に進められ、今後も継続して取り組むことが求められる。

実質公債費比率（分子）の構造



<コメント>

○元利償還金

独自の財政健全化計画に基づき市債発行を抑制し、減少傾向にある。

○公営企業債の元利償還金に対する繰入金

病院事業と公共下水道事業が引き続き大きく 5~6 億円の繰入金がある。

○実質公債費比率の分子

平成 17 年度の 13 億円台から 21 年度の 7 億円台まで減少してきた。

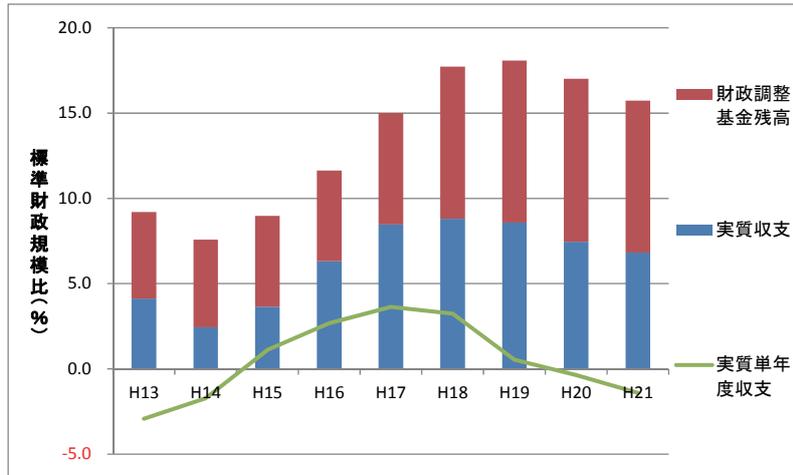
○今後の対応

標準財政規模の約 2 倍の地方債残高があり、引き続き財政健全化への取組を進める。

ウ) 財政力指数 1.0 以上団体

①神奈川県藤沢市

実質収支比率等に係る経年分析



<コメント>

○財政調整基金残高

不交付団体で比較的財政が豊かであったので毎年度積立てを行い平成 21 年度末で約 70 億円の残高がある。

○実質収支額

緩やかな景気拡大期を通して税込増により増加してきた。

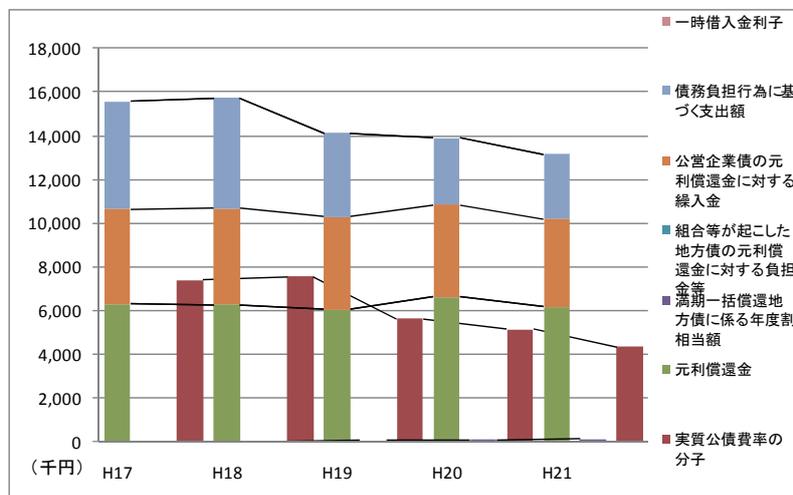
○実質単年度収支

平成 20 年度から景気低迷の影響等で単年度収支は赤字となった。

○今後の対応

平成 23 年度で交付団体となったが、引き続き行財政改革の取組を進める。

実質公債費比率（分子）の構造



<コメント>

○元利償還金

インフラ等の整備事業は毎年度発生しているため定常的な傾向を示している。

○公営企業債の元利償還金に対する繰入金

公共下水道事業の更新投資が続き大きく当分は恒常的に発生する。

○実質公債費比率の分子

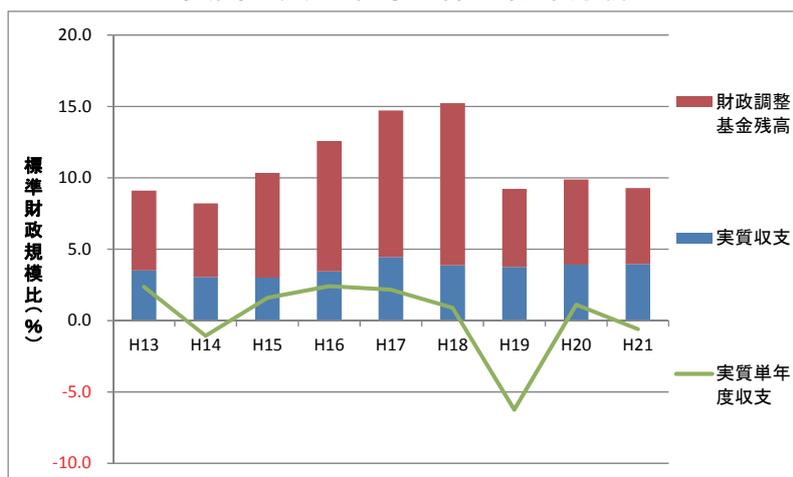
出資団体等の整理統合により減少傾向を示している。

○今後の対応

実質公債費比率は 10%以下に抑えられ健全な状態にあり、引き続き計画的に行革を進める。

②神奈川県鎌倉市

実質収支比率等に係る経年分析



<コメント>

○財政調整基金残高

平成19年度に22億円を取り崩し減少したが、21年度では20億円程度の基金残高がある。

○実質収支額

14～15億円程度で推移し実質収支比率も4～5%台で安定的に推移している。

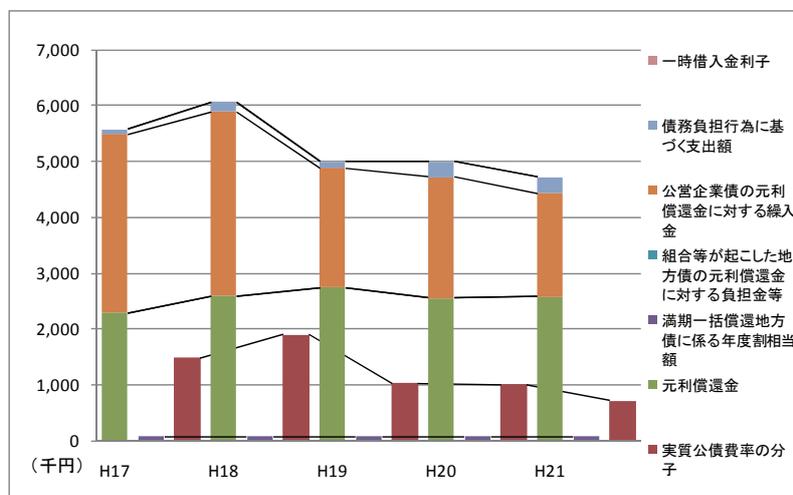
○実質単年度収支

公共事業等により一時的な収支の悪化を招いている。

○今後の対応

安定的な税収で収支均衡を維持してきたが、今後は高齢化等による減収に備えた対応が求められる。

実質公債費比率(分子)の構造



<コメント>

○元利償還金

公共事業への投資が抑制されず推移している。

○公営企業債の元利償還金に対する繰入金

土地柄、高低差が大きく公共下水道事業のコストが高く、公債費比率を上げている。

○実質公債費比率の分子

公営企業債の繰入金の減少に伴い低下傾向にある。

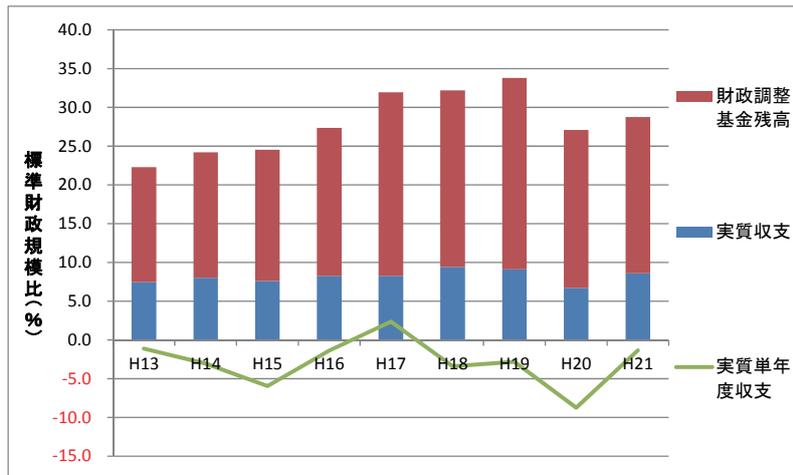
○今後の対応

引き続き市債の発行を適正規模に抑え、実質公債費比率の安定的な維持に努める。

エ) 独自健全化取組団体

① 岐阜県多治見市

実質収支比率等に係る経年分析



<コメント>

○財政調整基金残高

毎年度基金の積立てを行い増加している。

○実質収支額

独自の健全化の取組で安定的に維持している。

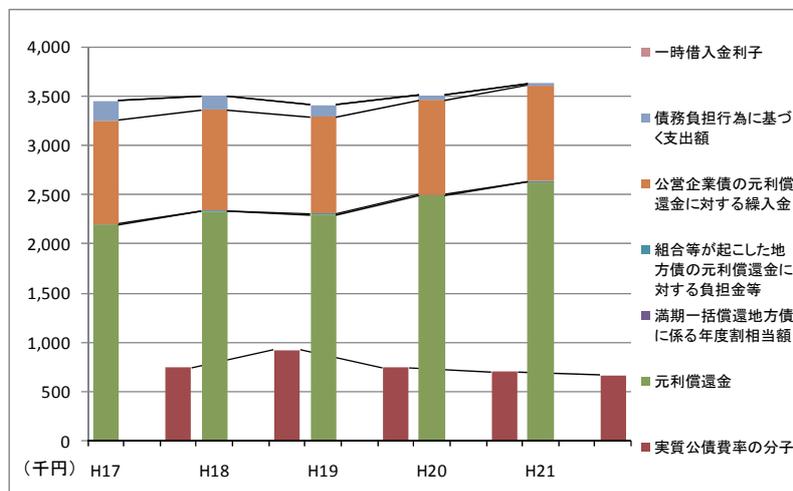
○実質単年度収支

財政規模がそれほど大きくないため平成20年度など公共事業で一時的に赤字となる。

○今後の対応

実質収支が安定的であり、財政調整基金残高も40億円程度あり健全な運営が行われており、今後も維持することが求められる。

実質公債費比率(分子)の構造



<コメント>

○元利償還金

公共事業は高い水準にあり増加傾向にある。

○公営企業債の元利償還金に対する繰入金

公共下水道事業が大きく恒常的に発生している。

○実質公債費比率の分子

元利償還金は増加しているが、債務負担行為などが減少し、やや低下傾向にある。

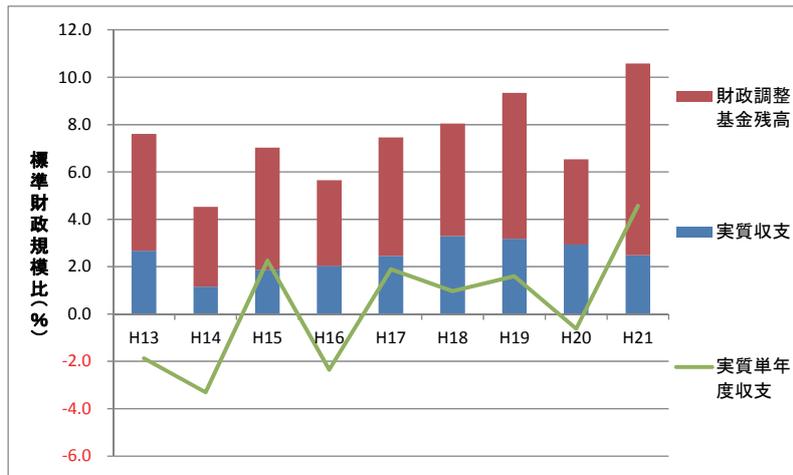
○今後の対応

財政条例の順守とともに必要な公共事業については計画的な市債発行に努める。

才) 行財政改革取組の検証

①三重県四日市市

実質収支比率等に係る経年分析



<コメント>

○財政調整基金残高

変動はあるものの残高は増える傾向を示している。

○実質収支額

人件費の抑制など税収減が続く中で概ね適正な収支が維持されている。

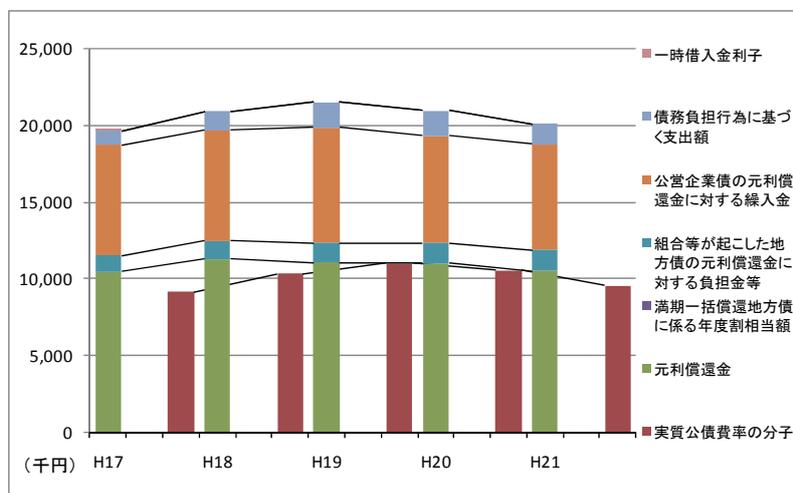
○実質単年度収支

経済社会の環境の変化が激しく収支が安定しない状況が続いている。

○今後の対応

業務棚卸などの行革を引き続き進め、税収減等に弾力的に対応できるよう努める。

実質公債費比率（分子）の構造



<コメント>

○元利償還金

行革などで市債発行を抑制しているため、増加幅は抑えられている。

○公営企業債の元利償還金に対する繰入金

上下水道事業が大きく、70億円程度の繰入金が生じている。

○実質公債費比率の分子

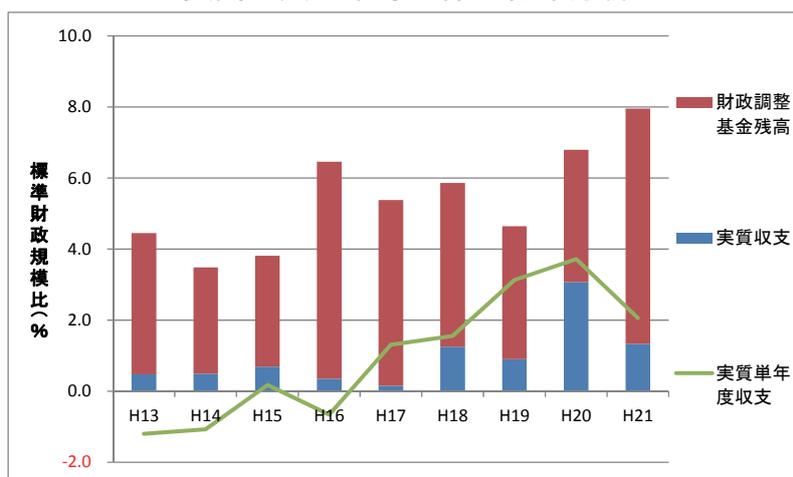
元利償還金や債務負担行為の支出額がやや増加しているため平成19年度から増加したが20年度から減少。

○今後の対応

毎年度の収支は厳しい状況が続いているため市債の発行は極力抑制することが求められる。

②島根県松江市

実質収支比率等に係る経年分析



<コメント>

○財政調整基金残高

毎年度 2%前後の標準財政規模比の残高を維持し、平成 21 年度は 34 億円の残高がある。基金残高としては確保されている。

○実質収支額

実質収支比率は 1%を下回る厳しい状況が続いている。

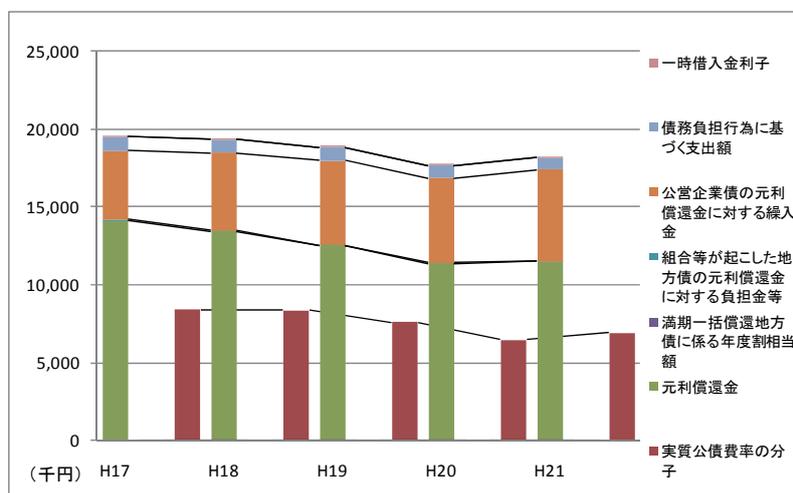
○実質単年度収支

平成 17 年度から人件費等削減の行革を進め黒字基調となってきた。厳しい財政状況であるが行革の成果は上がっている。

○今後の対応

税収力が弱く厳しい財政運営が続くため不断の行革が必須である。しかし、地域経済のために公共投資も必須であり、難しいかじ取りが続く。

実質公債費比率（分子）の構造



<コメント>

○元利償還金

投資的経費は高い水準にあるが市債発行は抑制傾向にある。

○公営企業債の元利償還金に対する繰入金

上下水道事業、病院事業への繰入れが拡大しつつある。

○実質公債費比率の分子

元利償還金の減少に伴い、低下傾向にある。

○今後の対応

地方債残高は標準財政規模の 2 倍以上と高い水準にあるため実質公債費比率を抑制するよう努める。

第5 財政指標の今後の検討に向けて

財政指標に関する検証結果のまとめとして、実地調査などで指摘があった課題等から、今後の検討において参考となる事項について述べておきたい。

1. 現行の財政指標に関して

今回の実地調査では、財政指標に関して個々には課題が指摘された点もあったが、指標全体としては財政運営に有用に活用されているように受け止められた。また、開示についても、取り立てて問題とするような点は聞かれなかった。決算統計が現場で有効に利用されていることが確認できた。なお、その作成に当たっては、財政担当職員の数が削減される中で多大な負担で決算統計が作成されていることを痛感した。公会計改革が実施されれば別であるが、現行の公会計制度の下では、決算統計は今後も継続して作成すべきであろう。

さて、財政指標の個々の課題については、ここでは健全化法で新たに法定された指標である「連結実質赤字比率」と「将来負担比率」を取り上げて問題点を見ておきたい。

「連結実質赤字比率」については、一般会計が最終的に責任を負わなければならない特別会計の赤字を表面化させたという評価がある一方、個々の問題として、1つは公営企業と公営事業の異なる会計の赤字を単純に連結できるのか、2つは他会計からの繰入金の影響をどう扱うのか、そして3つは問題ではないが連結前の赤字の内訳に注目すべきとの指摘などがある。

1つ目の異なる会計の連結については、根本的には公会計制度の違いに由来する問題であり、独立採算を原則とする企業会計方式の公営企業会計と官庁会計方式の国保などの保険事業会計の赤字・黒字は意味が異なり、もちろん単純に連結はできない。また同じ公営企業でも水道事業と病院事業の赤字・黒字は公益性の違いにより異なり、また収支を相殺することも本来は適当ではない。しかしここでの連結の意味は、行政サービスの最終責任者に帰すべき赤字額を明示するという点に尽きる。個々の事業の性格が異なっても、全体の収支を単純に明らかにしておく意義は十分にある。

2つ目の他会計からの繰入金の影響については、例えば、特別会計の赤字の要因に一般会計からの繰出基準を満たしていないために生じるケースがある。一方、繰出基準外の繰出しを行って黒字となるケースもある。繰出しが政策で基準以上に行われているケースや財源上制約されるケースなどもある。国保会計や病院会計などでは繰出し次第で赤字・黒字となる場合があり、内容をチェックする必要がある。この問題はこうした繰入れの影響による赤字・黒字をどこまで考慮すべきかである。仮にこの影響が大きければ、この点を考慮する必要

がある。

3つ目の連結前の赤字の内訳に注目すべきとの指摘は、連結実質赤字比率は最終的に全会計の差引で算定されるため、同じ赤字でも黒字でカバーした結果とそうでないケースなど赤字の背景を検討すべきとの指摘である。この点は本研究会の平成20年度報告書（11ページ）及び21年度報告書（17ページ）でも述べられているが、連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析や各会計の赤字・黒字の構成分析を通して明らかにする必要がある。指標に関する読み方は、他の指標も含めて比率が算定された背景を何らかの方法で伝える必要がある。この点は実地調査団体でも指摘された。

次に「将来負担比率」については、ストック指標という他のフロー指標とは全く異なった概念で導入されたこともあり、その解釈も含めていくつかの問題が指摘されてきた。この指標が評価された点は、地方公社と第三セクターの債務保証と損失補償など未確定の将来債務まで含めて、一般会計で最終的に負担すべき債務を顕在化させたことである。未確定債務を現時点の債務として認識すること自体は、会計では保守主義の原則から当然の処理であるが、地方財政では地方債残高や債務負担行為など確定債務しか認識してこなかった。この点からすれば、より健全な財政運営にとっては将来負担である損失補償など未確定債務は含めるべきである。実際に三セクの破綻で損失補償を一般会計で負ったケースは発生している。

他方、ここでの問題は、比率の算定に関する問題である。1つは分子のストックである将来債務を分母のフローである標準財政規模で割ることの意味である。健全化判断比率は、分母に標準財政規模において団体間比較を行うために標準化しているが、将来負担比率の場合は分子が将来負担というストックである。一般財源で償還能力を測定するため、資産負債のストックを標準財政規模という変動するフローで除して比率を求めているが、他の比率の分子がフローであることから見れば、異なった比率であることは確かである。

2つは分子から控除する項目の意味である。分子の将来債務からは基金、交付税算入額、特定財源等を控除している。それぞれの趣旨は理解できても、債務から措置される財源を控除するのは算定に甘さが入ってしまう。実地調査においても控除特定財源の拡大についての意見があったが、将来負担比率は“将来の”負担を把握するものであり、推計においては堅実な積算が必要である。安易な控除特定財源の範囲の拡大を行うべきではなく、限定的なものとするべきである。

最後に、健全化判断比率の算定では分母において標準財政規模に臨時財政対策債を加算しているが、臨時財政対策債が交付税の代替的なものであるとはいえ、その捉え方には注意が必要である。また、分子・分母の問題で、実地調査

団体からは、分子を減らす努力をしても分母の標準財政規模が減ってしまえば比率が上がり、“指標は悪化”してしまうことについて、住民等への説明が難しいとの指摘があった。

2. 新たな財政指標の検討に向けて

以上、2つの健全化判断比率の指標についていくつかの問題を検討してみたが、今後の新たな財政指標の検討で参考となりそうな議論について述べてみたい。

これまで検証してきた財政指標は、決算統計による指標や健全化法に規定する健全化判断比率などであった。しかし地方公共団体に係る指標はこれらのみならず、他の機関や分野からの議論もある。1つは、財務省が「地方公共団体向け財政融資に関する調査報告書」（平成21年）において、融資に関する財務指標として4指標「①債務償還可能年数＝実質債務／行政経常収支、②実質債務月収倍率＝実質債務／行政経常収入÷12、③積立金等月収倍率＝積立金等／行政経常収入÷12、④行政経常収支率＝行政経常収支／行政経常収入」を提示したものである。ここでは、地方公共団体への融資主体の立場からプライマリー・バランスに注目しつつ債務返済能力を指標に求めているところに特徴がある。ただし、地方財政のプライマリー・バランスは基本的には地方財政計画の枠組みの中で求められるのであり、国のそれとは違うことを認識しておく必要がある。

またもう1つは、財政指標ではないが、格付会社による地方公共団体の「格付け」に関する評価の指標である。かつて、日本格付投資情報センター（R&I、現・格付投資情報センター）が公募地方債を発行していた28団体（当時）について勝手格付けを行い話題となった（『地方債格付け：自治体は本当につぶれないのか』日本経済新聞社、平成11年）。ここでの格付けの基準は、行革や財政運営の取組状況などを含めて地方債の償還能力を評価している。具体的には、決算統計の財政指標に加えて債務返済能力を示す指数として「償還可能年数」、「インタレスト・カバレッジ」などで「格付け」を付与していた。なお、その際に「格付け」の結果は地方公共団体間で差はなかった。

その後、地方財政が悪化し地方債の資金が民間にシフトするにつれて、市場公募団体が依頼格付けを取得するようになった。平成18年に横浜市が市場公募団体として初めてスタンダード・アンド・プアーズ（S&P）から格付けを取得したのをはじめとして、平成24年2月末現在では26団体（うち、1団体は非公募団体の宮崎市）に上っている（ここでも「格付け」格差は、3ノッチとなっている）。ここでは民間の第3者による評価手法も参考になる。財政の論理では気が付かない視点は、今後の検討で欠かせない。この点は公会計改革とも関連し、財政指標も民間とのセクターニュートラルの考えに接近する必要がある。

例えば、英国では 2010 年から国・地方の公会計基準は、国際会計基準（IFRS）に収斂されるなど、各国においても様々な検討が行われている。財政指標の今後は、こうした先例なども踏まえた多角的な視点からの開発に期待したい。

第2部

財政指標等に関する考察

－ 研究会委員による小論考 －

本年度の研究会テーマに関連して、委員による小論をまとめた。

.....

日本の地方債市場の発展と財政指標・財政分析手法に関する考察

江夏あかね委員

地方分権等の流れの中、地方債投資家にも財政状況への理解を促す必要性が高まる状況に

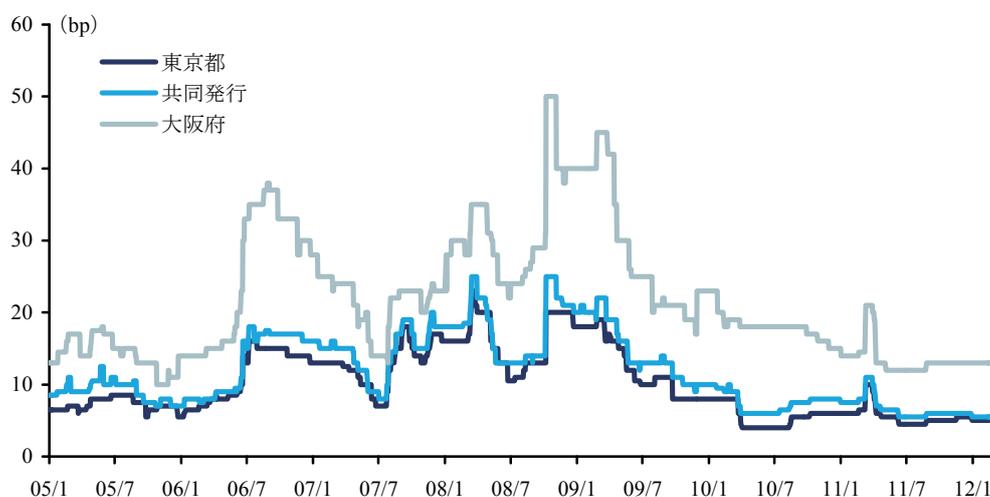
日本の地方債の発行残高（民間資金分）は、右肩上がりの経済成長の終焉や地方経済の低迷に加え、地方分権および財政投融资改革の流れの中、市場公募地方債を中心に過去10年間に約1.6倍に増加しており、2011年3月末現在の発行残高は、88兆2,823億円にのぼっている。また、日本の地方債市場は、国内一般債市場全体の約31.1%を占めており、投資家にとって極めて重要な規模になっていることを示唆している。

また、地方公共団体が安定的かつ円滑な資金調達を行うために、住民とともにステークホルダーとしての位置付けを有する投資家が地方公共団体の財政状態や地方債に関して理解を深め、適切な投資判断が行うことが可能となるよう、適切かつ迅速な情報提供を行う必要性が高まっている。

夕張ショック、金融危機及び欧州ソブリンの財政危機下の日本の地方債と健全化判断比率等の誕生

日本においては、1990年代後半から各地方公共団体がインベスター・リレーション（IR）に注力する傾向が観察されている。特に、日本の地方債市場においては、2006年9月債以降、全ての市場公募地方債発行団体が個別条件交渉方式に移行したことを通じて、個々の地方公共団体に対する評価が資金調達コストに反映することとなった。加えて、(1) 2006年6月に夕張市が財政再建団体の指定申請を正式表明したこと、(2) 2006年上半期に開催された「地方分権21世紀ビジョン懇談会」において、再生型破綻法制が検討されていたこと、(3) 地方公共団体の格付けに格差が存在すること、などを通じて、投資家が独自の信用リスク分析のプロセスを経たのち投資を行う傾向が明らかとなってきた。さらに、近年においては、全国型市場公募地方債発行団体も増加傾向にあり、各地方公共団体が他団体との差別化を市場に印象付ける必要性に迫られている。このような背景の下、地方公共団体が財政状況等を投資家にわかりやすく開示し、説明する傾向が見られている。

図表 1：全国型市場公募地方債 クレジット・スプレッドの推移



注：残存10年程度、流通市場におけるミッド・プライス（対国債スプレッド）。

出所：パークレイズ・キャピタル

一方、地方公共団体の新しい再建法制となる「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（地方公共団体財政健全化法）が2007年6月、成立した。地方公共団体財政健全化法は、従来の再建法制を抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、財政の早期健全化や再生のための新たな法制との位置付けを有している。また、法律の施行日は2009年4月1日であったが、財政指標に関する規定は、2008年4月1日から施行された。特に、地方公共団体財政健全化法においては、健全化判断比率等の導入が注目される。健全化判断比率等は、(1) 普通会計以外の地方公共団体の会計や出資法人の状況も対象とし、地方公共団体全体の財政状況や潜在的なリスクを含めた状況が把握可能になること、(2) フロー指標のみならず、ストックの観点も踏まえた指標が含まれたこと、という意味では、意義のある内容であると考えられる。

地方債市場において、健全化判断比率等は格付けなどと同様に、投資家に一般的に利便性の高い情報として受け止められたようだ。パークレイズ・キャピタル証券が2010年12月に実施した地方債に関する投資家セミナーにおいて実施したアンケートの中で、地方公共団体の分析で重要視する財政指標との質問をめぐっては、将来負担比率や実質公債費比率などの回答数が多かった。

地方債の投資に関して、銘柄を選択する際には、多角的な分析を行う必要があると考えられる。とはいえ、銘柄の地方公共団体セクター内における相対的な位置を把握するために、定量的なクイック・チェック項目として、健全化判断比率の中では将来負担比率に注目が集まっている。背景としては、(1) スト

ックの概念が取り入れられた指標で、連結範囲が最も広いこと、(2) ストックの数値をフローの数値で除した概念が、事業会社等の財務分析で用いられる有利子負債をキャッシュフローで除した指標や、国（ソブリン）等の分析で比較的用いられる債務残高の対 GDP 比率に概念がある程度共通しているため、投資家等に馴染みやすい可能性があること、などが挙げられる。一方、実質公債費比率は、2006 年度から導入されている地方債協議制度において、実質赤字比率とともに、許可制移行基準としても用いられていることもあり、投資家に広く浸透しているとみられる。

一方、世界の金融市場においては、2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズの破綻などを中心とした金融危機、ギリシャ等の欧州各国に関するソブリンの財政悪化などの中、金利のボラティリティの上昇、発行体の資金調達環境の悪化などが注目を集めている。このような中、地方債市場においても、米国からは、複数の地方政府による連邦破産法第 9 章の適用申請、カリフォルニア州の相次ぐ財政非常事態宣言などのニュースが聞かれる一方、スペインからは、バレンシア州による債務返済遅延に関するニュースが注目を集めるなど、金融危機やソブリン危機が地方債市場に対しても影響を及ぼしている構図が浮き彫りになっている。

他方、日本に焦点を当てると、金融危機やソブリン危機の影響が欧米主要国に比して軽微であった上、民間セクターによる資金調達需要が弱含む中で、相対的に国債や地方債等への投資に関する注目が高まる傾向が観察されている。確かに、日本の地方債市場をめぐっては、2008 年 10 月、金利情勢の悪化などを背景に、全国型市場公募地方債の発行延期等を決定する地方公共団体が一部で見られた。しかしながら、2009 年 4 月に本格施行された地方公共団体財政健全化法が全ての地方公共団体が財政悪化に陥らないように歯止めを大きくするポテンシャルを有する上、健全化判断比率の導入等を通じて財政状況の把握に関する利便性も向上したことなども寄与し、日本の地方債市場のクレジット・スプレッドは比較的安定推移している。

今後の展望—地方公共団体の財政指標の活用の仕方と新たな金融手法など金融市場の発展に向けて

2008～2010 年度決算に基づく健全化判断比率等においては、各比率において改善傾向が続いていることが注目される。これは、健全化判断比率等の導入を通じて、地方公共団体が従来の歳出削減・歳入確保努力に加えて、健全化判断比率も数値目標として意識し、財政健全化を加速させたことなどが背景とみられる。

このように、健全化判断比率の導入が地方公共団体の財政健全化への一助に

なっている可能性があることは、ポジティブな流れと考えられる。とはいえ、地方公共団体の財政状況把握をめぐることは、健全化判断比率以外にも視野を広げる必要があると言える。例えば、格付けの観点からは、各格付機関の健全化判断比率等に対するスタンスは異なる傾向が観察される。各格付機関が最近公表している地方公共団体に関する主要財政指標の図表を見ると、健全化判断比率等は日本固有の財政指標であることなどを反映し、国内格付機関（格付投資情報センター（R&I）及び日本格付研究所（JCR））は健全化判断比率を含めているが、国際格付機関（ムーディーズ及びスタンダード・アンド・プアーズ（S&P））は、独自の指標を掲載している。加えて、財務省理財局による財政融資資金の融資先としての地方公共団体の財務状況把握においては、企業会計のキャッシュフロー計算書概念に通ずる行政キャッシュフロー計算書を用いて、4つの指標を算出し、地方公共団体の財務上の問題の把握を行っている。

各格付機関や財務省のアプローチは、各地方公共団体が健全化判断比率等に関して早期健全化基準等を下回ることを財政運営上の目標とするのではなく、他の指標の活用も含めて、多面的に財政運営上の問題を把握した上で対処する必要があることを示唆していると言える。とはいえ、それぞれの健全化判断比率は、互いに相関関係にあり、ある比率に関して会計処理等を通じて形式上良く表示させるようなことを回避し、財政状況をより正確かつ網羅的に把握することがより容易になったことは明らかである。このような特長を有することを勘案すると、財政指標の有効活用の1つの手段として、健全化判断比率等は、ある程度の機能を果たすと期待される。

一方、金融市場の発展を通じて、地方公共団体が新たな手法を通じた資金調達を行うケースも観察されている。例えば、2011年6月に資金調達を行った財団法人茨城県環境保全事業団（環境保全事業団、茨城県全額出資の財団法人）による茨城県エコフロンティアレベニュー信託の事例において、茨城県は、「エコフロンティアかさま」を運営している環境保全事業団の劣後ローンを保有している。このケースにおいては、その他の状況に変更がなければ、損失補償契約が劣後ローンに移行することを通じて、茨城県の将来負担比率に関して、分子の規模が小さくなることを通じて水準が改善すると解釈される。とはいえ、健全化判断比率においては、通常のローンと劣後ローンの優先劣後関係の差を把握する仕組みは特にないとみられる。

また、新潟県が2011年12月に実施した市町村向け貸付金の流動化による「新潟県新成長基金」の財源の調達の事例も注目される。新潟県の貸付金の流動化による資金調達スキームは、一般的に「ローン・パーティシペーション」と呼ばれるものと解釈される。ローン・パーティシペーションとは、金融機関等からの貸出債権に係る権利義務関係は移転させずに、貸出債権に係る経済的利益

とリスクを原債権者から参加者（「投資家」）に移転させる契約である。ローン・パーティシペーションの一般的な特徴としては、(1) 原債務者の支払いを条件として、原債権者から参加者に対して、元利金の支払いが行われること、(2) 参加者は原債務者の債務不履行等が発生した場合においても、原債務者に対する直接の権利行使ができないこと、などが挙げられる。新潟県のケースにおいては、起債を行わずに資金調達が行われたことを踏まえると、起債による資金調達を行った場合に比して、公債費や地方債残高の増加を軽減する効果があるとみられる。そのため、健全化判断比率のうち、実質公債費比率や将来負担比率にポジティブに寄与すると解釈される。

これらの事例は、必ずしも健全化判断比率が制度設計された際に想定されていないケースもあるとみられる。今後の金融市場の発展を通じて、地方公共団体が低利かつ安定的な資金調達手段の模索の一環として、新たな資金調達方法を検討することも増加する可能性もあると考えられる。

将来的には、健全化判断比率の算定式を見直すことが視野に入るケースもあるとみられる。その際には、(1) 指標に関して一定程度の連続性を担保できるか、(2) 地方公共団体のみならず、地方公共団体のステークホルダー（住民、議会、投資家等）が指標を活用する際、地方公共団体間の比較可能性および利便性が確保されていると感じられる内容になるのか、などが論点になると予想される。また、仮に、健全化判断比率の内容が変更されない場合においても、地方公共団体が健全化判断比率で捉えられない新たな金融手法等を通じた財政活動や財政状況を積極的かつ適切に開示することを通じて、説明責任（アカウントビリティ）を果たし、財政の透明性を確保することはほぼ可能と考えることができる。いずれにせよ、健全化判断比率等を含めた新たな地方公共団体の財政健全化制度、地方公共団体による財政規律の維持及び地方債の投資家等による健全化判断比率等を含めた多角的な財政分析などが、日本の地方公共団体及び地方債市場の安定的な発展にとって重要であると言える。

.....

資金収支計算書を用いた財政状況の評価

大塚成男委員

多くの地方公共団体において、企業会計的手法を用いたいわゆる「財務4表」の作成が行われている。しかしながら、企業会計的手法を用いて作成された決算書類が財政分析で活用されているとは言い難い。その大きな理由としては、財政分析が地方公共団体の歳入・歳出の中身を分析するという意味で現金主義の立場をとるのに対して、企業会計的手法では発生主義が重視され、基本的な考え方に差異が生じている点がある。ただし、企業会計的手法にも、資金収支計算書という歳入・歳出の内容を分析する手段がある。ここでは、地方公共団体が作成している決算カードを資金収支計算書の形式に作り変えて分析することで、地方公共団体の財政状況の評価するうえで有用な情報が得られることを示す。

(1) 資金収支計算書の目的と内容

資金収支計算書に記載されるのは歳出と歳入の金額であり、減価償却費や引当金のようなこれまでの決算書にはなかった発生主義項目が含まれるわけではない。ただし、単に普通会計における歳入決算額と歳出決算額を突き合わせるのではなく、歳入決算額や歳出決算額の内訳や相互のバランスの明らかにして、財政状況の全体像を描き出すことができる点に、これまでの決算書にはなかった意義がある。

年度における歳入決算額が歳出決算額を上回っていたとしても、それだけで財政状況が実質的に健全であるとは言えない。歳入決算額に多額の起債による収入が含まれている場合には、赤字が将来に先送りされているに過ぎない。また、基金の取崩しによって歳入決算額が確保されている場合にも、実質的には赤字であると考える必要がある。一方、たとえ単年度では赤字であっても、その理由が大規模な建設事業の実施であるならば、社会資本の蓄積の観点から是認されるべき場合もある。したがって、単年度の黒字や赤字を形式的な数値だけで評価することは不適切であり、その黒字や赤字の質の評価を行わなければならない。資金収支計算書は、そのような黒字・赤字の質の評価にあたって有用な情報を提供する。

資金収支計算書の大きなポイントは、地方公共団体の年度内の収入・支出額を、経常的収支、公共資産整備収支、および投資・財務的収支という3つのグループに分類・整理し、それぞれのグループ内での収支の計算を行うとともに、3つのグループの収支を相互に突き合わせることで財政状況の全体的なバラン

スの概観が示されている点にある。

経常的収支は、地方公共団体の日常的な行政サービス提供に係る収入と支出をまとめた区分である。この区分の収支は、地方公共団体の日常的な行政活動のために必要な資金が地方公共団体にとって自由に用途を決めることができる資金で賄うことができているか否かを示す。なお、この区分に含まれる収入は、それ以外の区分の支出を賄うための財源ともなるため、一般に経常的収支については収入が支出を上回っていることが望ましい。

公共資産整備収支は、地方公共団体による建設事業に関する収支である。経常的収支に含まれる支出と異なり、この区分に含まれる支出は地方公共団体の中に何らかの公共資産の形で残されている。ただし、公共資産の多くは売却の対象ではないため、投下された資金は回収されないものが多い。また、多くの地方公共団体で、経常的収支に含まれている税金等も建設事業に投下される。したがって、公共資産整備収支については、基本的に支出額が収入額を上回ることになる。そして、この区分における支出額の収入額に対する超過額が大きいほど、その地方公共団体により積極的な建設事業が実施されていると解釈できる。

そして投資・財務的収支は、地方公共団体における外部資金の調達や外部への資金投資に関する収支である。この区分の支出は、経常的収支の支出のように消費されてしまうわけではないが、公共資産整備収支の収入のように普通会計の中に留まるわけでもない。この区分の収支を通じて、地方公共団体を通過点とする資金の動きが示されることになる。起債や借入による外部からの資金調達が積極的に行われている場合、この区分の収入額が支出額を上回ることになる。一方、この区分の支出額が収入額を上回るのは、外部への資金投資や債務の返済が行われている場合である。したがって、この区分について支出額が収入額を上回っていても、必ずしも財政状況が悪いことを示すわけではない。

資金収支計算書では、以上の 3 つの区分の収支のパターンに基づいて、最終的な決算の収支の評価が行われなければならない。各区分の収入が支出を上回っている場合を「+」、下回っている場合を「-」で表せば、考えられる基本的なパターンは表 1 に示す 8 つである。

表 1 資金収支計算書に示される収支のパターン

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
経常的収支	+	+	+	+	-	-	-	-
公共資産整備収支	+	+	-	-	+	+	-	-
投資・財務的収支	+	-	+	-	+	-	+	-

表 1 に示された①～⑧のパターンのうち、①は資金を大きく余らせている状況であり、現実的ではない。②は、その団体が公共資産整備を後回しにしても債務の圧縮を図っているような状況で生じるパターンである。③と④は比較的健全な状況であるが、③のパターンでは外部からの資金調達を伴う公共資産整備が行われており、団体が大規模な建設事業を実施していると解釈できる。日常的な資金を十分に賄うことができ、公共資産の整備を行いつつ、外部への投資や債務の圧縮を図ることができているのが④のパターンである。一方、⑤～⑧は団体が日常的な活動のための支出を賄うことができていない状況であり、特に⑤や⑦の場合には外部資金に依存した財政状況になっているため、歳入決算額が歳出決算額を上回っていても財政的に健全であるとは言い難い。また⑥は、債務圧縮のために、公共資産の切り売りが始められている状況であると推測される。なお⑧については、普通会計全体として歳出決算額が歳入決算額を上回っている状況であり、会計年度独立の原則が遵守されているのであれば、通常はあり得ない。①と⑧を除けば、最終的な決算は黒字にも赤字にもなり得るが、収支の構造を示すパターンが異なれば、黒字・赤字の意味も異なることに注意しなければならない。

(2) 決算カードから資金収支計算書への組替え

資金収支計算書に記載されるのは、歳入決算額と歳出決算額である。したがって、それらの概要がまとめられた決算カードの数値を組み替えることで、大まかな資金収支計算書を作成して分析することができる。

まず、経常的収支における収入額と支出額は、以下の項目の金額を合算して計算する。

- (収入額) 地方税： 地方税、地方贈与税
 地方交付税： 地方交付税 普通、地方交付税 特別
 交付金： 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油取引税交付金、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、国有提供交付金
 使用料・手数料： 使用料、手数料
 分担金・負担金・寄附金： 分担金・負担金、寄附金
 繰入金・繰越金： 繰入金、繰越金
- (支出額) 人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助金等、公債費うち一時借入金利息、繰出金、失業対策事業費、前年度繰上充当金

厳密には投資的経費の内訳として示されている人件費もこの区分の人件費に合算することが望ましい。ただし、決算カードでは普通建設事業費の補助と単独を区別した人件費は示されていないため、投資的経費を人件費とそれ以外に区別すると、補助と単独の区別を用いることができない。それゆえ、ここでは義務的経費の中の人件費のみを含めることにしている。

次に、公共資産整備収支については、以下の項目を収入額・支出額とする。

(収入額) 国庫支出金、都道府県支出金、財産収入

(支出額) 普通建設事業費 補助、普通建設事業費 単独、災害復旧事業費

そして、投資・財務的収支については、以下の項目を収入額・支出額とする。

(収入額) 地方債、諸収入

(支出額) 投資・出資金・貸付金、公債費うち元利償還金、積立金

諸収入については雑多な内容が含まれるが、貸付金回収額や短期借入金による収入がこの項目に含まれるため、投資・財務的収支における収入額としている。

なお、以上の区分に基づいて作成される資金収支計算書は、資金収支計算書の形式で決算カードに記載された歳入決算・歳出決算の概要を分析することを目的としているため、いわゆる「総務省方式改訂モデル」や「基準モデル」の作成指針に準拠した資金収支計算書とは異なる点がある。ただし、年度ごとの収支の質を評価するうえでは十分に役立つ資料になり得る。

(3) 資金収支計算書を用いた収支の分析例 — 夕張市を題材として

決算カードを用いて作成した資金収支計算書が、現実にどのような役割を果たし得るかを、具体的な地方公共団体の題材として示すことにしたい。具体的に取り上げるのは、北海道夕張市である。

夕張市は平成 18 年に財政再建団体に移行したが、直接の原因となったのは平成 17 年度決算での大幅な赤字収支であった。ただし、夕張市は平成 16 年度決算までは収支が黒字であった。それゆえ、収支の結果だけ見るのであれば、夕張市は平成 17 年度に急激に財政が悪化したようにも見える。しかし夕張市の決算カードから資金収支計算書(表 2)を作成してみると、事情は大きく異なることが明らかになる。

表2 決算カードから作成した夕張市の資金収支計算書の概要

		(百万円)	H13	H14	H15	H16	H17
経常的収支	収入合計		9,339	7,898	7,248	6,884	6,550
	支出合計		10,426	8,272	7,411	7,014	6,372
	収支額		-1,087	-374	-162	-131	178
公共資産 整備収支	収入合計		2,845	2,199	1,506	1,433	1,313
	支出合計		3,017	2,291	1,016	1,136	1,299
	収支額		-172	-92	491	297	14
投資・ 財務的収支	収入合計		7,832	7,102	8,243	11,033	3,107
	支出合計		6,564	6,635	8,570	11,198	4,948
	収支額		1,268	467	-327	-166	-1,841

まず注目されるのは、平成13年度決算の時点で、経常的収支が大幅な赤字になっている点である。経常的な活動や公共資産整備における資金不足が外部資金の調達によって補われているのであり、最終的な収支は黒字になっていたものの、財政状況は相当に厳しいものになっていたことが示されている。平成14年決算においては、経常的収支における支出を大幅に減らすことで赤字幅こそ縮小したものの、全体的な財政状況は同様であった。そして、平成15年度には公共資産整備収支が黒字に転じている。これは、夕張市が積極的な社会資本整備を行い得ない状況になったことを示している。平成15年度の公共資産整備の支出は、平成13年度の3分の1程度に過ぎない。そして平成16年度も同様の状況が続いている。さらに平成16年度においては、投資・財務的収支における収入・支出額の規模が経常的収支における収入・支出額の規模を大きく上回っている。これは平成16年度において極めて大規模な財政上のやり繰りが夕張市において行われていたことを示していると考えられる。すなわち、平成13年度から平成16年度まで夕張市の決算上の収支は黒字であったものの、それは夕張市が財政上健全であったのではなく、相当な財政上のやり繰りの結果として黒字であったことが資金収支計算書を通じて端的に描き出されている。

また、それぞれの収支の内訳を見ることで、さらに踏み込んだ分析も可能である。夕張市の各収支の内訳を示しているのが、表3である。

表3に示されている経常的収支の内訳を見ると、夕張市においては地方交付税（普通）と繰入金・繰越金の減少が収入減の大きな原因であったことがわかる。地方税収入も減少しているとは言え、その減少幅の影響は小さい。そして夕張市が収入減への対策として大きく減額しているのが、繰出金と人件費である。また、物件費や補助金等も相当に削減されている。扶助費の削減は困難であったことも示されているが、人件費や物件費が大きく減額されていることから、日常的な行政活動を縮小せざるを得ない状況にあり、平成16年度の段階でそれ以上の歳出削減が難しい状況にあったことが推測できる。

また公共資産整備収支については、収入においては国からの支出金が大きく

減少しており、支出においては補助の普通建設事業の削減幅が大きい。そして、平成16年度の段階では、普通建設事業費の金額が国庫支出金と都道府県支出金の合計を下回っており、独自の財源を用いた建設事業を実施することが困難な状況であったことがわかる。

表3 夕張市における各収支の内訳

1. 経常的収支の部					
(百万円)	H13	H14	H15	H16	H17
地方税	1,087	1,067	973	974	947
地方譲与税	89	85	88	119	144
地方交付税(普通)	4,433	3,868	3,581	3,267	3,111
地方交付税(特別)	1,537	1,501	1,401	1,321	1,249
交付金	265	196	203	217	203
使用料・手数料	835	820	809	796	772
分担金・負担金・寄附金	115	126	91	92	94
繰入金・繰越金	977	237	103	98	29
収入合計	9,339	7,898	7,248	6,884	6,550
人件費	3,615	2,982	2,978	2,745	2,435
物件費	1,441	1,241	1,149	1,079	1,081
維持補修費	550	518	529	541	522
扶助費	1,648	1,626	1,556	1,517	1,415
補助金等	1,042	740	814	710	396
支払利息	27	39	47	55	136
繰出金	2,104	1,126	338	366	386
失業対策事業費	0	0	0	0	0
前年度繰上充当金	0	0	0	0	0
支出合計	10,426	8,272	7,411	7,014	6,372
経常的収支額	-1,087	-374	-162	-131	178
2. 公共資産整備収支の部					
(百万円)	H13	H14	H15	H16	H17
国庫支出金	2,403	1,805	1,209	1,143	979
都道府県支出金	403	282	264	252	273
財産収入	38	112	33	39	61
収入合計	2,845	2,199	1,506	1,433	1,313
普通建設事業費(補助)	1,760	1,422	421	317	226
普通建設事業費(単独)	1,187	779	595	805	1,073
災害復旧事業費	70	90	0	14	1
支出合計	3,017	2,291	1,016	1,136	1,299
公共資産整備収支額	-172	-92	491	297	14
3. 投資・財務的収支の部					
(百万円)	H13	H14	H15	H16	H17
地方債	1,891	1,354	1,030	1,059	1,148
諸収入	5,941	5,748	7,213	9,973	1,958
収入合計	7,832	7,102	8,243	11,033	3,107
投資・出資金・貸付金	4,433	4,762	6,434	9,266	2,684
公債費(元利償還金)	2,069	1,797	1,922	1,921	2,203
積立金	62	76	214	11	61
支出合計	6,564	6,635	8,570	11,198	4,948
投資・財務的収支額	1,268	467	-327	-166	-1,841

さらに投資・財務的収支については、地方債収入や元利償還の支出はさほど増加してはいない点で夕張市が起債を回避しようとしていたことがわかるが、諸収入と投資・出資金・貸付金が大幅に増加している。特に平成16年度の諸収入と投資・出資金・貸付金の金額は、経常的な収入の規模を大幅に上回っている。

る。これは、地方債という形では表れない資金の借入れや、貸付金の回収後の再貸付けといった財政上の操作が行われていた可能性が高いことを示している。最終的な収支の金額こそさほど大きくない金額であるが、財政的に厳しい状況にあった夕張市が最終的な決算を黒字にするために、相当な無理をしていたことがわかる。

以上のように、資金収支計算書を通じて、地方公共団体個別の財政状況の実像が描き出される。歳入決算・歳出決算が分析対象となっている点で、資金収支計算書の分析は従来からの財政分析と連携させることが容易である。それだけに、「財務4表」のすべてがすぐには利用できないとしても、まずは資金収支計算書が財政の実情を示すために活用されることを期待したい。

.....

財政指標の“指標”としてのあり方を考える

兼村高文委員

財政指標が有用である理由

本年度の調査研究会のテーマは、健全化判断比率等の財政指標に関して過去10年間で指標としてどのように機能してきたかを経済社会の変動や政策との関係をみながら実地調査も踏まえて検討するものである。

これまで、財政力指数や経常収支比率、公債費負担比率などの財政指標は、自治体の財政運営や財政分析に関わる人々にとっては比較的有用な情報として用いられ活用され、定着してきた感がある。

ではなぜ、財政指標が有用であり続けてきたのか、このことをはじめに考えてみた。これには言うまでもなく「決算統計」の存在がある。決算統計は約40年の時を経て全自治体で共通の様式でかなり精緻に作成され続けている。財政指標は全てこの決算統計をもとに算定される。各財政関係担当者が毎年6月末から7月にかけて相当の手間をかけて作成する決算統計は、それなりのコストがかかっているが、活用面から考えるとコスト・パフォーマンスはありそうである。

財政指標の算定環境

つぎに、財政指標が作成される環境を考えてみたい。これには2つの制度的な背景がある。1つは法的な要請である。決算統計は、地方財政に関する統計調査のため国の調査依頼として「地方財政状況調査表」が全自治体で作成される。

調査表の作成にあたっては、統計上の会計区分として普通会計と公営事業会計が設けられ、普通会計については基本統計として決算収支、歳入内訳、目的別歳出内訳、歳出内訳及び財源内訳などが地方財政状況調査表にまとめられる。詳細な決算データから財政指標は算定される。

2つは官庁会計方式の公会計制度である。公会計制度は以前より改革の必要性が言われているが、わが国は諸外国が官庁会計方式（現金主義・単式簿記）から企業会計方式（発生主義・複式簿記）へ転換したにもかかわらず、官庁会計方式を“固持”している。これは意図的ではないにしても、現金主義の決算統計が作られ続けているからこそ指標も変わらないということが言える。財政指標の精度は現金主義に由来しているところがある。キャッシュだからこそ事実をそのまま映し出している。大塚委員の考察はこの点が根拠である。もちろん現金主義の限界としてストックとフルコスト情報の欠如という点もある。しかし指標として精度が確保されていることは、精緻な分析には欠かせない。企業会計ではストックの評価に関して常に議論がある。このことを念頭に置いて、公会計に強く求められる合法規性、公共性、世代間負担などの観点から算定環境をみることも必要であろう。

財政指標はどう機能してきたか

財政指標は、財政状況を知らせるシグナルである。自治体においては、健全な財政運営に努めるよう地方財政法が規定している（同法第2条）。ここで健全な財政運営とは、年度間の調整も含めて収支均衡が確保されていること、キャッシュの運用上の弾力性と借金返済の負担能力などが安定的に確保されていること、財源的な自主性を確保すよう努めていること、などであるが、財政指標はこれらの状況を決算統計で捉え、適正な信号を発するシグナルであることが求められる。

そこで、財政指標が実際の財政運営で活用されてきた例を日本と英国のケースでみてみよう。

（1）日本のケース

かつて、財政指標を用いて総合的な5段階評価の研究が行われたことがある（地方自治協会「新財政診断手法の開発に関する研究Ⅱ」昭和53年）。ここでは指標を下記の3つに分類し、それぞれの指標について全自治体の相対的評価データを作成して、5段階の評点（上位順位から500団体5点、500団体4点、1,000団体3点、500団体2点、500団体1点）をつけ、合計して総合的に5段階で評価するものであった。

- ・現況指標＝現況を示す20の指標（経常収支比率、実質収支比率、財政力指数、公債費比率、基金残高比率など）

- ・運営指標＝運営努力を示す 20 の指標（類似団体比較経常収支比率、単年度収支比率、起債制限比率、類似団体人口 1 人当たり歳入額など）
- ・ストック指標＝公共施設の整備水準を示す 20 の指標（道路改良率、類似団体道路改良率、人口 1 人当たり公園面積、ごみ収集率など）

この財政指標を用いた総合評価は、話題にはなったが試算段階で指標の選択や評価のウエイト付けなど課題も指摘され普及はしなかった（自治省財政局指導課監修『自治体の財政運営と診断』学陽書房、昭和 53 年）。

このような自治体のいわば通信簿は、当時、初の赤字公債発行が行われ財政再建を進める状況下で、ストックの指標も含めて財務指標とともに財政健全化を自治体に促し競わせようとした試みであった。この後にはバランスシートなど財務諸表の作成も試みられた。

（2）英国のケース

英国では財政指標ではないが業績測定（**performance measurement**）のための業績指標（**performance indicator**）があった。1980 年代からの公共経営（**NPM**）により **Value for Money** の検証のため、こうした公共サービスの経済性・効率性・有効性（**3E**）を検証する指標が開発された。英国ではわが国の決算統計に相当するものはないが、地方自治体の外部監査機関であった監査委員会（**Audit Commission : AC**）が指標を作成しまとめて公表していた（保守党キャメロン政権で国・地方の評価制度は **AC** とともに廃止された）。

全自治体の通信簿のようなものとしては、2002（平成 14）年に導入された包括的業績評価制度（**CPA**）があり、これに続く包括的地域評価制度（**CAA**）があった。**CPA** は自治体の組織と業績を評価する制度であり、200 近くあった指標（**National Indicator Set**）に基づいて「自治体の健全性」、「教育」、「社会福祉」、「住宅」、「環境」、「治安」などの分野について評価し、最終的には **Excellent**（優秀）、**Good**（良い）、**Fair**（ふつう）、**Weak**（弱い）、**Poor**（悪い）の 5 段階（4 段階のケース、2 段階のケースもあった）の評価を下していた。

CPA は、自治体の公共サービスを改善するための制度として作られたのであるが、同時に、国からの補助金の配分基準でもあった。**Excellent** と評価された団体は、奨励的な補助金が配分され、逆に **Poor** の団体は監査の強化が行われるなど、国の政策手段として使われていたところもある。また **CAA** は **CPA** に加えて、消防、警察、保健当局など地域の全ての公共機関まで広げて業績評価するものであった。

英国のケースでは、業績指標のなかに若干の財政指標はあったが、多くは公共サービスの質の改善度を測る指標が中心であった。わが国にも業績指標に似た行政評価のための指標はあるが、自治体で統一されたものではなく指標としての有用性は低い。この違いは、英国では財政の健全性は指標がなくても制度

的に確保されているからである。わが国では自治体に広範な財政的自治が認められており、起債に関して言えば、議会の議決があれば認められる。また国の財源保障であるが赤字地方債も起債している。このような状況では、わが国はしっかり財政指標で健全性を監視する必要がある。これに対して英国では、起債の必要性はわが国と比べると低く、また実質的に起債は制限されている。それより公共サービスの質を改善させることが政治的にも求められてきた。

財政指標が今後も機能するためのポイント

財政指標は“指標”(index, indicator)であるから、ある事象の内容や程度を的確に表していなければならない。財政という事象は、政府の経済活動であり、それは予算の制約を受けてすべてキャッシュで表される。したがって財政指標はキャッシュをベースにした指標である。各国の公会計制度が企業会計方式(非キャッシュ・ベース)になっても、基本的に決算はキャッシュ・ベースで行われている。ここに財政指標の重要なポイントがある。キャッシュで納付された税金の管理は、やはりキャッシュで記録し報告するのが合法規性にも適っており、これは今後も変わらないベースである。

つぎに、財政指標の今後の有用性を考えると、住民にとっての分かりやすさの改善とともに、行政内部での広範な活用性を高める必要がある。行財政運営が厳しさを増し多様なガバナンスが求められる中では、より広く、より専門的な指標が必要となる。多様なガバナンスでは行政サービスのアクターは行政のみならず市民、住民(さまざまな利害関係を有す)、NPO、自治会組織などが関わる。これらアクターをカヴァーして分かりやすさと専門性を高めた指標の開発が今後の課題である。

その際、財政の知見のみならず関連学問の知恵を借りることも必要である。例えば、会計に財務会計と管理会計の区分がある。住民向けには財務会計の知見から分かりやすい公表様式などが探れよう。また内部管理では管理会計からより精緻で厳密な財務指標の開発が期待できる。財政は会計の手続きをともなっている。公会計の進展にともない指標の有用性も高めてもらいたい。

最後に、現状から今後の展開方向を述べておきたい。財政の舵取りは国も地方も難しさを増している。しかし舵の方向は明確である。荒波でも安定で持続可能な運航を確保することである、そのためには、計器である財政指標は的確に客観的に状況を映し出していなければならない。

現状では、決算統計の最大限の活用で財政指標は計器として機能しうる。基本的な財政指標は決算統計が作成され始めて約40年が経過したが、ほとんど変わらぬシグナルであり続けている。今回の実地調査でも、個々には指標の意味や算定方法に問題も指摘されたが、財政指標を否定するような意見は聞かれな

かった。財政担当者の間でも財政力指数や経常収支比率、公債費負担比率などは財政運営の指標として定着し機能しているように受け止められた。

しかし、ストックに関わる指標の問題は別である。便宜的に作成されている財務書類は現時点では指標化すべきでない。財政指標は小数点以下もカウントされるケースがあり、公会計原則もない中で便宜的な会計処理での算定は精緻さと信頼性を欠くからである。あくまで参考程度の数値としてストックを捉えるのが現時点では賢明である。この問題は、前述の公会計の進展と大いに関わっている。官庁会計から企業会計の流れは変わらない。しかし公会計論は最近諸外国でも大きな進展がないように見受けられる。ストックの問題は財政（公共部門）に発生主義会計をどう理論的に取込むかである。この理論的・説得的な解明こそが、ストック指標が有用となるときである。

.....

健全化判断比率の考え方について

小西砂千夫委員

自治体財政健全化法（以下、健全化法）では、健全化判断比率として実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、および地方公営企業の健全性を診断するものとして資金不足比率を用いている。これらの指標を算定するための算定様式はエクセルファイルの形式になっているが、制度の趣旨を理解して必要な情報を埋めていくには、相当な手間暇がかかる。自治体の財政担当者から、鳴り物入りで導入した健全化法だが、空振りだったのではないか、という声を聞き、啞然としたことがある。平成22年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体は5団体であった（21年度決算では14団体）。財政状況が悪いと嘆く団体が多いにもかかわらず、健全化法で早期健全化または再生段階にある団体数が全体の1%にも満たないのは、指標の設定など、何かおかしいのではないかというのである。

自治体の財政担当者は、一般的な傾向として、財政状況が芳しくないという情報を欲している。それを外圧として、自治体の内部的な予算要求圧力をかわそうとするからであろう。ところが健全化法で「健全段階」とお墨付きをもらってしまったら、それが封じられるというのである。

そのような見方は、健全化法の趣旨への誤解に基づいている。健全化法は早期健全化であっても、法律に基づいた強制的な財政再建スキームである。自治体は自ら健全化に取り組むべきであり、国が関与するのは、自浄努力に任せる

範囲を超えた場合に限定されなければならない。したがって、自主再建が可能な範囲に対して、健全化法は早期健全化や再生を適用することはない。

健全化法は旧再建法と違い、一般会計以外の特別会計、公営企業会計、第三セクター、地方三公社などの負債や赤字のうち、一般会計がカバーすべき部分について捕捉するものである。それだけに精緻な財政指標が必要となっている。公会計改革は財務4表や連結財務諸表を作成することで、一般会計以外の負債等を包括的に捕捉するところがあるが、健全化法の指標は、一般会計が負うべき負債や赤字の算定という意味では徹底している。それだけに目的的な指標であるといえる。

健全化判断比率のうち実質赤字比率は、そのままでは健全団体における財政状況を判断する指標にはならない。たとえば実質収支が5億円から1年後に3億円に減っても、その間に財政調整基金が10億円増えておれば、実質的な繰越額は8億円増えているからである。そこで健全化判断比率をさまざま加工することで、財政分析のための指標とすることができる。一例では、将来負担比率の分子は純債務である。その分母を標準財政規模から地方債等の償還財源に代えると、債務償還能力の指標となる。

財政分析は、長期と短期の資金収支の観点と、地方債の償還能力の観点を通じて行うことが適当である。財政分析にあたっては、最初に指標ありきではなく、財政分析のあり方に関する考え方を確立させる必要がある。

.....

経済成長と地方財政

西川雅史委員

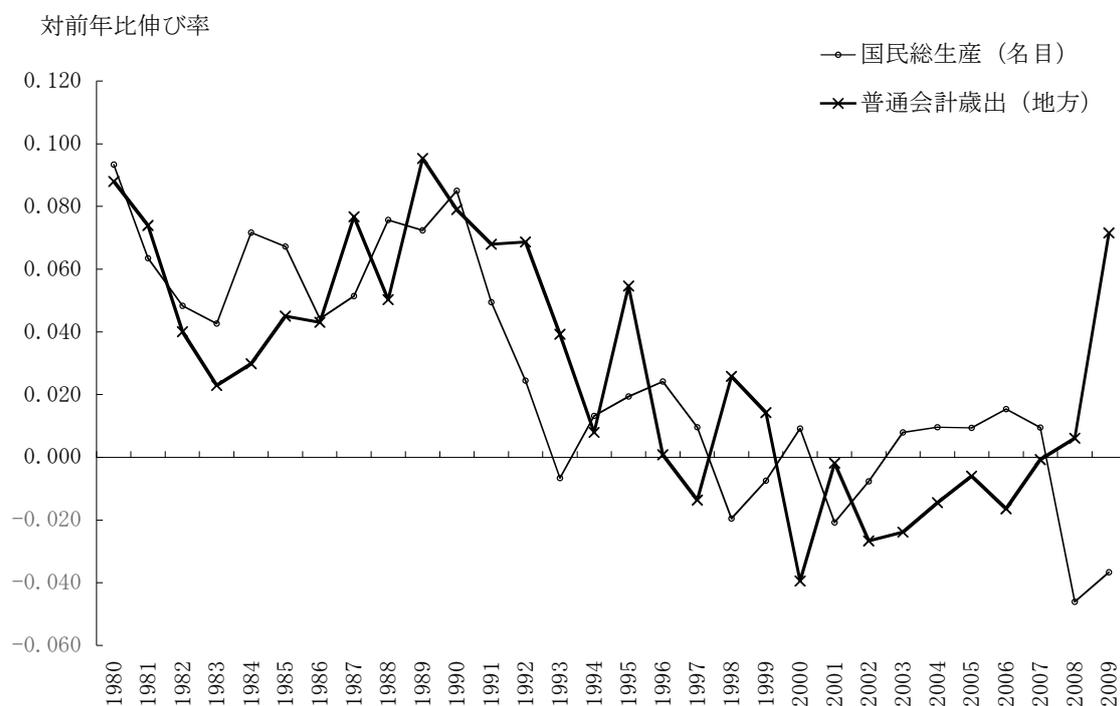
1. 経済成長と財政支出

教科書的なケインズ型の財政政策の場合、景気後退期には公共投資の増額による景気の下支えが必要であるとされる。また、生活保護などの自動安定化装置は、景気後退期に移転支出を増やして消費量の低下に歯止めをかける機能を有している。これらカウンターシクリカル（景気抗循環的）な仕組みは、経済状況が悪化すれば国の財政支出は増えることを意味する。他方で、ワグナーの国家経費膨張の法則や、いわゆる「リヴァイアサン仮説」を引き合いに出すまでもなく、好況期の税収増でフリーキャッシュフローを手にした為政者は、財政支出を拡大する特性がある。この場合、景気が改善すれば歳出が増えるというプロシクリカル（景気正循環的）な関係性が表れる。

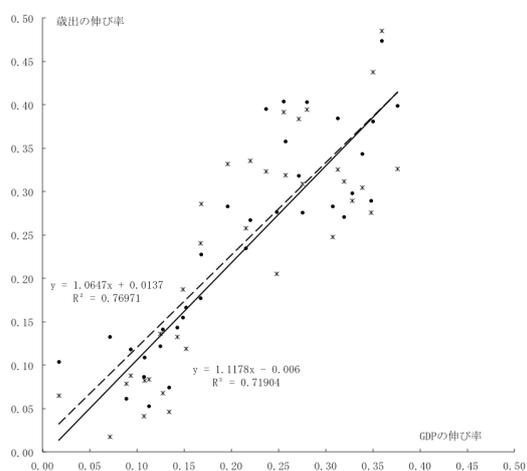
わが国の都道府県及び市町村は、その権限からすれば景気対策の主たる役割を担っていないものの、国税5税の一定割合が地方交付税として交付される仕組みからして、好況期には地方自治体の歳出も増加しうる。また、1990年代中期の不況期には、国の景気対策を補完する形で公共事業を積み増したこともある。これらの点を鑑みると、わが国の地方自治体の歳出が景気変動とどのように連動してきているのかを振り返ることには一定の意味があろう。

図1は、対前年度の名目GDPの伸び率（経済成長率）と、地方自治体の普通会計歳出伸び率との関係性を折れ線グラフで示したものである。1990年代中期から地方歳出がカウンターシクリカルに変動することが見て取れるため、1960-1993年と1994-2011年という2つの期間にサンプルを区切り、散布図で示したものが図1下段図である。1960年から1993年までのデータを用いた下段左図は、総じて言えば、わが国の歳出は好況期に増収すれば歳出も増加するというプロシカルな色合いが濃かったといえる。しかしながら、1994年以降の18年だけを取り出した下段右図を見ると、歳出の伸び率は、経済の変動に対してカウンターシクリカルな関係を示している。本来的には、短い期間だけを取り出してその傾きを論じることに限界はあるが、財政制約が厳しくなる環境下において、好況期には支出を抑制し不況期にはやむを得ず負債による歳出増を図るというのは、模範的なケインズ政策とも言える。

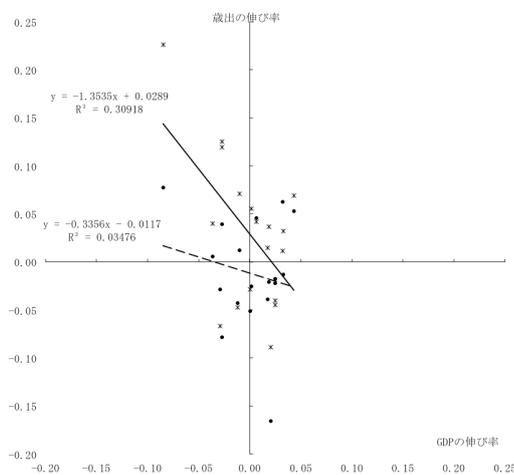
図 1 経済成長率と歳出の伸び率関係



(1960-1993年)



(1994-2011年)



NOTE：『地方税に関する参考係数資料』より筆者作成。図中の×とその回帰直線を示す実線は国の一般会計歳出、

●とその回帰直線を示す破線は地方政府の普通会計歳出を意味する。ただし、2010年は実績見込、

2011年は見込である。

2. 普通建設事業費と扶助費の動き

図1で示された、経済と地方財政の関係性について地方自治体とりわけ市町村の財政の視点から考察を続けてみたい。公共投資と自動安定化装置という2つの視点を地方財政の枠組みに落とすならば、それぞれ性質別歳出のうち普通建設事業費と扶助費をとりあげることができ、それぞれが景気変動とどのような関係性になっているのかを確認すれば良いであろう。表1は、「名目GDP成長率」の当年度ないし前年度の値を景気変動とみなしてこれを説明変数とし、普通建設事業費の伸び率を被説明変数とする単純な回帰分析の結果が示されている。ただし、普通建設事業費の分析期間は、オイルショック前(1965-1973年)、オイルショックからバブル崩壊まで(1974-1990年)、バブル崩壊以降(1994-2009年)という3つに区切っている。そこでの結果が示すところによれば、オイルショック前は、普通建設事業費は景気に対してカウンターシクリカル(符合がマイナス)に実施されていたが、高度経済成長を経て「一億総中流」と呼ばれた1974-1990年は、景気が良好であるほど普通建設事業費も伸びている(符合がプラス)。その後、バブル経済が崩壊すると、普通建設事業費は再びカウンターシクリカル(符合がマイナス)になっている。バブル崩壊以降(1994-2009年)の動向については、図1下段右図と総合的な結果でもある。

他方で、自動安定化装置としての機能が期待される扶助費の動向については、分析期間を様々に変えた推計を行って時代の転換期を探し、以下の3つに分析期間を区切ってみた。それぞれ、福祉充実期(1973-1984年)、福祉安定期(1985-1998年)、福祉依存期(1999-2009年)である。1973年は福祉元年ともよばれ、地方自治体の力を使いつつ社会保障が拡充されはじめた時期に該当し、その後、経済成長に合わせて扶助費が伸びている(符合がプラス)というのは実感にも適う。しかし、1985年以降は景気と扶助費の関係はカウンターシクリカル(符合がマイナス)に転じる。扶助費が成長する時代は終わり、いわゆる自動安定化装置としての機能が顕在化し、不況期に支出が増加する姿になるのである。1999年以降は、前年度の経済成長が今年度の扶助費を伸ばすという姿になるが、景気を下支えするという方向性は維持されている。

普通建設事業費と扶助費の推計結果は、それぞれを取り巻く制度の変化が異なることから分析期間がずれているが、オイルショック後の1970年代中期から1980年代中期までは、普通建設事業費と扶助費はともに経済動向に対してプロシカルに変動していたが、バブルが崩壊した1990年代中期以降は、扶助費は自動安定化装置としての機能が顕在化し、普通建設事業費にもカウンターシクリカルな動きが現れるようになる。これら2つの要素の動きが重なり合うことで図1のような姿が現れたのである。

表 1 普通建設事業・扶助費と景気変動の関係性（回帰分析）

	普通建設事業費成長率					
	1965-1973		1974-1990		1994-2009	
名目GDP成長率（前年）	0.34	(0.535)	-0.11	(0.847)	-0.53	(0.633)
名目GDP成長率	-0.74	(0.007)	1.92	(0.011)	-1.15	(0.071)
定数項	0.30	(0.003)	-0.06	(0.020)	-0.05	(0.007)

	扶助費成長率					
	1973-1984		1985-1998		1999-2009	
名目GDP成長率（前年）	1.07	(0.002)	0.41	(0.110)	-0.61	(0.068)
名目GDP成長率	1.44	(0.001)	-1.05	(0.007)	0.35	(0.382)
ダミー（1983, 2000年）	-0.15	(0.000)			-0.22	(0.000)
定数項	-0.10	(0.003)	0.07	(0.000)	0.06	(0.000)

NOTE：データは『地方財政統計年報』および『日本統計年鑑』などのHP版を利用。括弧内の値は推定された回帰係数が統計的に有意である確率（ゼロではない確率）を示している。なお、グレーに色づけた部分が統計的な有意性を10%水準でクリアしたもの。

3. 社会保障と地方財政の健全性

不況期に税収が伸び悩んでいるとき、普通建設事業費によってカウンターシクリカルな政策を実施するのであれば、通常の方法債（五条債）を活用することができるが、その用途はインフラなどの整備へ向けられることになる。ところが、扶助費が不況期に増加するのだとすれば、通常の方法債では対応できない。かつてであれば、市町村の歳出に占める扶助費の割合は小さく、投資的経費（普通建設事業費）を確保すれば、残りの支出の帳尻を合わせることができたであろう。しかしながら、市町村の普通建設事業費と扶助費を比較すると、2006年度以降は扶助費が普通建設事業費を上回っている（図2）。もはや投資的経費の残余として経常的経費の不足を覆い隠すことはできない。市町村が不況期に拡大した扶助費を抑制しようとしても、扶助費には法令などの定めによって削減の余地がないものも多いし、仮に法令などの縛りが無いものであるとしても、その削減は自動安定化装置の機能を低下させることを意味しているため、支援を必要とするとりわけ弱い部分への影響が大きいだけに手をつけることが難しい。

支出を削減できないのであれば、地方税収や地方交付税などの一般財源を増額するか、経常的経費にも充てることのできる地方債を発行せざるを得ない。前者については、社会保障と税の一体改革の中で、社会保障に関する移転的経費（給付）に充当する財源を確保するイメージで、消費税の増収分の一部を地

方自治体の財源とすることになった。その量的な十分性はともかく、扶助費の膨張によって地方財政の健全性が損なわれる事態を是正するという意味では適切な施策の1つといえるであろう。

他方で、こうした地方税収を増やす枠組みが定まる以前から、経常的経費に充当可能な「臨時財政対策債（臨財債）」を発行することを国は市町村に認めており、その額が近年になって拡大してきている。臨財債は地方交付税の振替とみなされて償還費の全額が交付税措置されるため、地方自治体にこれを抑制するインセンティブが働かないのは事実であるが、経常的経費に充当することが念頭におかれているが故に、地方自治体では抑制し難いというのも事実である。それゆえ、国は、臨財債の償還費が次年度以降に交付税を圧迫する要素になることにも留意して、臨財債の発行可能額そのものを可能な範囲で抑制する存在にならなければならない。例えば、交付税特会の規模との見合いで臨財債の残高に一定の限度額を設け、交付団体の将来の財源に大きな欠損が生じないようにすることや、消費税増収分のうち地方自治体の財源とする分については、地方消費税とする割合を下げ、交付税の財源に溶け込ませる割合を広げることなどの措置が、地方財政の健全性を相対として維持するためには有効なのではないだろうか。

図 2 普通建設事業費と扶助費の推移（市町村分）



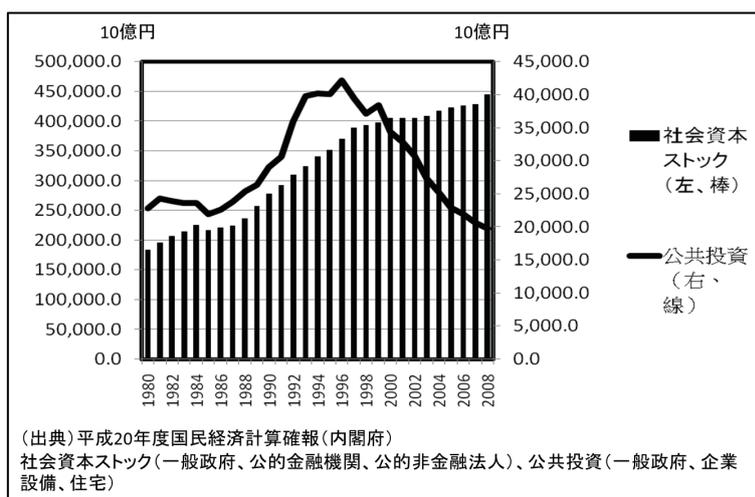
更新投資財源不足問題 ～指標によって把握する～

根本祐二委員

背景

我が国の社会資本は、戦後復興期から東京五輪期前後、高度成長期にかけて一斉に整備された後、バブル期には潤沢な財政資金をもとに、さらに、バブル崩壊後は景気対策の観点から、ほぼすべての時期を通じて増加してきた。この結果、ストックが高い水準となるとともに、東京五輪期に整備されたストックが50年を経過する2010年代に至って、老朽化した社会資本ス

図1 増大する更新投資需要と減少する公共投資予算



ックの更新の必要性、言い換えると更新投資財源の確保の必要性が高まっている。

一方、2000年以降、税収の低迷や、扶助費の増大を主因として、逆に公共投資は圧縮される傾向が強まった。

この結果、「増大する更新投資需要を減少する公共投資予算でまかなわなければならない」というジレンマが生じている。

先行する自治体の取り組み

老朽化の傾向は、特に公共投資を先行して行ってきた首都圏自治体に深刻に表れている。一部の自治体は、施設の老朽化という現場感覚から実態把握の必要性を認識し、公共施設マネジメント白書等を制作して住民にも公開するとともに、データを用いて自治体内のマネジメントに反映させる動きを起こしている(神奈川県藤沢市、秦野市、千葉県習志野市、埼玉県宮代町、さいたま市など)。

こうした活動を通じて、各自治体では、過去の投資時点では将来更新投資が必要となるという観点が欠落していたこと、その結果、このままでは大幅な更新投資財源不足が生じることが認識されはじめている。

この認識を自治体の政策に反映させるためには、日本全体のマクロの数値で

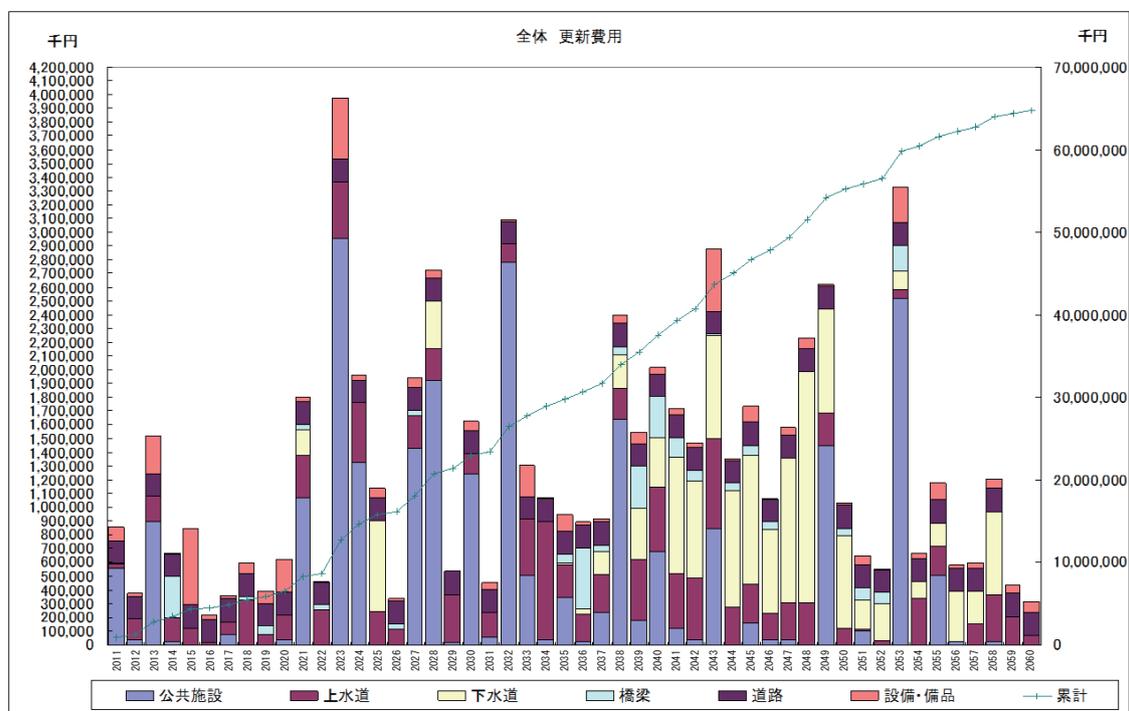
はなく、自治体ごとのミクロのレベルで、将来の更新投資を把握することが必要だ。現在のところは、上記の通り各自治体が白書等でデータを算出する方法、東洋大学や財団法人自治総合センターが開発した汎用ソフトで計算する方法があり、それによって、容易に問題の所在を把握することができる。

東洋大学ソフトを用いた試算結果

東洋大学ソフトは、従来国土交通白書等で用いられていたマクロ的な分析ではなく、地域ごとに積み上げ可能な方式で作られている。すなわち、各自治体の財産（通常は更新を前提とするので行政財産を対象とする）の取得年ごとの物理量データを把握する。建築物であれば延床面積、道路・橋りょう面積、上水道・下水道配管延長距離である。これらの財産が耐用年数到来後に同物理量を現在の標準単価（東洋大学が実勢価格と判断したもの）で更新すると仮定する。

たとえば、 x 年に a m^2 取得している場合は、「 $x + 50$ 年後に a m^2 を 280 千円/ m^2 で更新する」となる。耐用年数と標準単価はあらかじめ定数としているため、一つの財産に関しては一つの値が得られる。恣意が排除されて過大過小推計を避けるという大きな効果をもたらす¹。

図2 埼玉県宮代町の今後50年の更新投資必要額予測



¹ もちろん、耐用年数や更新単価に地域差があることは当然であり、必要に応じて原単位は変更することができる。しかし、その場合でも十分に根拠のある修正とし、安易に数値を縮小しないように努める必要があることは言うまでもない。

図は埼玉県宮代町で実際に計算した結果をグラフ化したものである。これによると、今後 10 年間はさほど更新投資が発生しないが、その後の 10 年間で学校施設が一斉に建て替え期を迎え、さらに橋りょう、上水道、下水道と次々に更新投資の波が襲ってくる事が分かる。

通常、自治体では最長でも 10 年の計画しかたてない。通常通りであれば、自治体は問題を遠い将来のことと捉え、何も対策を打たないまま 10 年後を迎え手遅れになっていただろう。

同町では、この分析結果を基に、将来確実に予見される危機を直視し現在の行動に反映させる決断をした。すでに、将来の公共施設の在り方を検討して施設統廃合を含む具体的な計画作りに着手している。全国の模範となる自治体と言えよう。

この計算ソフトの基本構造は、財団法人自治総合センター版に引き継がれ、各財産別の細分化（耐用年数や単価）や現実に行われることの多い大規模改修の組み込みなどの所要の機能追加が行われている。

その後、東洋大学版は、（1）東日本大震災の発生を経て被害額推計機能を追加した後、（2）最近 5～10 年分の物理量の更新に見合う所要金額を PBL (Possible Budget Level) として追加して、今後の更新投資所要額平均と比較できる機能も備える予定である²。

白書やソフトの限界

ただし、上記の方法は、いずれも、問題意識のある自治体にしか使われない（言い換えると、避けて通ることもできる）という欠点がある。

現在の健全化法上の財政指標の中には、将来の更新投資の大小を推測させる指標が含まれていない。この結果「健全なのであれば従来通り施設を更新しても構わないはずだ」という誤ったメッセージとして受け取られる可能性がある。筆者は、実際にそのような発言を何度も耳にした。将来の更新投資は確実に起きるにもかかわらず、現在そのための準備が織り込まれていないという意味で「隠れ負債」と呼べる。今後はすべての自治体に対して、社会資本の老朽化度、更新投資の多寡を表す何らかの指標の活用が必要となろう。

更新投資の多寡の目安として、本年 1 月に発表したのが、全国自治体公共施設延床面積の統計である。

このデータは、社会資本の老朽化に伴う更新投資の負担の大小の目安となる

² 旧版では過去 5 年間の普通建設事業費との比較を行えるようにしているが、普通建設事業費には今後とも確実に必要となる維持補修費が多額に含まれているにもかかわらず、それが財源として使おうとの誤解を生じせしめることから、直近 10 年間の投資物理量の更新金額を自動計算して反映させている。

指標であるが、制度的に公表が義務づけられておらず、今回の調査によって初めて網羅的に把握されたものである³。都道府県では47すべて、市区町村でも相対的に規模の大きな自治体を中心に981（数では56%、人口カレッジでは88%）での公表が確認されており、各自治体において公表すべき指標として認識されていることが分かる。

調査前の段階では、公共施設にはスケールメリットが存在するため、自治体の人口規模が小さくなるほど一人当たり延床面積が大きくなる傾向があるものと予測した。

しかしながら、人口規模別に自治体を分類した結果、各規模における最小値は人口規模に関わらず2㎡前後であることが判明した。

このことは、人口規模が小さな自治体でも、大都市並みの低い水準の人口一人当たり延床面積で“つつましく”公共施設

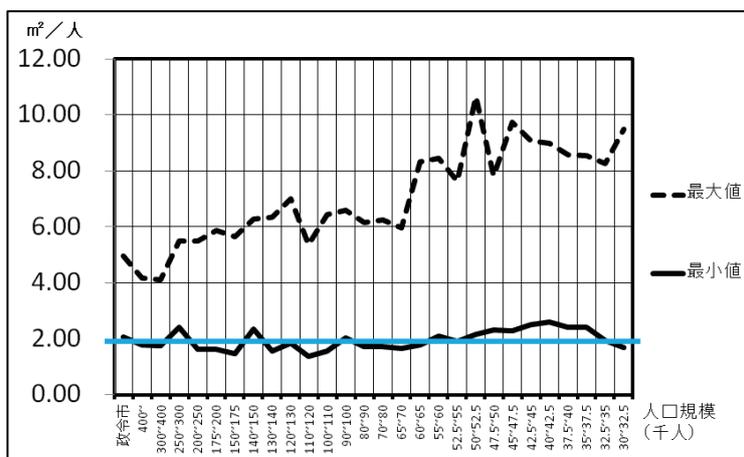
を運営している自治体が多く存在している一方、人口規模にかかわらずその数倍の施設を有している団体が多いことを示している。

たとえば、政令市では、札幌市、堺市、横浜市、川崎市、さいたま市（最小2.07㎡/人）が2㎡/人台である一方、大阪市（4.95㎡/人）、名古屋市、神戸市、北九州市は4㎡/人を超えている。

この結果から示唆されることは以下の3点である。

第1に、最低限の2㎡/人がナショナルミニマムであり、それを上回る部分がシビルミニマムであると考えればよい。現在すべての自治体でナショナルミニマムは達成されていると考えれば、その水準は概ね2㎡/人と見るべきであろう。仮に、それ以上の水準がナショナルミニマムだとすれば、少なからぬ自治体がナショナルミニマムすら達成していないことになるからである。一方、現実にそれ以上の規模を抱えている自治体が多いことは、ナショナルミニマムを超えることが必要だと、それらの自治体が判断し多くの公共施設を整備して

図3 人口規模別の人口一人当たり延床面積



³ 調査は、東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻院生・修了生および神奈川県秦野市職員の有志によって組織された「社会資本基礎データ研究会」（40名）が担当した。調査方法は、すべての自治体ホームページを閲覧して該当数字を探し出すという地道な方法であり、アンケートなどで自治体の積極的な開示を促したものではない。

きたことを意味する。これはシビルミニマムである。多くの自治体がナショナルミニマムの数倍の水準をシビルミニマムとして整備してきたのである。

第2に、一人当たり延べ床面積が小さくても安心できないことである。政令市最小のさいたま市ですら、同市公共施設マネジメント会議平成22年度中間報告では将来の更新投資予算が約2.6倍必要と試算されている。また、同様に同一人口規模では最小クラスの秦野市でも同市公共施設再配置に関する方針案(H22/6)では今後40年平均で42%不足と試算されている。面積の大きな自治体ではさらに深刻な予算不足に陥る可能性が高いと考えるべきである。

第3に、面積の大きな自治体が、予算不足を補うために国の補助を要望するのは国民感情からみて理不尽になる。国とは国民の集合体であり、国の補助の財源とは国民が負担する税金や国債に他ならない。つまり、「国に面倒を見てほしい」ということは、一人当たりの面積を小さく抑えてナショナルミニマムレベルでつましく暮らしている自治体の住民が支払う国税や負担する国債を、自分たちのシビルミニマムのために使わせると言うことに等しい。このような不公平なことが許されるはずはない。面積の大きな自治体は格段の努力が必要になるのである。

財務指標との関係

財務指標からこの問題にアプローチするには、すでに自治体で普及している「資産老朽化比率」の適用が考えられる。資産老朽化比率は、減価償却累計額÷(有形固定資産－土地＋減価償却累計額)で算出される。民間企業では減価償却累計率と表現されている。

図4では、 $dep \times n \div A$ で表される。この値が高いほど老朽化が進んでいる(低いほど若い)、50%を超えていると相対的には老朽化が進んでいると評価することができる。

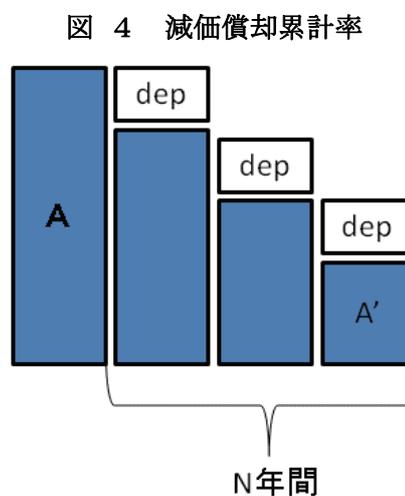


図5は浜松市が公表しているデータである。資産老朽化比率が、21、22年度と増大（悪化）していることが示されている。

図5 浜松市の財政指標（普通会計）

指標 \ 区分		総務省方式改訂モデル			基準モデル			
		22年度 A	21年度 B	増減 A-B	22年度 a	21年度 b	増減 a-b	
1	市民一人当たり資産額	千円	1,864	1,852	12	2,526	2,528	2
2	歳入額対資産比率	年	5.3	5.3	0.0	7.4	7.8	0.4
3	資産老朽化比率	%	46.0	44.2	1.8	61.9	59.5	2.4
4	純資産比率	%	77.6	77.4	0.2	83.6	83.3	0.3
5	将来世代負担比率	%	12.9	13.3	0.4	9.9	9.8	0.1
6	市民一人当たり負債額	千円	417	418	1	415	422	7
7	基礎的財政収支	億円	51	117	66	47	107	60
8	市民一人当たり行政コスト	千円	279	280	1	266	276	10
9	市民一人当たり人件費・物件費等	千円	154	155	1	145	149	4
10	行政コスト対公共資産比率	%	16.2	16.4	0.2	11.5	11.9	0.4
11	行政コスト対税収等比率	%	93.1	94.1	1.0	-	-	-
12	受益者負担の割合	%	3.3	3.5	0.2	4.7	4.7	0.0

資産老朽化比率は白書などと異なり新たな作業をしなくても、財務指標から容易に算出することができるが、以下のような限界がある。

第1に、老朽化の相対的な進展度を比較するには適しているが、適切・不適切の絶対的な評価とは直結しない。何%であればどのような支障が生じるかを論理的に導くことができない。また、資産老朽化比率が高かったとしても、十分な流動資産を保有している、もしくは負債依存度が低い（負債を増やすことが可能）な場合には、必ずしも不適切とは言い切れない。

第2に、公会計に固有の事情であるが、浜松市の例で示されるように決算方式によって数値が大きく異なる。他自治体と比較する際には同一方式で比較しなければならないのである。

以上の通り、限界はあるものの、資産老朽化比率が、現在の財務指標の中で老朽化問題の所在を把握可能でかつ有用な唯一の指標であることには変わりない。適切、不適切の絶対的な評価につなげるために他の財務指標と組み合わせて評価するなど、効果的な手法の開発が必要である。

.....

財政力指数と臨時財政対策債について

畑山栄介委員

財政指標と臨時財政対策債

この10年程の間における地方財政を巡る制度改革は、三位一体改革をはじめ様々なものがあつたが、その一つに、平成13年度から行われている臨時財政対策債（以下「臨財債」という。）の発行が挙げられる。臨財債は、地方財政の財源不足を補てんするために、それまで行われてきた交付税特別会計の借入れに替えて各地方公共団体が発行するようになったものであり、その元利償還金の全額が後年度に基準財政需要額に算入されることとなっている。また、臨財債発行可能額は、標準財政規模に含まれ、経常一般財源とともに経常収支比率算定上の分母に含まれている。臨財債は、実質的交付税の性格を有するものとして扱われており、これに伴い、健全化判断比率や経常収支比率といった財政指標の算定にも影響を与えないようになっているといえよう。

財政力指数の算定・利活用における臨時財政対策債の取扱い

上記の財政指標とは異なり、地方公共団体の財政力を示すものとされている財政力指数については、臨財債への振替額に相当する額を控除した額が基準財政需要額とされることから分母が縮小するため、財源不足への臨財債対応の結果として、振替前よりも高く算定されることとなる（近年の財政力指数の動向については、本報告書第2の3の図表5①参照）。

過去5年の地方財政全体における基準財政需要額の臨財債への振替の規模を見てみると、臨財債振替額の振替前基準財政需要額に対する割合は、6%程度であったものが近年10%を超えるようになっており、平成22年度には15%を超える規模となっている（下表参照）。

（単位：億円、%）

	H19	H20	H21	H22	H23
振替前基準財政需要額（A）	459,991	465,302	471,318	489,826	490,136
臨財債振替額（B）	26,300	28,332	51,486	77,069	61,593
臨財債振替額／振替前基準財政需要額（B/A）	5.7	6.1	10.9	15.7	12.6

基準財政需要額から臨財債への振替額は一定の規模になってはいるが、財政力指数は、あくまで地方財政の財源不足の調整を経て最終的に交付税として各団体に配分するための財政需要と収入の関係を示す数値であつて、実際の財政力を表すものではないと割り切れば、臨財債への振替による財政力指数の変化

を意に介する必要はないとする向きもあろう。

しかし、普通交付税が地方公共団体の標準的な行政水準を保つためのものであることからすれば、財政力指数は、それを反映し合理的に測定された財政需要と収入の関係に基づく財政力を示すものと考えられるものであり、実際、そうしたものとして広く定着し、団体間の比較等においても用いられてきた指標である。都道府県財政指数表のグループ設定の基準として活用されているほか、各団体共通のフォーマットで作成されてきた財政比較分析表、財政状況等一覧表、決算カードといった財政情報の開示資料には、健全化判断比率や経常収支比率とともに記載されるようになってきている。地方公共団体が作成する広報や外部への財政説明資料などにも、自らの財政力を表すものとして記載することがしばしばであろう。

さらに、財政力指数は、従来、地方が行う施設整備に係る経費について国の負担割合の引上げ等の基準として用いられたり、平成23年度に導入された地域自主戦略交付金の配分のための客観的指標の一部として用いられしたりするなど、国が地方に対する財政措置を考える際の判断指数として、現在まで広く用いられている。こうした場合、専ら臨財債振替後の基準財政需要額に基づく財政力指数が用いられることとなるが、近年においては、臨財債振替前のものが取り上げられることもある。例えば、平成22年度から24年度までの一部公的資金の補償金免除繰上償還の対象から除外する地方公共団体の設定や、臨財債振替額の財源不足額基礎方式による算出において、臨財債振替前の基準財政需要額を用いて算出した財政力指数が用いられている。この臨財債振替額の算出については、平成25年度までに、すべての団体を対象とした人口基礎方式から財源不足額基礎方式に完全移行することとされている。その結果、不交付団体が臨財債の配分対象から外れ、配分対象の団体に対しては、財源不足額を基礎として臨財債振替前の基準財政需要額に基づく財政力指数に応じて臨財債振替額が調整されるようになる。

財政力指数の把握と開示のあり方

こうした財政力指数の特質や利活用の状況及びその際の臨財債の取扱いを踏まえると、各団体においては、臨財債振替前の基準財政需要額に基づく財政力指数についても、他団体との比較も含め、把握・分析する機会や必要性が増えてきているといえる。これに伴う財政情報の開示の観点からは、臨財債への振替前の財政力指数について、各団体が必要に応じて、例えば、財政状況資料集内の関係する分析欄に適宜注記を加えるなどの取組を検討してもよいであろう。また、臨財債等を除いた場合の経常収支比率が決算カードに記載されている例があるように、各団体の個別の取組だけではなく、財政状況資料集の様式にお

いても、臨財債振替後に加えて振替前の基準財政需要額に基づく財政力指数が記載されるようになってよいのではないかと考えられる。

なお、以上のことは、臨財債振替額を控除した額が基準財政需要額として財政力指数の算定に用いられるという現行の取扱いを前提にしていることである。財政力を測る指標として広く定着し、活用されていることを考慮すると、財政力指数を臨財債振替前後それぞれのケースで把握し、活用したり開示したりすることは、簡明性を保つ上で極力避けた方がよいと思われる。今後、財政力指数の算定上は、臨財債振替前の基準財政需要額を使用するように改めることも考えられてよいのではなかろうか。

参 考 资 料

参考資料1 実地調査団体の財政指標等決算データ

(※平成12年度は「市町村別決算状況調」から、平成13年度から21年度は「決算カード」から数値を抽出。)

【青森県大鰐町】

区分	H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		
	H12	伸率	H13	伸率	H14	伸率	H15	伸率	H16	伸率	H17	伸率	H18	伸率	H19	伸率	H20	伸率	H21	伸率	
																					III-1
市町村類型	IV-1		III-2		III-2		III-2		III-2		III-0		III-0		III-0		III-0		III-0		III-0
住民基本台帳人口(人・年度末)	13,441	-1.9	13,184	-1.3	13,016	-1.2	12,865	-1.1	12,682	-1.4	12,540	-1.1	12,323	-1.7	12,115	-1.7	11,893	-1.8	11,694	-1.7	11,494
歳入総額	6,319,720	-2.0	6,194,149	-2.0	6,208,440	3.4	6,421,495	-7.7	5,927,863	-7.7	5,498,299	-7.2	5,291,659	-3.8	5,057,769	-4.4	5,301,132	4.8	5,711,518	7.7	5,711,518
歳出総額	6,220,444	-2.1	6,119,373	0.5	6,119,373	0.5	6,362,459	4.0	5,807,288	-8.7	5,392,781	-7.1	5,243,046	-2.8	5,079,325	-3.1	5,010,808	-1.3	5,652,442	12.8	5,652,442
歳入歳出差引額(形式収支)	98,276	6.8	106,069	-13.2	92,067	-13.2	59,036	-35.9	120,575	104.2	106,518	-12.5	48,613	-53.9	-21,556	-144.3	290,324	-1,446.8	59,076	-79.7	59,076
実質収支	98,681		92,480		86,926		58,832		119,422		104,402		45,807		-70,566		118,701		38,016		38,016
単年度収支	12,808		-6,201		-5,554		-28,094		60,590		-15,002		-55,807		-70,189		140,257		-80,885		-80,885
実質単年度収支	12,825		-6,194		-5,554		-28,090		60,596		-15,002		-55,807		-70,189		140,257		-80,885		-80,885
実質収支比率	2.5	2.4	2.4	2.5	2.5	1.8	1.8	3.7	3.7	3.2	3.2	3.2	1.5	0.6	0.6	3.3	3.3	1.0	1.0	1.0	1.0
基準財政収入額	834,294	1.8	849,579	1.8	808,219	-5.1	767,544	-4.8	785,763	2.4	802,077	2.1	836,786	4.3	819,344	-2.1	804,784	-1.8	785,413	-2.4	785,413
基準財政必要額	3,701,957	-4.3	3,543,677	-4.3	3,290,622	-7.1	3,027,997	-8.0	2,988,968	-1.3	3,071,171	2.8	3,036,737	-1.1	3,124,474	2.9	3,245,967	3.9	3,326,005	2.5	3,326,005
財政力指数	0.23	0.24	0.23	0.24	0.24	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.26	0.26	0.27	0.27	0.27	0.26	0.26	0.25	0.25	0.25	0.25
財政力指数(単年度)	0.23	0.24	0.23	0.24	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.26	0.26	0.26	0.27	0.27	0.27	0.26	0.26	0.25	0.25	0.25	0.25
標準財政規模	3,954,061	-4.0	3,796,941	-4.0	3,529,554	-7.0	3,248,498	-8.0	3,220,423	-0.9	3,293,127	2.3	3,267,808	-0.8	3,339,589	2.2	3,624,408	8.5	3,784,550	4.4	3,784,550
減税補償・臨時財政対策債除く	5,101,258	-2.6	4,969,357	-2.6	5,161,381	3.9	5,768,934	11.8	5,197,974	-9.9	5,064,437	-2.6	4,843,835	-4.4	4,686,943	-3.2	4,527,787	-3.4	4,403,188	-2.8	4,403,188
実質赤字比率	1,457,528	-0.4	1,205,657	-17.0	1,003,378	-16.8	481,857	-52.0	314,317	-34.8	147,145	-53.2	172,357	17.1	203,337	18.0	309,811	52.4	309,811	52.4	309,811
連続実質赤字比率	11,546	0.1	11,556	0.0	11,560	0.0	11,560	0.0	41,388	258.1	75,285	81.9	182,161	-75.8	42,961	135.8	42,934	-0.1	111,823	160.5	111,823
実質公債費比率	16.7	16.6	16.6	16.6	16.6	17.2	16.4	16.4	16.4	15.7	15.7	15.7	16.4	16.4	16.4	15.0	15.0	12.9	12.9	12.9	12.9
将来負担比率	88.2	81.9	79.5	88.2	88.2	88.2	88.2	92.5	92.5	90.8	90.8	92.6	92.6	87.5	84.2	84.2	88.3	87.8	87.8	87.8	87.8
減税補償・臨時財政対策債除く	82.1	82.0	82.0	82.0	93.9	99.9	99.9	101.0	101.0	97.1	97.1	98.3	98.3	92.2	92.2	88.3	88.3	87.8	87.8	87.8	87.8
実質赤字比率														0.61	0.61	-	-	-	-	-	-
連続実質赤字比率														26.45	26.45	15.36	15.36	14.02	14.02	14.02	14.02
実質公債費比率														17.7	17.7	16.8	16.8	15.9	15.9	15.9	15.9
将来負担比率														409.4	409.4	392.6	392.6	367.0	367.0	367.0	367.0
職員数	146	-1.4	144	-1.4	140	-2.8	137	-2.1	131	-4.4	121	-7.6	118	-2.5	104	-11.9	89	-14.4	85	-4.5	85
うち一般職員数	144	-1.4	142	-1.4	139	-2.1	137	-1.4	130	-5.1	121	-6.9	118	-2.5	104	-11.9	88	-15.4	84	-4.5	84

【群馬県嬬恋村】

区分	H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		
	H12	伸率	H13	伸率	H14	伸率	H15	伸率	H16	伸率	H17	伸率	H18	伸率	H19	伸率	H20	伸率	H21	伸率	
																					III-1
市町村類型	III-1		III-1		III-1		III-1		III-1		III-0										
住民基本台帳人口(人・年度末)	11,169	0.1	11,159	-0.2	11,126	-0.3	11,022	-0.8	10,940	-0.8	10,940	-0.8	10,788	-1.4	10,624	-1.5	10,552	-0.7	10,477	-0.7	10,477
歳入総額	8,792,134	7.8	8,657,842	9.9	8,657,842	9.9	6,923,036	-20.0	6,422,828	-7.2	6,321,994	-1.6	5,972,715	-5.5	6,109,023	2.3	6,212,120	1.7	5,569,918	-10.3	5,569,918
歳入総額	8,125,153	-10.2	7,299,905	-10.2	8,389,153	14.9	6,676,571	-20.4	6,023,167	-9.8	6,023,167	0.0	5,647,428	-6.2	5,779,157	2.3	6,038,634	4.5	5,349,496	-11.4	5,349,496
歳入歳出差引額(形式収支)	666,981	-13.7	575,866	-13.7	268,689	-53.3	246,465	-8.3	399,661	62.2	298,477	-25.3	325,287	9.0	329,866	1.4	173,466	-47.4	220,422	27.1	220,422
実質収支	637,834	14.4	518,208	-18.3	252,939	-50.9	235,065	-3.1	397,037	68.3	292,155	-25.3	314,311	7.8	319,368	1.4	158,994	-49.7	196,968	27.1	196,968
単年度収支	156,458	-119.626	-119,626		-265,269		-17,874		161,972		-104,882		22,156		5,057		-160,374		37,974		37,974
実質単年度収支	207,146	-79.026	-79,026		-164,799		-50,025		61,800		-72,197		25,363		6,185		-167,094		111,908		111,908
実質収支比率	14.4	11.9	11.9	6.4	6.4	6.3	6.3	10.8	10.8	7.8	7.8	8.3	8.3	8.1	8.1	3.9	3.9	4.8	4.8	4.8	4.8
基準財政収入額	1,978,609	2.138290	2,138,290	8.1	1,834,367	-14.2	1,708,305	-6.9	1,745,071	2.2	1,780,291	2.0	1,724,298	-3.1	1,686,284	-2.2	1,737,566	3.0	1,691,413	-2.7	1,691,413
基準財政必要額	3,798,825	3.666012	3,666,012	-3.5	3,413,658	-6.9	3,185,435	-6.7	3,119,676	-2.1	3,201,965	2.6	3,279,508	2.4	3,292,168	0.4	3,411,646	3.6	3,402,282	-0.3	3,402,282
財政力指数	0.54	0.55	0.54	0.55	0.54	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.53	0.53	0.52	0.52	0.51	0.51	0.51	0.51
財政力指数(単年度)	0.52	0.58	0.58	0.54	0.54	0.54	0.54	0.56	0.56	0.56	0.56	0.56	0.53	0.53	0.51	0.51	0.51	0.50	0.50	0.50	0.50
標準財政規模	4,414,890	4.354890	4,354,890	-1.4	3,978,521	-8.6	3,702,876	-7.0	3,676,162	-0.7	3,730,402	1.5	3,771,842	1.1	3,766,609	-0.1	4,112,040	9.2	4,145,178	0.8	4,145,178
減税補償・臨時財政対策債除く	7,579,460	7.764982	7,764,982	2.3	8,705,555	12.3	8,893,250	2.2	8,772,763	-1.4	8,355,010	-4.8	7,862,279	-5.9	7,437,583	-5.4	6,799,318	-8.6	6,274,015	-7.7	6,274,015
実質赤字比率	1,401,500	-5.5	1,160,191	-12.4	1,120,342	-3.4	963,991	-14.0	908,200	-6.1	908,200	-6.1	1,402,909	55.0	1,474,616	5.1	1,082,947	-26.6	1,123,144	3.7	1,123,144
連続実質赤字比率	560,918	601,518	7.2	701,988	16.7	669,837	-4.6	514,044	-23.3	546,729	6.4	552,262	1.0	563,390	0.2	455,261	-17.7	455,833	0.1	455,833	
実質公債費比率	12.3	13.1	13.1	14.5	14.5	15.6	15.6	18.7	18.7	19.0	19.0	20.4	20.4	20.8	20.8	21.0	21.0	19.3	19.3	19.3	19.3
将来負担比率	78.1	85.2	85.2	89.0	89.0	86.5	86.5	92.0	92.0	92.4	92.4	99.0	99.0	90.7	90.7	86.9	86.9	85.6	85.6	85.6	85.6
減税補償・臨時財政対策債除く	78.3	88.1	88.1	94.9	94.9	97.5	97.5	100.6	100.6	100.6	99.0	92.4	92.4	90.7	90.7	86.9	86.9	85.6	85.6	85.6	85.6
実質赤字比率																					
連続実質赤字比率																					
実質公債費比率																					

【大阪府泉佐野市】

区分	H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		
	III-3		III-5		III-5		III-5		III-5		II-3										
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	
市町村類型	99,208	0.9	100,023	0.8	100,467	0.4	100,619	0.2	101,346	0.7	101,427	0.1	101,745	0.3	102,103	0.4	101,904	0.2	101,904	-0.2	
住民基本台帳人口(人・年度末)	35,721,545	34,263,540	-4.1	37,391,955	9.1	37,705,561	0.8	35,148,844	-6.8	34,275,994	-2.5	36,175,728	5.5	41,590,806	15.0	43,028,399	3.5	47,571,760	10.6	47,571,760	0.0
歳入総額	38,459,788	37,041,401	-3.7	39,883,246	7.7	40,694,935	2.0	37,632,865	-7.5	35,902,938	-4.6	36,092,116	0.5	41,183,930	14.1	42,992,867	4.4	47,456,052	10.4	47,456,052	0.0
歳入歳出差引額(形式収支)	-2,732,243	-2,777,861	1.7	-2,491,291	-10.3	-2,989,374	20.0	-2,484,021	-16.9	-1,624,944	-34.6	83,612	-105.1	406,876	386.6	35,532	-91.3	115,708	225.6	115,708	0.0
実質収支	-2,790,239	-2,836,195	1.7	-2,507,928	-9.1	-2,893,372	20.0	-2,517,319	-16.9	-1,638,608	-34.6	48,540	-105.1	405,224	386.6	24,203	-91.3	15,760	15.760	15,760	0.0
単年度収支	-2,395,671	-45,956	98.8	328,267	13.8	-485,444	10.0	476,053	10.0	878,711	18.3	1,687,148	19.1	356,684	3.5	-381,021	-0.9	-8,443	-8.443	-8,443	0.0
実質単年度収支	-2,395,397	-45,927	98.8	298,296	12.8	-485,443	10.0	476,054	10.0	878,712	18.3	1,926,579	19.1	1,585,821	3.5	-283,090	-0.9	33,926	33.926	33,926	0.0
実質収支比率	-12.7	-12.7	-11.6	-11.6	-15.0	-15.0	-12.8	-12.8	-12.8	-8.4	-8.4	0.2	0.2	2.0	2.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
基準財政収入額	16,436,117	16,752,735	1.9	16,282,674	-2.8	14,957,212	-8.1	14,590,383	-2.5	14,556,684	-0.2	14,860,823	2.1	14,838,715	0.0	14,722,789	-0.9	15,413,900	4.7	15,413,900	0.0
基準財政需要額	16,551,678	16,185,650	-2.2	15,985,244	-1.9	15,072,916	-5.1	14,921,550	-1.0	14,938,929	0.1	15,472,248	3.6	15,185,258	-2.0	15,306,924	0.9	15,172,612	-0.9	15,172,612	0.0
財政力指数	1.07	1.05	1.02	1.03	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97
財政力指数 単年度	0.99	1.04	0.99	1.03	0.99	0.99	0.98	0.98	0.97	0.97	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96
標準財政規模	21,940,966	22,248,451	1.4	21,619,523	-2.8	19,934,826	-7.8	19,691,448	-1.2	19,882,902	-0.6	20,129,129	2.8	19,717,662	-2.0	20,573,622	4.3	21,406,740	4.0	21,406,740	0.0
地方債現在高	77,478,626	75,963,559	-2.0	75,287,981	-0.9	76,697,295	1.9	76,966,629	0.4	75,953,547	-1.3	74,576,784	-1.8	74,998,257	0.6	75,093,556	0.1	81,352,715	8.3	81,352,715	0.0
積立金現在高	3,840,070	3,774,757	-1.7	3,130,479	-17.1	3,023,601	-3.4	3,042,188	0.6	3,423,713	12.5	5,513,608	61.0	4,466,845	-19.0	2,710,790	-39.3	2,398,215	-11.5	2,398,215	0.0
うち財政調整基金	32,782	32,811	0.1	840	-97.4	841	0.1	842	0.1	843	0.1	843	0.0	25,845	2,965.8	904	-96.5	13,915	1,439.3	13,915	0.0
公債負担比率	20.8	20.8	0.0	20.9	23.3	23.3	24.1	24.1	24.1	23.8	22.2	21.8	28.7	28.7	21.8	21.8	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7
経常収支比率	106.7	105.0	107.4	107.4	106.6	106.6	104.7	102.3	102.3	102.3	99.4	101.1	101.1	106.5	105.1	101.2	102.3	102.3	102.3	102.3	102.3
減税補償、臨時財政対策債除く	107.4	107.7	112.9	112.9	117.3	117.3	112.5	108.3	108.3	104.6	104.6	103.3	104.6	104.6	105.1	101.2	108.6	108.6	108.6	108.6	108.6
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
将来負担比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
職員数	925	909	-1.7	895	-1.5	865	-3.4	828	-4.3	804	-2.9	794	-1.2	769	-3.1	751	-2.3	727	-3.2	727	0.0
うち一般職員数	888	728	-18.0	705	-3.2	679	-3.7	642	-5.4	618	-3.7	608	-1.6	582	-4.3	565	-2.9	584	22.8	584	0.0

【鳥取県日野町】

区分	H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		
	I-2		I-2		I-2		I-2		I-2		I-1		I-1		I-1		I-1		I-1		
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	
市町村類型	4,539	4,489	-1.1	4,490	0.0	4,425	-1.4	4,327	-2.2	4,219	-2.5	4,179	-0.9	4,075	-2.5	3,972	-2.5	3,873	-2.5	3,873	0.0
住民基本台帳人口(人・年度末)	5,525,444	6,063,416	9.7	4,980,111	-24.5	3,716,238	-18.9	3,693,023	-0.6	3,662,059	-0.8	3,624,760	-10.0	2,891,342	-4.4	3,072,273	6.3	3,451,683	12.3	3,451,683	0.0
歳入総額	5,269,565	5,810,348	10.3	4,356,104	-25.0	3,587,102	-17.7	3,612,358	0.7	3,243,531	-10.2	3,044,304	-6.1	2,774,760	-8.9	2,948,257	6.3	3,311,346	12.3	3,311,346	0.0
歳入歳出差引額(形式収支)	255,879	253,068	-1.1	224,007	-11.5	129,136	-42.4	80,665	-37.5	118,528	46.9	-19,544	-116.5	116,562	-696.4	124,016	6.4	140,337	13.2	140,337	0.0
実質収支	66,786	221,767	194.877	194,877	128,819	128,819	80,070	80,070	80,070	118,499	118,499	-25,902	-25,902	116,562	108,241	108,241	125,120	125,120	125,120	125,120	125,120
単年度収支	-42,619	154,981	363.877	-26,890	-66,058	-66,058	-48,749	-48,749	-48,749	36,429	36,429	-144,401	-144,401	142,464	-6,321	-6,321	16,879	16,879	16,879	16,879	16,879
実質単年度収支	-142,392	109,046	76.6	91,112	-161,057	-161,057	-120,109	-120,109	-120,109	1,466	1,466	-144,340	-144,340	160,217	121,880	121,880	224,283	224,283	224,283	224,283	224,283
実質収支比率	2.9	9.8	2.2	9.1	6.6	6.6	4.1	4.1	4.1	6.0	6.0	-1.3	-1.3	5.5	4.9	4.9	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3
基準財政収入額	364,306	364,737	0.1	390,738	7.1	380,925	-2.5	373,019	-2.1	368,322	-1.3	377,238	2.4	390,589	3.5	380,244	-2.6	374,395	-1.5	374,395	0.0
基準財政需要額	2,176,559	2,082,682	-4.3	1,975,432	-5.1	1,837,643	-7.0	1,850,640	0.7	1,857,403	0.4	1,826,416	-1.7	1,894,997	3.8	2,001,981	5.6	2,100,022	4.9	2,100,022	0.0
財政力指数	0.17	0.17	0.18	0.18	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.21	0.20	0.20	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19
財政力指数 単年度	0.17	0.18	0.18	0.20	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18
標準財政規模	2,286,459	2,251,508	-1.5	2,139,195	-5.0	1,942,943	-9.2	1,962,189	1.0	1,962,521	0.0	1,929,182	-1.7	1,999,464	3.6	2,201,271	10.1	2,354,587	7.0	2,354,587	0.0
地方債現在高	5,536,002	6,158,723	11.2	6,110,243	-0.8	6,070,785	-0.6	6,088,223	0.0	5,750,397	-5.2	5,326,080	-7.4	4,842,072	-9.1	4,338,823	-10.4	3,851,484	-11.2	3,851,484	0.0
積立金現在高	729,812	743,308	1.8	541,618	-27.1	493,674	-8.9	375,217	-24.0	186,019	-50.4	185,561	-0.2	186,904	0.7	348,727	86.6	575,550	65.0	575,550	0.0
うち財政調整基金	74,140	73,205	-1.3	262	21.9	92,208	3.4	85,848	-6.9	98,885	15.2	98,946	0.1	99,175	0.2	274,385	176.7	497,799	81.4	497,799	0.0
公債負担比率	19.1	19.1	0.0	26.2	22.2	22.2	24.2	24.2	24.2	22.2	22.2	29.3	29.3	26.4	25.8	25.8	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
経常収支比率	76.7	80.4	4.4	84.1	8.9	89.9	82.3	82.3	82.3	95.6	95.6	97.6	97.6	90.2	90.2	90.3	89.6	89.6	89.6	89.6	89.6
減税補償、臨時財政対策債除く	79.9	82.9	3.4	89.6	101.3	101.3	100.5	100.5	100.5	102.1	102.1	103.6	103.6	95.0	94.3	94.3	95.9	95.9	95.9	95.9	95.9
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
将来負担比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
職員数	74	77	4.1	76	-1.3																

【北海道赤平市】

区分	H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		
	0-3		0-3		0-3		0-3		0-3		I-1		I-3		I-3		I-3		I-3		
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率									
市町村類型	15,977	-1.4	15,478	-1.7	15,159	-2.1	14,506	-2.5	14,782	-2.5	14,506	-1.9	14,160	-2.4	13,716	-3.1	13,258	-3.3	12,877	-2.9	
住民基本台帳人口(人・年度末)	11,203,937	-3.0	11,142,099	-2.5	11,278,145	1.2	10,859,735	-6.2	10,580,125	-6.2	9,959,735	-5.9	10,478,738	5.2	9,251,155	-11.7	8,630,907	-4.5	9,881,711	11.9	
歳入総額	11,148,958	-3.3	11,010,405	-2.1	11,155,075	1.3	10,466,339	-6.2	10,466,339	-6.2	9,939,923	-6.0	10,501,273	6.7	8,771,554	-16.5	7,733,919	-11.8	9,554,900	23.5	
歳入歳出差引額(形式収支)	54,979	64.2	131,694	45.9	123,070	-6.5	113,786	-7.5	113,786	-7.5	119,812	5.3	-22,535	-118.8	479,601	2,238.2	1,097,078	128.7	326,811	-70.2	
実質収支	53,592	86.587	131,606	45.9	123,055	-6.5	113,786	-7.5	113,786	-7.5	119,812	5.3	-22,535	-118.8	479,601	2,238.2	1,090,714	128.7	326,811	-70.2	
単年度収支	26,176	32.995	45,019	8.551	-8,551	-9.277	-9,277	-9.277	-9,277	-9.277	6,034	6.034	-142,347	-172.451	502,136	611.113	611,113	767.817	-767,817	-97.817	
実質単年度収支	-26,091	-33.043	45,019	8.551	-8,551	-9.277	-9,277	-9.277	-9,277	-9.277	6,034	6.034	-142,347	-172.451	502,136	611.113	611,113	767.817	-767,817	-97.817	
実質収支比率	0.9	1.6	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	-0.5	-0.5	9.9	23.2	23.2	63	63	63	63	
基準財政収入額	1,041,540	1.3	1,006,612	-4.6	932,176	-7.4	948,144	1.7	959,703	1.2	959,703	1.2	1,001,041	4.3	1,002,956	0.2	971,027	-3.2	929,388	-4.3	
基準財政需要額	5,379,198	-4.8	4,953,288	-5.2	4,574,110	-5.8	4,444,697	-2.8	4,444,697	-2.8	4,440,161	-0.1	4,434,756	-0.1	4,380,467	-1.7	4,275,416	-2.0	4,288,971	0.3	
財政力指数	0.19	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.22	0.22	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	
財政力指数(単年度)	0.19	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.22	0.22	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	
標準財政規模	5,698,787	5.438,142	-4.6	5,158,175	-5.1	4,847,050	-6.0	4,741,659	-2.2	4,741,659	-2.2	4,710,367	-0.7	4,704,882	-0.1	4,629,421	-1.6	4,704,476	1.6	4,806,069	2.2
地方債現在高	13,109,962	13,466,795	2.7	13,118,177	-2.6	12,796,998	-2.5	12,100,396	-5.0	12,777,548	5.2	12,777,548	5.2	11,025,656	-13.7	10,713,661	-2.8	9,969,396	-6.9	9,617,316	-3.5
積立金現在高	845,780	693,059	-18.1	718,141	3.6	946,573	31.8	993,279	4.9	1,040,483	4.8	1,040,483	4.8	100,010	-90.4	93,259	-6.8	104,080	11.6	925,672	789.4
うち財政調整基金	30,072	30,120	0.2	30,120	0.0	30,120	0.0	30,120	0.0	30,120	0.0	30,120	0.0	16	-99.9	16	0.0	0	-100.0	818,920	皆増
公債負担比率	16.9	17.3	19.5	19.5	21.0	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	24.0	36.4	106.3	18.6	14.3	14.3	14.3	14.3	11.1	11.1	
経費収支比率	104.5	106.4	103.7	103.7	100.6	106.9	106.9	106.9	106.9	106.9	107.5	107.5	111.3	94.5	87.0	87.0	87.0	82.9	82.9	82.9	
減税補填、臨時財政対策債除く	104.8	109.0	109.4	109.4	110.4	114.2	114.2	114.2	114.2	114.2	113.2	113.2	111.3	98.5	90.6	90.6	90.6	88.1	88.1	88.1	
実質赤字比率																					
連結実質赤字比率																					
実質公債費比率																					
将来負担比率																					
職員数	290	281	273	273	258	233	233	233	233	233	215	215	191	146	146	146	151	151	152	0.7	
うち一般職員数	281	224	216	216	201	176	176	176	176	176	160	160	143	103	103	103	106	106	145	36.8	

【神奈川県藤沢市】

区分	H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21	
	V-4		V-5		V-5		V-5		V-5		IV-3									
	金額	伸率	金額	伸率																
市町村類型	377,771	1.1	386,041	1.0	388,985	0.8	390,763	0.5	392,929	0.6	392,929	0.6	396,123	0.8	399,435	0.8	402,294	0.7	404,908	0.6
住民基本台帳人口(人・年度末)	113,744,322	-0.4	109,739,118	-3.1	108,900,934	-0.8	113,073,993	3.8	121,355,389	7.3	128,357,422	5.8	128,357,422	5.8	126,474,792	-1.5	128,915,860	1.9	133,990,929	3.9
歳入総額	109,383,694	109,881,082	0.5	108,974,758	-2.6	106,029,490	-0.9	108,265,482	2.1	114,305,033	5.6	119,980,684	5.0	118,836,746	-1.0	120,977,981	1.8	126,846,797	4.9	
歳入歳出差引額(形式収支)	4,360,628	3,398,939	-22.1	2,874,360	-18.7	2,871,444	3.9	4,808,511	67.5	7,950,356	46.6	8,376,738	18.8	7,638,046	-8.8	7,937,879	3.9	7,144,132	-10.0	
実質収支	3,990,539	3,153,118	-22.1	2,874,360	-18.7	2,871,444	3.9	4,808,511	67.5	7,950,356	46.6	8,376,738	18.8	7,638,046	-8.8	7,937,879	3.9	7,144,132	-10.0	
単年度収支	-347,103	-837,421	-837,421	-1,305,942	807,719	1,951,058	1,951,058	1,951,058	1,951,058	1,703,664	1,703,664	495,351	495,351	-110,269	-110,269	-634,005	-634,005	-561,478	-561,478	
実質単年度収支	626,686	-2,235,585	-2,235,585	-1,305,942	807,758	1,951,094	1,951,094	1,951,094	1,951,094	2,703,773	2,703,773	2,500,186	2,500,186	417,704	417,704	-294,240	-294,240	-1,133,809	-1,133,809	
実質収支比率	5.2	4.1	4.1	2.4	3.6	6.3	6.3	6.3	6.3	8.5	8.5	8.8	8.8	8.3	8.3	7.5	7.5	6.8	6.8	
基準財政収入額	57,580,452	57,579,958	0.0	56,911,171	-1.2	54,850,093	-3.6	55,002,154	0.3	56,486,424	2.7	58,745,323	4.0	59,217,640	0.8	59,630,579	0.7	58,165,705	-2.5	
基準財政需要額	53,947,071	53,022,468	-1.7	51,266,505	-3.3	48,057,210	-6.3	47,545,982	-1.1	47,766,223	0.5	50,228,404	5.2	50,400,290	0.3	51,531,665	2.2	50,771,312	-1.5	
財政力指数	1.11	1.08	1.08	1.09	1.11	1.14	1.14	1.14	1.14	1.16	1.16	1.17	1.17	1.17	1.17	1.17	1.17	1.16	1.16	
財政力指数(単年度)	1.07	1.09	1.09	1.11	1.14	1.14	1.14	1.14	1.16	1.18	1.18	1.17	1.17	1.17	1.17	1.16	1.16	1.15	1.15	
標準財政規模	76,458,057	76,454,761	0.0	75,560,622	-1.2	72,797,025	-3.7	72,993,969	0.3	74,526,940	2.1	77,225,573	3.6	78,024,347	1.0	81,186,383	4.1	80,588,230	-0.8	
地方債現在高	89,757,193	87,001,611	-3.1	85,287,876	-2.0	83,001,151	-2.7	83,991,939	1.2	86,453,531	2.9	89,212,154	3.2	87,520,237	-1.9	87,293,639	-0.3	84,593,278	-3.1	
積立金現在高	12,983,968	11,321,587	-12.8	10,704,724	-5.4	9,163,807	-14.4	8,929,814	-2.6	9,489,443	6.3	11,011,925	16.0	12,389,820	12.5	12,896,691	2.5	12,064,128	-5.0	
うち財政調整基金	5,276,281	3,878,117	-26.5	3,878,160	0.0	3,878,199	0.0	3,878,235	0.0	4,878,343	25.8	6,883,178	41.1	7,411,151	7.7	7,750,918	4.6	7,178,985	-7.4	
公債負担比率	10.5	10.7	11.4	11.4	11.9	11.1	11.1	11.1	11.1	10.1	10.1	9.5	9.5	9.8	9.8	9.9	9.9	9.9	9.9	
経費収支比率	84.7	85.9	87.2	87.2	88.8	84.1	84.1	84.1	84.1	85.5	85.5	81.9	81.9	85.0	85.0	85.0	85.0	88.2	88.2	
減税補填、臨時財政対策債除く	85.8	87.0	88.3	88.3	91.9	90.9	90.9	90.9	90.9	87.4	87.4	86.2	86.2	87.2	87.2	87.2	87.2	91.7	91.7	
実質赤字比率																				
連結実質赤字比率																				
実質公債費比率																				
将来負担比率																				
職員数	2,648	2,602	2,583	2,583	2,526	2,523	2,523	2,523	2,523	2,512	2,512	2,479	2,479	2,442	2,442	2,425	2,425	2,417	2,417	
うち一般職員数	2,629	2,189	2,164	2,164	2,111	2,093	2,093	2,093	2,093	2,066	2,066	2,023	2,023	1,973	1,973	1,969	1,969	2,392	2,392	

【神奈川県鎌倉市】

区分	H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		
	IV-5	IV-5	IV-5	IV-5	IV-5	IV-5	IV-5	IV-5	IV-5	IV-5	IV-3	IV-3	IV-3	IV-3	IV-3	IV-3	IV-3	IV-3	IV-3	IV-3	
市町村類型	169,933	169,714	-0.1	170,382	0.4	171,810	0.8	173,469	1.0	175,051	0.9	176,484	0.3	176,689	0.1	177,161	0.3	176,689	0.1	177,161	0.3
住民基本台帳人口(人・年度末)	53,743,436	54,536,042	1.5	54,288,307	-0.5	54,511,925	0.4	55,075,610	1.0	56,487,408	2.6	56,293,457	1.3	56,287,730	0.0	59,320,576	5.4	56,287,730	0.0	59,320,576	5.4
歳入総額	52,509,957	53,185,532	1.3	53,131,463	-0.1	53,324,721	0.4	53,459,896	0.4	54,858,882	2.4	54,086,949	-1.4	54,578,769	0.9	57,075,097	4.5	54,086,949	0.9	57,075,097	4.5
歳入歳出引額(形式収支)	1,233,479	1,350,510	9.5	1,156,844	-14.3	1,187,204	2.6	1,525,714	28.5	1,628,546	6.7	1,494,147	-8.3	1,714,688	14.8	1,639,529	-4.4	1,494,147	-8.3	1,639,529	-4.4
実質収支	1,172,104	1,334,509	11.4	1,141,764	-2.4	1,052,749	-7.8	1,262,182	20.0	1,589,484	27.6	1,417,611	-11.1	1,356,178	-6.6	1,510,391	9.6	1,417,611	-11.1	1,510,391	9.6
単年度収支	-217,114	162,405	162.4	-194,745	-8.0	-89,015	-43.7	173,433	88.1	363,312	203.9	-171,833	-99.1	-61,433	-33.4	127,978	206.5	-171,833	-99.1	127,978	206.5
実質単年度収支	106,968	902,608	741.3	-400,502	-374.4	561,202	520.1	857,994	152.8	774,786	90.3	325,590	-39.1	-2,449,860	-233.1	421,033	50.0	325,590	-39.1	-2,449,860	-233.1
実質収支比率	3.2	3.5	10.6	3.1	-2.7	3.0	3.4	3.4	3.4	4.4	3.9	3.6	3.6	3.9	4.0	4.0	3.9	3.6	3.6	4.0	4.0
基準財政収入額	27,929,347	28,628,459	2.5	28,089,412	-1.9	26,394,630	-6.0	26,807,045	1.6	27,050,991	0.9	27,741,145	2.6	27,057,258	-2.5	27,607,109	2.0	27,741,145	2.6	27,607,109	2.0
基準財政需要額	24,797,058	24,274,215	-2.1	23,469,714	-3.3	21,978,439	-6.4	21,851,785	-0.6	22,034,992	0.8	22,941,390	4.1	22,548,500	-1.7	22,776,848	1.0	22,941,390	4.1	22,548,500	-1.7
財政力指数	1.16	1.15	-0.9	1.17	1.17	1.20	1.20	1.21	1.21	1.22	1.22	1.22	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.22	1.21	1.21	1.21
財政力指数 単年度	1.13	1.18	6.2	1.20	1.20	1.20	1.20	1.23	1.23	1.23	1.23	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.22	1.21	1.21	1.21
標準財政規模	37,105,253	38,036,202	2.5	37,318,640	-1.9	35,051,964	-6.1	35,596,655	1.6	35,229,270	0.4	36,641,893	2.6	36,072,462	-1.6	37,948,650	5.2	36,641,893	2.6	37,948,650	5.2
地方債現在高	47,925,894	47,455,118	-1.0	47,833,152	0.8	49,075,802	2.6	51,557,029	5.1	51,322,786	-0.5	50,137,356	-2.3	47,844,382	-4.6	45,338,801	-5.2	50,137,356	-2.3	47,844,382	-4.6
積立金現在高	8,826,543	9,289,316	5.2	8,981,457	-3.3	8,439,166	-6.0	9,232,483	9.4	9,382,213	1.6	9,904,104	5.6	7,414,747	-25.1	6,987,845	-5.8	9,904,104	5.6	7,414,747	-25.1
うち財政調整基金	1,389,298	2,129,501	53.3	1,921,744	-9.8	2,571,960	33.8	3,256,522	26.6	3,667,996	12.6	4,165,469	13.6	1,977,042	-52.5	2,270,097	-14.8	4,165,469	13.6	1,977,042	-52.5
公債負担比率	11.2	11.5	10.7	11.5	12.3	12.3	11.8	11.8	11.8	12.2	12.2	12.7	13.5	12.7	13.5	12.3	12.7	13.5	12.7	13.5	12.3
経費収支比率	87.5	88.5	10.1	89.8	89.1	89.1	85.5	85.5	85.5	88.3	88.3	88.0	88.0	83.5	82.8	92.7	88.0	83.5	82.8	92.7	88.0
減税補償・臨時財政対策債除く	88.9	91.4	25.3	94.7	94.5	94.5	92.6	92.6	92.6	93.8	93.8	92.1	92.1	87.1	86.1	98.0	92.1	87.1	86.1	98.0	92.1
実質赤字比率																					
連結実質赤字比率																					
実質公債費比率																					
将来負担比率																					
職員数	1,570	1,540	-1.9	1,499	-2.7	1,457	-2.8	1,436	-1.4	1,403	-2.3	1,385	-1.3	1,330	-4.0	1,317	-1.0	1,330	-4.0	1,317	-1.0
うち一般職員数	1,563	1,315	-15.9	1,277	-2.9	1,233	-3.4	1,214	-1.5	1,179	-2.9	1,154	-2.1	1,095	-5.1	1,085	-0.9	1,154	-2.1	1,085	-0.9

(千円:%)

【岐阜県多治見市】

区分	H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		
	III-4	III-4	III-4	III-4	III-4	III-4	III-4	III-4	III-4	III-4	III-2	III-2	III-3	III-3	III-3	III-3	III-3	III-3	III-3	III-3	
市町村類型	105,061	104,994	-0.1	104,748	-0.2	104,870	0.1	104,943	0.1	116,170	11.7	116,188	0.0	115,945	-0.2	115,709	-0.2	115,945	-0.2	115,709	-0.2
住民基本台帳人口(人・年度末)	30,428,963	32,281,708	6.1	31,183,230	-3.4	28,376,421	-9.0	28,156,048	-0.8	33,694,622	19.7	33,863,995	0.5	31,256,113	-7.7	37,675,452	20.5	33,863,995	0.5	31,256,113	-7.7
歳入総額	29,039,376	30,298,550	4.3	29,969,481	-2.4	26,674,469	-9.8	26,160,798	-1.9	31,975,209	22.2	31,991,726	0.1	29,400,558	-8.1	36,101,122	22.8	31,991,726	0.1	29,400,558	-8.1
歳入歳出引額(形式収支)	1,389,587	1,983,178	42.7	1,613,749	-18.6	1,701,952	5.5	1,995,250	17.2	1,719,413	-13.8	1,872,269	8.9	1,855,555	-0.9	1,574,330	-15.2	1,872,269	8.9	1,855,555	-0.9
実質収支	1,230,346	1,390,137	13.7	1,436,639	11.6	1,266,260	-9.3	1,365,456	17.2	1,570,016	13.2	1,807,749	14.8	1,755,660	-2.8	1,379,236	-24.6	1,807,749	14.8	1,755,660	-2.8
単年度収支	-113,943	159,791	159.7	46,502	28.5	-170,379	-17.0	99,196	21.3	-17,369	-17.3	259,511	259.5	-52,069	-23.5	-376,444	-407.3	259,511	259.5	-52,069	-23.5
実質単年度収支	-77,438	-206,433	-266.4	-549,759	-703.1	-989,193	-1263.1	-226,149	-266.1	445,038	445.0	-652,442	-652.4	-541,640	-541.6	-1,793,748	-282.3	-652,442	-652.4	-541,640	-541.6
実質収支比率	6.5	7.5	11.5	8.0	7.6	7.6	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	9.4	8.7	8.7	6.7	6.7	8.6	8.7	6.7	6.7	8.6
基準財政収入額	10,863,741	10,978,922	1.1	10,869,055	-1.0	10,292,838	-5.3	10,350,541	0.6	11,627,243	12.3	12,005,324	3.3	12,295,043	2.4	12,353,677	0.5	12,005,324	3.3	12,295,043	2.4
基準財政需要額	15,309,396	15,039,684	-1.8	14,447,461	-3.9	13,317,281	-7.8	13,162,547	-1.2	15,354,924	16.7	14,985,889	-2.4	15,003,216	0.1	15,270,420	1.8	14,985,889	-2.4	15,003,216	0.1
財政力指数	0.73	0.72	-1.4	0.73	0.73	0.75	0.77	0.77	0.77	0.76	0.76	0.77	0.77	0.81	0.81	0.81	0.80	0.77	0.81	0.81	0.80
財政力指数 単年度	0.71	0.73	2.8	0.75	0.77	0.77	0.79	0.79	0.79	0.76	0.76	0.80	0.80	0.82	0.81	0.81	0.78	0.80	0.82	0.81	0.78
標準財政規模	18,826,281	18,576,549	-1.3	17,954,806	-3.3	16,604,745	-7.5	16,486,575	-0.7	18,952,277	15.0	19,155,778	1.1	19,257,037	0.5	20,524,778	6.6	19,155,778	1.1	19,257,037	0.5
地方債現在高	25,123,443	25,976,993	3.4	27,904,133	7.4	27,427,807	-1.7	26,940,817	-1.8	30,377,444	12.8	30,898,095	1.7	29,666,078	-4.0	29,628,495	-0.1	30,898,095	1.7	29,666,078	-4.0
積立金現在高	6,883,954	8,001,124	16.2	8,923,729	11.6	9,405,173	5.4	10,421,421	10.8	12,323,283	18.3	16,208,957	31.5	17,149,989	5.8	18,236,223	6.3	16,208,957	31.5	17,149,989	5.8
うち財政調整基金	2,500,866	2,754,642	10.1	2,908,381	5.6	2,809,867	-3.4	3,144,222	11.9	4,489,703	42.8	4,357,750	-2.9	4,182,539	-4.9	4,195,719	0.3	4,357,750	-2.9	4,182,539	-4.9
公債負担比率	14.9	14.5	-3.4	15.3	14.5	14.5	14.5	11.8	11.8	11.3	11.3	12.7	12.5	11.8	11.8	12.9	11.8	12.7	12.5	11.8	12.9
経費収支比率	77.6	78.0	0.5	80.6	82.7	82.7	77.8	77.8	77.8	80.1	80.1	81.9	81.6	81.6	86.5	85.7	81.9	81.6	81.6	86.5	85.7
減税補償・臨時財政対策債除く	78.3	78.7	0.5	81.4	87.4	87.4	84.6	84.6	84.6	84.7	84.7	85.7	83.4	83.4	88.4	89.4	85.7	83.4	83.4	88.4	89.4
実質赤字比率																					
連結実質赤字比率																					
実質公債費比率																					
将来負担比率																					
職員数	797	785	-1.5	770	-1.9	751	-2.5	732	-2.5	807	10.2	773	-4.2	753	-2.6	737	-				

【三重県四日市市】

※H17.2 楠町合併

(千円：%)

区分	H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		
	V-4	伸率	V-4	伸率	V-4	伸率	V-4	伸率	V-4	伸率	特別市	伸率	特別市	伸率	特別市	伸率	特別市	伸率	特別市	伸率	
市町村類型																					
住民基本台帳人口(人・年度末)	281,673	0.2	289,216	0.3	289,220	0.0	301,116	4.1	302,108	0.3	302,983	0.3	304,058	0.4	305,038	0.3	305,038	0.3	305,277	0.1	
出生総数	98,745,060	-0.4	96,163,792	-2.3	92,650,174	-3.7	96,274,580	3.9	99,096,772	2.9	96,528,348	-2.6	101,749,290	5.4	109,468,068	7.6	109,285,725	-0.2	107,262,953	0.5	
歳入総額	96,067,521	0.2	94,991,165	-1.3	91,228,999	-4.0	94,669,809	3.8	96,861,187	2.3	94,290,882	-2.7	99,466,480	5.5	106,754,584	7.3	107,262,953	0.5	107,262,953	0.5	
歳入歳出差引額(形式収支)	2,675,539	-21.6	1,172,627	-44.1	1,421,175	21.2	1,604,771	12.9	2,235,585	39.3	2,237,466	0.1	2,252,810	0.7	2,715,514	20.5	2,002,772	-26.2	1,743,551	-13.5	
実質収支	2,005,740	16.2	680,638	-33.5	1,042,591	52.0	1,184,592	13.4	1,456,765	23.3	2,059,318	-	2,050,091	-	2,067,645	0.5	1,743,551	-13.5	1,743,551	-13.5	
単年度収支	-530,623	-385.7	-939,391	-385.7	-939,391	-385.7	-60,477	-4.5	272,173	2.1	602,553	-	-9,237	-	17,564	-	-324,094	-19.1	-324,094	-19.1	
実質単年度収支	306,616	1.2	-1,136,218	-4.1	1,257,639	3.9	-1,375,774	-4.9	1,122,513	0.8	604,673	-	1,022,680	1.7	-436,596	-	321,567	0.3	321,567	0.3	
実質収支比率	3.3	2.7	3.3	2.7	1.9	1.9	2.0	2.0	2.5	2.5	3.3	-	3.1	3.1	2.9	2.9	2.5	2.5	2.5	2.5	
基準財政収入額	43,292,939	0.6	41,475,678	-4.8	39,241,466	-5.4	42,112,179	7.3	43,076,044	2.3	47,246,222	9.7	48,830,622	3.4	52,064,548	6.6	50,733,273	-2.6	46,171,610	-0.5	
基準財政需要額	46,335,098	0.6	45,617,884	-2.1	43,298,308	-5.1	44,882,437	3.7	45,851,441	2.2	46,259,829	0.9	45,726,573	-1.2	46,401,318	1.5	46,171,610	-0.5	46,171,610	-0.5	
財政力指数	0.97	0.94	0.93	0.93	0.92	0.92	0.91	0.91	0.92	0.92	0.97	0.97	1.01	1.07	1.07	1.07	1.10	1.10	1.10	1.10	
財政力指数 単年度	0.93	0.94	0.91	0.91	0.91	0.91	0.94	0.94	0.94	0.94	1.02	1.02	1.07	1.12	1.12	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	
標準財政規模	60,294,498	0.6	58,929,282	-2.8	55,841,950	-5.2	58,386,658	4.6	59,339,866	1.6	62,519,051	5.4	64,532,217	3.2	70,476,511	9.2	70,323,857	-0.2	70,323,857	-0.2	
地方債現在高	110,424,898	0.9	112,874,759	1.3	113,353,408	0.4	116,106,040	2.4	116,341,188	0.2	113,177,515	-2.6	110,347,596	-2.6	109,649,204	-0.6	105,504,978	-3.8	105,504,978	-3.8	
積立金現在高	9,039,881	8.8	7,140,103	-19.0	7,928,152	11.0	7,773,310	-2.0	9,532,174	22.6	9,977,121	4.7	12,616,713	26.5	14,005,910	11.0	17,612,470	25.8	17,612,470	25.8	
うち財政調整基金	3,745,635	20.0	1,985,972	-33.7	2,881,658	45.1	2,117,092	-26.5	2,967,432	40.2	2,969,552	0.1	3,976,285	33.9	2,541,544	-36.1	5,698,015	124.2	5,698,015	124.2	
公債費負担比率	15.3	16.6	17.8	17.8	17.9	17.9	17.8	17.8	17.9	17.9	18.6	18.6	18.0	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	
経費収支比率	84.1	86.7	88.5	88.5	85.0	85.0	88.2	88.2	88.3	88.3	85.2	85.2	83.4	84.5	84.5	82.1	82.1	82.1	82.1	82.1	
減税補償、臨時財政対策債除く	84.9	87.6	89.1	89.1	93.2	93.2	95.0	95.0	95.0	95.0	89.5	89.5	86.4	87.3	87.3	88.5	88.5	88.5	88.5	88.5	
実質赤字比率																					
連続実質赤字比率																					
実質公債費比率																					
将来負担比率																					
職員数	2,097	2.024	1,964	-3.5	1,901	-3.2	1,930	1.5	1,883	-2.4	1,854	-1.5	1,812	-2.3	1,751	-3.4	1,709	-2.4	1,709	-2.4	
うち一般職員数	1,922	1,614	1,557	-18.6	1,497	-3.9	1,515	1.2	1,452	-4.2	1,412	-2.8	1,362	-3.5	1,304	-4.3	1,279	-1.7	1,279	-1.7	

【島根県松江市】

※H17.3 鹿島町等6町1村合併

(千円：%)

区分	H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		
	IV-3	伸率	IV-5	伸率	IV-5	伸率	IV-3	伸率	IV-3	伸率	IV-1	伸率	IV-1	伸率	IV-1	伸率	IV-1	伸率	IV-1	伸率	
市町村類型																					
住民基本台帳人口(人・年度末)	147,940	0.0	148,038	0.1	147,855	-0.3	193,772	31.2	193,954	0.1	193,641	-0.2	193,200	-0.2	192,612	-0.3	192,049	-0.3	192,049	-0.3	
出生総数	69,205,622	-0.4	61,263,361	-11.1	61,499,253	0.4	100,661,727	63.7	98,346,087	-2.3	90,632,595	-7.8	90,689,349	0.1	92,148,996	1.6	101,336,443	10.0	101,336,443	10.0	
歳入総額	68,516,170	-0.4	60,788,079	-10.9	61,147,755	0.6	99,880,480	63.3	97,606,212	-2.3	89,829,763	-8.0	90,043,839	0.2	87,806,641	-2.5	100,308,376	14.2	100,308,376	14.2	
歳入歳出差引額(形式収支)	687,452	-3.5	478,282	-28.3	351,498	-26.0	781,247	122.3	739,875	-5.3	802,832	8.5	645,510	-19.6	4,342,355	572.7	1,028,067	-76.3	1,028,067	-76.3	
実質収支	298,660	155.985	158,471	52.9	209,476	132.6	157,868	70.404	157,868	0.0	596,056	375.8	448,113	284.6	1,533,807	952.7	679,064	423.1	679,064	423.1	
単年度収支	-160,068	-142.675	2,486	1.7	51,005	33.6	-87,464	-52.9	-87,464	-52.9	525,652	333.6	-147,943	-100.0	1,085,694	661.8	-854,743	-498.8	-854,743	-498.8	
実質単年度収支	-149,641	-391.661	-342,905	-232.9	52,941	35.3	-300,253	-203.5	621,422	414.2	737,444	487.0	1,548,505	1,000.0	1,857,567	1,267.0	1,046,392	700.0	1,046,392	700.0	
実質収支比率	0.9	0.5	0.5	0.5	0.7	0.7	0.3	0.3	0.1	0.1	1.3	1.3	0.9	0.9	3.1	3.1	1.3	1.3	1.3	1.3	
基準財政収入額	17,381,635	3.3	17,334,477	-3.4	16,645,531	-4.0	21,670,751	30.2	21,723,128	0.2	22,516,095	3.7	22,339,356	-0.8	22,045,119	-1.3	21,582,955	-2.1	21,582,955	-2.1	
基準財政需要額	26,890,190	26.891	26,331,712	-2.1	25,238,182	-4.2	38,504,824	52.6	37,676,524	-2.2	37,363,819	-0.8	37,369,832	0.0	37,829,012	1.2	37,889,449	0.2	37,889,449	0.2	
財政力指数	0.67	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	0.55	0.55	0.56	0.56	0.58	0.58	0.59	0.59	0.59	0.59	0.58	0.58	0.58	0.58	
財政力指数 単年度	0.65	0.67	0.66	0.66	0.66	0.66	0.56	0.56	0.56	0.56	0.60	0.60	0.60	0.60	0.58	0.58	0.57	0.57	0.57	0.57	
標準財政規模	32,308,789	32.309	32,666,508	1.1	31,877,474	-2.4	45,422,053	48.7	47,476,406	4.5	47,486,079	0.0	47,494,692	0.0	49,946,106	5.2	50,770,828	1.7	50,770,828	1.7	
地方債現在高	86,348,341	6.0	92,306,035	6.9	94,371,395	2.2	146,010,398	54.7	148,166,709	1.5	144,320,631	-2.6	138,007,306	-4.4	133,332,797	-3.4	133,229,495	-0.1	133,229,495	-0.1	
積立金現在高	11,393,179	9.1	9,113,998	-20.0	8,332,863	-8.6	19,587,528	142.9	16,995,001	-13.1	15,195,168	-10.6	13,887,022	-8.5	13,874,838	-0.1	14,884,534	8.8	14,884,534	8.8	
うち財政調整基金	1,747,951	1.297	1,297,965	-25.7	952,574	-26.6	954,510	0.2	2,775,991	190.8	2,482,337	-10.6	2,189,043	-11.8	1,852,540	-15.4	1,860,467	0.4	3,361,708	80.7	
公債費負担比率	17.5	20.2	15.4	15.4	21.6	21.6	21.8	21.8	21.8	21.8	23.8	23.8	24.4	24.4	21.3	21.3	19.9	19.9	19.9	19.9	
経費収支比率	88.4	89.8	90.4	90.4	90.4	90.4	92.4	92.4	92.4	92.4	92.9	92.9	91.8	91.8	89.0	89.0	89.6	89.6	89.6	89.6	
減税補償、臨時財政対策債除く	88.2	92.4	95.0	95.0	99.3	99.3	99.8	99.8	94.9	94.9	97.7	97.7	95.7	95.7	92.4	92.4	95.1	95.1	95.1	95.1	
実質赤字比率																					
連続実質赤字比率																					
実質公債費比率																					
将来負担比率																					
職員数	976	953	931	-2.4	918	-1.4	1,732	88.7	1,726	-0.3	1,693	-1.9	1,652	-2.4	1,634	-1.1	1,613	-1.3	1,613	-1.3	
うち一般職員数	857	834	815	-2.7	805	-1.2	1,386	68.4	1,346	-0.7	1,316	-2.2	1,282	-2.6	1,260	-1.7	1,475	17.1	1,475	17.1	

参考資料 2

「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」日程

時 期	研究会	主な検討内容等
平成 23 年 9 月 26 日	第 1 回 研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会立ち上げ ・研究会の運営方針及び開催スケジュール ・「財政状況資料集」の作成状況について ・各地方公共団体（各類似団体グループ）における歳入・歳出（経常収支比率）と財政健全化の取組等の検証例について
11 月 18 日	第 2 回 研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率の概要（速報）について ・財政健全化判断比率等の財政指標に関する聞き取り調査報告（中間報告）について ・10か年経年分析について <ul style="list-style-type: none"> ①実質公債費比率及び実質単年度収支による分析について ②「資金収支計算書」の資金収支区分を用いた分析手法について ・「公共施設等の更新費用の推計方法」の概要について
12 月 15 日	第 3 回 研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本更新投資問題と可視化の方法について ・財政健全化判断比率等の財政指標に関する聞き取り調査報告について ・報告書骨子（案）について
平成 24 年 1 月 31 日	第 4 回 研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書（案）について
3 月中旬		<ul style="list-style-type: none"> ・報告書完成 ・報告書印刷、製本
3 月中		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体へ報告書を発送